

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 新市において、大野郡 5 町 2 村を区域とした農業委員会を一つ設置する。
- 2 農業委員会の公選による委員の定数については、3 0 名とする。
- 3 農業委員会委員の選出方法については、合併後最初の選挙に限り選挙区制を導入する。
ただし、選挙区の定数については、定数 3 0 名の内 1 4 名を均等割とし、各町村に 2 名割り当て、残りの 1 6 名を農地面積割りにより算出された者との合計とする。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第7号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	1. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	中項目	1. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
1. 農業委員の現状								<p>新市において、大野郡5町2村を区域とした農業委員会を一つ設置する。</p> <p>農業委員会の公選による委員の定数については、30名とする。ただし、平成17年7月19日までの間は、現在の委員全員が在任する在任特例を採用する。</p> <p>農業委員会委員の選出方法については、小選挙区制を導入する。ただし、小選挙区の定数については、定数30名の内14名を均等割とし、各町村に2名割り当て、残りの16名を農地面積割りにより算出された者との合計とする。</p> <p>産業専門部会案 平成16年3月3日</p> <p>新市において、大野郡5町2村を区域とした農業委員会を一つ設置する。</p> <p>農業委員会の公選による委員の定数については、30名とする。</p> <p>農業委員会委員の選出方法については、合併後最初の選挙に限り選挙区制を導入する。ただし、選挙区の定数については、定数30名の内14名を均等割とし、各町村に2名割り当て、残りの16名を農地面積割りにより算出された者との合計とする。</p> <p>幹事会案 平成16年4月1日</p>
選挙による委員合計 79人 条例定数 選挙による委員合計 31人 選挙による委員合計 79人 現行委員数 選挙による委員合計 31人	選挙による委員 12人 選任による委員 5人	選挙による委員 11人 選任による委員 3人	選挙による委員 15人 選任による委員 5人	選挙による委員 10人 選任による委員 5人	選挙による委員 11人 選任による委員 5人	選挙による委員 10人 選任による委員 3人	選挙による委員 10人 選任による委員 5人	
委員報酬(年報酬)	会長 318,000円 副会長 279,000円 委員 269,000円	会長 278,000円 副会長 238,000円 委員 229,000円	会長 307,000円 副会長 265,000円 委員 254,000円	会長 284,000円 副会長 249,000円 委員 238,000円	会長 302,000円 副会長 262,000円 委員 253,000円	会長 278,000円 副会長 238,000円 委員 229,000円	会長 289,000円 副会長 251,000円 委員 242,000円	
任期	平成17年 7月19日	平成18年12月31日	平成18年12月31日	平成16年 4月26日	平成17年 7月19日	平成17年7月19日	平成16年 3月27日	
(第49次大分農林水産統計年報) 農地面積計 703,800 農地面積 (単位: a)	133,000	52,100	168,000	91,500	151,000	51,600	56,600	
その他						村内調査に対する費用 弁償 日当1,000円	村内調査に対する費用 弁償 日当1,000円	
2. 農業委員会委員の定数及び任期に関する法令	別紙							
3. 新市の農業委員会委員の選出方法	別紙							

農業委員会等に関する法律（抜粋）

第3条 [設置]

- 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。
- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
- 3 前項の規定により、その区域を2以上に分けてその区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、都道府県知事に承認を受け、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
- 4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。
- 5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の農業委員会を置かないことができる。
- 6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

第7条 [選挙による委員]

- 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。
- 2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

第12条 [選任による委員]

- 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。
- (1) 省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各1人
- (2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

第15条 [委員の任期]

選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

- 2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。
- 3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除きその任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選任された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。
- 5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦にかかるものは、当該委員を推薦した団体の理事でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

第34条 [境界の変更の場合の特例]

- 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。
- 2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包括することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令

第2条の2 [選挙による委員の定数の基準]

農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上覧に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	区 分	定数の基準
1	(1) その区域の1, 300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む個人その区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人の数の合計数が1, 100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5, 000ヘクタールを超え、かつ、基準農家数が6, 000を超える農業委員会	40人以下

合併特例法（農業委員会委員に関する部分の抜粋）

第8条〔農業委員会の委員の任期等に関する特例〕

市町村の合併の際合併市町村の農業委員会の選挙による委員で当該市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間
- (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数にいたるまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

先進地事例

北上市（岩手県）

新市に1つの農業委員会を置き、3市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第5条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

また、選任による委員は、農業協同組合及び農業共済組合推薦委員が5人、議会推薦委員5人とする。

土地面積：437.55km²

農地面積：9,620ha

ひたちなか市（茨城県）

新市の農業委員会は農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項及び第2項の規定を適用し、平成8年7月19日まで2市に設置されているそれぞれの農業委員会の区域ごとに設置する。

土地面積：98.98km²

農地面積：2,833ha

あきる野市（東京都）

新市に1つの農業委員会を置き、2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として存在する。

土地面積：73.34km²

農地面積：239ha

篠山市（兵庫県）

農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き市町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

土地面積：377.61km²

農地面積：4,130ha

農業委員の選出方法

項 目	新 設 合 併 の 場 合
原則 (農委等法7条、12条)	合併関係町村の選挙による委員及び選任による委員とも合併の前日にすべて失職 ・合併後50日以内に選挙による委員の選出 10人～30人 ・首長の選任による委員の選出 7人以内
合併町村の区域に1つの農業委員会を置く場合の特例 (特例法8条1項、2項)	選挙による委員は合併関係町村の協議により人数を定める10人～80人の間で ・現在の各町村の委員は上記の定められた人数について最長1年間(合併関係町村の協議により決定)在任できる。 【現町村委員の互選により決定】 現在の各町村の委員数が協議で定めた人数を超えるとき。 ・1年後の一般選挙で30人以内の委員を選挙 選任による委員は合併時点で首長が選任。7人以内
合併町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合の特例 (特例法8条3項) (農委法3条2項、34条1項)	【従前の町村に置かれた区域を区域とする農業委員会を置く場合】 ・合併前の各町村の農業委員会がそのまま存続する。選挙による委員79人、選任による委員31人の計110人 合併前からの任期が満了まで存在。以後一般選挙3年ごと。 【合併町村の区域に従前の区域を区域としない二つ以上の農業委員会を置く場合】 ・選挙による委員は合併関係町村の協議により人数を定める。各農委ごとに10人～80人の間に ・現在の各町村の委員は上記の定められた人数について最長1年間(合併関係町村の協議により決定)在任できる。 【現町村委員の互選により決定】 現在の各町村の委員数が協議で定めた人数を超えるとき。 ・1年後の一般選挙で各30人以内の委員を選挙 各選任による委員は合併時点で首長が選任。7人以内

先進事例 さいたま市(13.5.1)、西東京市(13.1.21)、篠山市(11.4.1)は、合併特例法第8条第1項第1号を適用し、農業委員会の委員であった者は、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任した。

市町村の農業委員の定数特例・在任特例について

新設合併			
原則			
合併関係町村の農業委員会の委員は、合併の前日に全て失職するため、合併後50日以内に選挙を行い、合併関係町村の協議により定めた法定定数の委員会の委員を選出する。(農委等法第3条・第7条及び第15条の各第1項)			
合 併			
5町 2村	(30人)		農委等第7条 第1項による定数
設置選挙 一般選挙 一般選挙 (想定17年4月) (想定20年4月) (想定23年4月)			
合併関係町村の協議により合併町村の区域に一つの農業委員会を置く場合			
合併関係町村の農業委員会の委員は10名以上80名以下の範囲で、各関係町村の協議により決定した人数に限り、町村の合併後、最長1年間引き続き合併町村の農業委員会の委員として在任することができる。(農委等法第3条第1項、特例法8条第1項及び第2項)			
合 併			
5町 2村	1年以内		農委等第7条 第1項による定数
選挙なし			
一般選挙 一般選挙 (想定17年6月) (想定20年6月)			
合併後5ヶ月間			

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する提案趣旨

農業委員会委員の業務は、農業者年金、農地保有合理化促進、利用権設定、農用地移動適正化斡旋等、直接農地及び農民と接する地域との密着が必要とされる業務が多いことなどの理由により、当初は在任特例を検討しましたが、各町村の選挙管理委員会が選挙事務に支障は無いとの意見や、新市発足後最高で50日間は農業委員会の開催が出来ないことなどを住民に周知するなどの方策を取り、出来るだけ速やかに設置選挙を行えば、在任特例を採用せずに対応できるとの結論に達しました。

また、農業委員会の設置については、一体性の確保の観点から新市においては現在の大野郡5町2村の区域内を範囲とする一つの農業委員会を設置する。

農業委員会の公選による委員の定数については、定数30名の設置選挙を実施する。その方法については、委員業務の性格から現在の町村の範囲を選挙区とし実施する。ただし、各選挙区の委員定数については、均等割2名と農地面積割りで算出された人数の合計とする。

農地面積割りとした理由としては、本来農業委員会の最大の使命は、その地域の農地を守ることであり、昨今の高齢化や農業後継者不足の状況を考えると、農家戸数の減少は否めない。しかし、地域に存在する農地については、担い手への集積又はその地域での集落営農等により守っていかなければなりません。以上のような観点から、農業委員会委員の選挙区定数は、農地面積割りを採用する事になりました。

大分県内の先進地事例（抜粋）

< 西高地域合併協議会 >

委員会設置数	区域を一つとした委員会を設置。
特例等の状況	平成17年9月30日までの在任特例。
その他	特例適用後の委員数については合併までに調整する。
議会議員の状況 (参考)	議会議員については、平成19年2月28日までの在任特例採用 (原則22人)

< 竹田直入郡合併協議会 >

委員会設置数	区域を一つとした委員会を設置。
特例等の状況	平成17年7月19日までの在任特例。
その他	最初の一般選挙は定数30名とし、選挙区を設けて選挙を行う。
議会議員の状況 (参考)	在任特例を採用しない。

< 宇佐両院地域合併協議会 >

委員会設置数	区域を一つとした委員会を設置。
特例等の状況	一年間の在任特例。
その他	特例適用後の委員数については、新市で調整する。
議会議員の状況 (参考)	在任特例を採用しない。

< 佐伯南郡地域合併協議会 >

委員会設置数	区域を一つとした委員会を設置。
特例等の状況	特例を適用しない。(3月18日現在協議中)
その他	選挙区を設けて選挙を行う。(定数は、合併までに協議して決定する。)
議会議員の状況 (参考)	定数特例を採用。(44名)選挙区を設ける。選挙区の定数は最低2名。

< 参 考 資 料 >

農業委員会委員の取扱いについて

県農政企画課農地担当 吉岡主幹

新設合併の場合、合併関係町村の消失とともに、合併関係町村の農業委員会は全て廃止される。したがって当該農業委員会の選挙委員、選任委員とともに身分を失い、新市の農業委員会が設置されるまでは、農業委員会の活動は行えないことになる。

地域によって事情は異なるが、農業委員会の活動に長期の空白が許されないということであれば、方策は以下の2とおりにしかない。

1, 在任特例の適用

合併後1年を超えない範囲で定められた期間(新市農業委員会の選挙委員が一般選挙を経て、委員として就任する日までの間)引き続き合併後の新市の選挙委員として在任する。

2, 可能な限り早期に設置による一般選挙を行うこと。

新市の農業委員会:選挙については、市町村の配置分合の日から50日以内に設置による一般選挙を行う。選任委員については速やかに選任する。

【市町村合併に伴う農業委員会の取扱い(新設合併)】

区 分	選 挙 委 員			選任委員	備考
	選出方法	定 数	任 期		
合併後、 一つの農 業委員会 を置く。	原則	新たに選挙	条例で定める数	3年	新たに選任
	在任 特例	存続。 ただし、右の 羽仁を超える ときは、選挙 委員全員で互 選。	協議により10人 以上80人を超え ない範囲で定めた 数。	合併後1年 を超えない 範囲で協議 で定める。	新たに選任

協 議 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第7号

大野郡5町2村合併協議会

農業委員の定数基準資料

町 村 名	区 分	
	農地面積 (全域 ha)	農家数 (10a以上耕作) 生産法人数 (10a以上耕作)
三重町	1,330	1,157
清川村	521	406
緒方町	1,680	1,197
朝地町	915	678
大野町	1,510	1,053
千歳村	516	415
犬飼町	566	477
計	7,038	5,383

大野郡5町2村農業委員

町 村 名	農業委員	選 挙	議会推薦委員		農協理事	共済理事
			議 員	一 般		
三重町	17	12		3	1	1
清川村	14	11		1	1	1
緒方町	20	15	1	2	1	1
朝地町	15	10	1	2	1	1
大野町	16	11	1	2	1	1
千歳村	13	10	1		1	1
犬飼町	15	10		3	1	1
合 計	110	79	4	13	7	7

選挙による農業委員定数（農地面積割）

選挙による委員定数は法定定数内の30人とし、各町村2名を平等割りし、残り16名を農地面積割りとして算出したもの

定数30人（三重町5人・清川村3人・緒方町6人・朝地町4人・大野町6人・千歳村3人・犬飼町3人）

町村名	農地面積 (ha)	平等割り (人)	農地面積比率 (%)	農地面積割 (人)	面積割委員数 (人)	委員合計 (人)	現在の 法定定数	現在の 条例委員数
三重町	1,330	2	0.18897	3.02352	3	5	10～20	12
清川村	521	2	0.07402	1.18432	1	3	10～20	11
緒方町	1,680	2	0.23870	3.81920	4	6	10～20	15
朝地町	915	2	0.13000	2.08000	2	4	10～20	10
大野町	1,510	2	0.21454	3.43264	4	6	10～20	11
千歳村	516	2	0.07331	1.17296	1	3	10～20	10
犬飼町	566	2	0.08042	1.28672	1	3	10～20	10
計	7,038	14	1.00000	16.00000	16	30		79

選挙による農業委員定数（農家戸数割）

選挙による委員定数は法定定数内の30人とし、各町村2名を平等割りし、残り16名を農家戸数割りとして算出したもの

定数30人（三重町6人・清川村3人・緒方町6人・朝地町4人・大野町5人・千歳村3人・犬飼町3人）

町村名	農家戸数 (戸)	平等割り (人)	農家戸数比率 (%)	農家戸数割 (人)	農家割委員数 (人)	委員合計 (人)	現在の 法定定数	現在の 条例委員数
三重町	1,157	2	0.21493	3.43888	4	6	10～20	12
清川村	406	2	0.07542	1.20672	1	3	10～20	11
緒方町	1,197	2	0.22236	3.55776	4	6	10～20	15
朝地町	678	2	0.12595	2.01520	2	4	10～20	10
大野町	1,053	2	0.19561	3.12976	3	5	10～20	11
千歳村	415	2	0.07709	1.23344	1	3	10～20	10
犬飼町	477	2	0.08861	1.41776	1	3	10～20	10
計	5,383	14	1.00000	16.00000	16	30		79

協 議 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第7号

大野郡5町2村合併協議会

農業委員の定数基準資料

町 村 名	区 分		
	農地面積 (全域 ha)	農家数 (10a以上耕作)	生産法人数 (10a以上耕作)
三重町	1,330	1,157	1
清川村	521	406	
緒方町	1,680	1,197	
朝地町	915	678	
大野町	1,510	1,053	5
千歳村	516	415	1
犬飼町	566	477	
計	7,038	5,383	7

大野郡5町2村農業委員

町 村 名	農業委員	選 挙	議会推薦委員		農協理事	共済理事
			議 員	一 般		
三重町	17	12		3	1	1
清川村	14	11		1	1	1
緒方町	20	15	1	2	1	1
朝地町	15	10	1	2	1	1
大野町	16	11	1	2	1	1
千歳村	13	10	1		1	1
犬飼町	15	10		3	1	1
合 計	110	79	4	13	7	7

選挙による農業委員定数（農地面積割）

選挙による委員定数は法定定数内の30人とし、農地面積割りとして算出したもの

定数30人（三重町6人・清川村2人・緒方町7人・朝地町4人・大野町7人・千歳村2人・犬飼町2人）

町村名	農地面積 (ha)	農地面積比率 (%)	農地面積割 (人)	面積割委員数 (人)	現在の 法定定数	現在の 条例委員数
三重町	1,330	0.18897	5.66910	6	10～20	12
清川村	521	0.07402	2.22060	2	10～20	11
緒方町	1,680	0.23870	7.16100	7	10～20	15
朝地町	915	0.13000	3.90000	4	10～20	10
大野町	1,510	0.21454	6.43620	7	10～20	11
千歳村	516	0.07331	2.19930	2	10～20	10
犬飼町	566	0.08042	2.41260	2	10～20	10
計	7,038	1.00000	30.00000	30		79

選挙による農業委員定数（農家戸数割）

選挙による委員定数は法定定数内の30人とし、農家戸数割りとして算出したもの

定数30人（三重町6人・清川村2人・緒方町7人・朝地町4人・大野町6人・千歳村2人・犬飼町3人）

町村名	農家戸数 (戸)	農家戸数比率 (%)	農家戸数割 (人)	農家割委員数 (人)	現在の 法定定数	現在の 条例委員数
三重町	1,157	0.21493	6.44790	6	10～20	12
清川村	406	0.07542	2.26260	2	10～20	11
緒方町	1,197	0.22236	6.67080	7	10～20	15
朝地町	678	0.12595	3.77850	4	10～20	10
大野町	1,053	0.19561	5.86830	6	10～20	11
千歳村	415	0.07709	2.31270	2	10～20	10
犬飼町	477	0.08861	2.65830	3	10～20	10
計	5,383	1.00000	30.00000	30		79

使用料、手数料等の取扱い(その 2)について

使用料、手数料等の取扱い(その 2)について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

使用料、手数料等の取扱い(その 2)について

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に考慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において検討する。
- 2 手数料については、住民の一体性の確保、負担公平の原則を基本に合併時に統一する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第16-2号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	16 使用料・手数料の取り扱い	中項目	1 使用料の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況						調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	

【産業部会関係】

農林関係施設使用料	農村環境改善センター (付帯施設) 百枝地区ふれあいセンター 大白谷生活改善センター 農林産物加工センター	農産物加工施設 木工芸品等加工販売施設 木炭生産施設	長谷川集会所	地域産物加工販売施設展示販売コーナー(道の駅) レストラン(道の駅) 場内敷地使用(道の駅)	北部農村婦人の家	農村環境改善センター (付帯施設)	農林産物処理加工所及び直売所 リバーパーク犬飼特産品販売所 農山村広場	【専門部会・幹事会案】 使用料については、原則として現行のとおりとする。 ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において検討する。
商工観光関係施設使用料	内山観音周辺観光施設 大辻公園管理棟	井崎公園キャンプ場 神楽の郷ふれあいセンター ふれあい交流拠点施設 御嶽山自然公園管理中央センター (付帯施設)	俣楽の郷伝承館・体験館 (付帯施設) 荒平の池キャンプ場 祖母山九合目小屋 青少年旅行村	神角寺キャンプ場及び管理棟 道の駅あさじ関連施設 交流とにぎわいの拠点施設	ふるさと体験村		三ノ岳なかよしパーク (付帯施設) リバーパーク犬飼 (付帯施設)	

協議事項に係る参考資料

協定項目第16-2号

大野郡5町2村合併協議会

農林関係施設使用料

【三重町農林業関係施設使用料】

三重町農村環境改善センター使用料

区分	時間	使用料	冷暖房料	
多目的ホール	8時より12時まで	600円	1時間使用につき500円	
	12時より17時まで	700円		
	17時より22時まで	800円		
	8時より17時まで	1,200円		
	12時より22時まで	1,400円		
各個室	8時より22時まで	2,000円		
	8時より12時まで	400円		200円
	12時より17時まで	400円		200円
	17時より22時まで	500円		200円
	8時より17時まで	600円		300円
調理実習室	12時より22時まで	700円	300円	
	8時より22時まで	900円	400円	
	8時より12時まで	800円	500円	
	12時より17時まで	800円	500円	
	17時より22時まで	900円	500円	
	8時より17時まで	1,500円	900円	
	12時より22時まで	1,600円	900円	
	8時より22時まで	2,300円	1,300円	

(付帯施設)

施設名	時間	使用料	備考
付帯グラウンド	1日の使用が4時間までの場合	200円	
	1日の使用時間が4時間をこえる場合	500円	
ゲートボール場		無料	

三重町百枝地区ふれあいセンター使用料

区分	時間	使用料	備考
生活技術伝承室	8時～12時	100円	
	12時～17時	100円	
	17時～22時	150円	
ふれあい室	8時～12時	100円	
	12時～17時	100円	
	17時～22時	150円	
生きがい開発室	8時～12時	100円	
	12時～17時	100円	
	17時～22時	150円	
農産加工開発室	8時～12時	200円	
	12時～17時	200円	
	17時～22時	300円	
生活技術伝承室 ふれあい室	8時～12時	200円	
	12時～17時	200円	
	17時～22時	300円	

三重町大白谷生活改善センター使用料

区分	時間	使用料	備考
大会議室	8時～12時	300円	
	12時～17時	300円	
	17時～22時	400円	
小会議室	8時～12時	100円	
	12時～17時	100円	
談話室	17時～22時	150円	
	8時～12時	100円	
	12時～17時	100円	
調理室	17時～22時	150円	ガス施設を使用する場合は、 ガス代の実費を徴収する。
	8時～12時	200円	
	12時～17時	200円	
全室使用	17時～22時	300円	ガス施設を使用する場合は、 ガス代の実費を徴収する。
	8時～12時	400円	
	12時～17時	400円	
	17時～22時	500円	
	宿泊(24時間以内)	1,000円	

三重町農林産物加工センター使用料

区分	時間	使用料	備考
加工施設	8時～12時	1,850円	
	12時～17時	2,300円	
	17時～21時	1,850円	
集会室	8時～21時	200円	1回につき

協議事項に係る参考資料

協定項目第16-2号

大野郡5町2村合併協議会

農林関係施設使用料

【清川村農林業関係施設使用料】

清川村農産物加工施設使用料

使用料の名称	区 分	単 位	金 額	備 考
加工施設	加工 1 行程	1 日	1,500 円	1 時間以上の使用は半日とみなし、時間計算は行わない
		半 日	750 円	
	シール及びパックのみ		500 円	

清川村木工芸品等加工販売施設利用料

区 分	単 位	金 額	備 考
木工ろくろ及び磨きろくろ使用	1 人	1,500 円	木工ろくろ及び磨きろくろ等を使用した木工芸品加工の内、塗装作業を除く一行程まで
上記作業及び塗装作業まで	1 人	2,000 円	上記作業に、塗装作業を加えた一行程まで
上記以外の軽作業の場合	1 人	1,500 円	茶托、盆、花瓶以外の加工品を作る場合の一行程

原材料費（加工用の木材）は、個人負担とする。

清川村木炭生産施設利用料金

区 分	単 位	金 額	備 考
製炭かま利用	一かま当たり	2,000 円	村外利用者は、4,000 円

【緒方町農林業関係施設使用料】

緒方町長谷川集会所使用料

区 分	8時30分～12時まで	12時～17時まで	17時～22時まで	8時30分～22時まで
集 会 室	800 円	800 円	900 円	2,300 円
多目的研修室	500 円	500 円	700 円	1,500 円
和 室	500 円	500 円	700 円	1,500 円

緒方町長谷川集会所冷暖房使用料

種 別	室 名	1時間あたり(円)	備 考
暖 房	多目的研修室及び和室	600 円	使用時間に1時間未満の端数が生じたときは30分に、30分以上は1時間に切り上げる
冷 房	多目的研修室及び和室	600 円	

【朝地町農林業関係施設使用料】

朝地町道の駅あさじ関連施設使用料

施 設 の 名 称	単 位	目 的	使 用 料
地域産物加工販売施設展示販売コーナー	1 日	物品販売等	3,150 円
レ ス ト ラ ン	1 年	食事の提供サービス	1,200,000 円
場 内 敷 地	テント 1 張 1 日	物品販売等	1,050 円

協議事項に係る参考資料

協定項目第16-2号

大野郡5町2村合併協議会

農林関係施設使用料

【大野町農林業関係施設使用料】

大野町北部農村婦人の家使用料					
区 分	午 前	午 後	夜 間	終 日	備 考
	8時30分~ 12時	12時~ 17時	17時~ 22時	8時30分~ 17時	
共同学習室（和室）	600円	600円	600円	1,200円	料金は表に定める額に消費税相当額（円未満切り捨て）を加算した額とする。
共同学習室（研修室）	600円	600円	600円	1,200円	
農産物食品加工室	600円	600円	600円	1,200円	
調理実習室	600円	600円	600円	1,200円	
ガス使用の場合	実費として1時間につき100円				
洗濯器具の使用	毛布・こたつ布団等 1枚につき100円				

【犬飼町農林業関係施設使用料】

犬飼町農林業関係施設使用料					
公の施設の名称	使用料の名称	区 分	単 位	金 額	備 考
農山村広場	農山村広場使用料	町民以外の者	1時間	600円	1, 使用時間に1時間未満の端数があるときは1時間として計算する 2, 町民は無料とする
農林産物処理加工所及び直売所	加工所	加工1行程	1日	2,000円以内	
	直売所	委託販売	半日	1,000円以内	
リバーパーク犬飼特産品販売所	販売所	施設一式	年額	130,000円以内	

【千歳村農林業関係施設使用料】

千歳村農村環境改善センター使用料			
区 分	時 間	使 用 料	冷暖房料金
多目的ホール	8時30分から12時まで	700円	1時間使用につき 1,000円
	12時から17時まで	1,000円	
	17時から22時まで	1,100円	
	8時30分から17時まで	1,500円	
	12時から22時まで	2,000円	
	8時30分から22時まで	2,500円	
各 個 室	22時から8時30分まで	10,000円	1時間使用につき 500円
	8時30分から12時まで	600円	
	12時から17時まで	600円	
	17時から22時まで	700円	
	8時30分から17時まで	800円	
	12時から22時まで	1,000円	
調理実習室	8時30分から22時まで	1,400円	1時間使用につき 500円
	22時から8時30分まで	5,000円	
	8時30分から12時まで	800円	
	12時から17時まで	800円	
	17時から22時まで	1,000円	
	8時30分から17時まで	1,400円	
浴 室	8時30分から22時まで	2,200円	1日基本料金 3,000円
	22時から8時30分まで	4,000円	
浴 室	1 人	200円	

協議事項に係る参考資料

協定項目第16-2号

大野郡5町2村合併協議会

商工観光関係施設使用料

【三重町商工観光関係施設使用料】

三重町内山観音周辺観光施設使用料

施設名	午前8時～午後5時	午後6時～午後10時	冷暖房料金
ふるさと館	1,000円	500円	(昼)4,000円 (夜)2,000円
民芸館	500円	300円	
長者の里	月額 10,000円		

三重町大辻公園管理棟使用料

区分	時間	使用料	備考
管理棟	8時～12時	1,000円	
	12時～16時	1,000円	
	16時～20時	1,000円	

【清川村商工観光関係施設使用料】

清川村井崎公園キャンプ場施設利用料

区分	単位	使用料	備考
バンガロー	6人用	4,000円	使用料金は当日午後から翌日の午前中
	15人用	8,000円	
	30人用	16,000円	
管理棟	1棟	10,000円	利用者20人以上の場合

【清川村商工観光関係施設使用料】

清川村神楽の里ふれあいセンター使用料

区分	料金			備考
	昼間半日	昼間全日	夜間 (17時以降)	
ステージ	1,000円	1,500円	1,500円	照明、音響付
研修室	400円	700円	600円	
展示室	300円	500円	400円	
控え室	300円	500円	400円	
シャワー室	500円			
全館	2,000円	3,000円	2,500円	

ステージの料金は、照明若しくは音響が必要な場合のみ

清川村ふれあい交流拠点施設使用料

区分	単位	使用料	備考
多目的広場	1日	全体使用 20,000円	村内に住所を有する者が使用する場合は半額とする
		25㎡以下の使用 3,000円	
屋外ステージ	1日	10,000円	村内に住所を有する者が使用する場合は半額とする
共同店舗	1ヶ月	50,000円	1店舗 70㎡

清川村御嶽山自然公園管理中央センター使用料

区分	料金			宿泊型研修
	昼間・半日	昼間・全日		
休憩室	1室あたり 1,000円	1室あたり 2,000円	1人あたり 大人 1,000円 子供 500円	
研修室	1室あたり 1,000円	1室あたり 2,000円		
会議室	1室あたり 1,000円	1室あたり 2,000円		
研修室・会議室併用	1室あたり 1,500円	1室あたり 3,000円		

(注) 昼間・半日とは、午前中は9時～12時までとし、午後は、1時～5時までとする。
 昼間・全日とは、午前9時～午後5時までとする。
 夜間は、午後5時～10時までとし、料金は昼間・全日分とする。
 宿泊型研修とは、会議又は研修をして宿泊する場合をいう。
 郷土料理実習室(炊事場)の利用は、無料であるが、ガス代は実費とする。

清川村御嶽山自然公園展望浴場使用料

区分	単位	使用料	備考
大人	1回	200円	4月～9月 午前10時～午後7時
小学生以下	1回	100円	10月～3月 午前10時～午後5時

清川村御嶽山自然公園運動広場使用料

区分	ゲートボール	ソフトボール	その他	備考
昼間	310円	520円	230円	単位 1時間あたり

協議事項に係る参考資料

協定項目第16-2号

大野郡5町2村合併協議会

商工観光関係施設使用料

【緒方町商工観光関係施設使用料】

緒方町荒平の池キャンプ場使用料			
区分	利用品目等		金額
管理棟 研修室	自 午前 8時 30分	至 正午	700円
	自 正午	至 午後 5時	700円
	自 午後 5時	至 午後 10時	800円
	自 午前 8時 30分	至 午後 10時	2,000円
貸テント	1張 設置場所		200円
毛布	1枚		100円

緒方町祖母山九合目小屋使用料

区分	大人	子供	備考
5月～9月まで	2,000円	1,000円	貸し毛布は無料ですが、 シュラフは自分でご用意 ください。
10月～4月まで	2,300円	1,300円	
貸しコンロ	200円		
トイレ利用	50円		

緒方町青少年旅行村使用料

区分	宿泊料 1人1泊	宿泊以外の施設利用料					
		入材料	浴室	宿泊棟利用料	バンガロー	その他	
教育キャンプ	小中学校	1,000円	300円	200円	研修室・客室	3,000円	毛布 150円 飯盒 100円 まき 100円
	高校生	1,100円			1時間あたり		
	引率者	1,800円			1,500円		
一般宿泊	小中学校	1,200円	300円	200円	1時間あたり	暖房費 500円	
	高校生	1,600円			1,000円		
	大人	3,400円			500円		

消費税は別料金
食事料金は、夕食 2,900円から、朝食 700円、おにぎり弁当 500円

緒方町娯楽の郷伝承館・体験館利用料

施設/イベント	利用料金	利用時間	備考	
伝承館入館料	大人	300円/人	9:00~16:30 社会福祉団体	
	小中学生	150円/人		
	団体割引(15名以上)及び割引券			
	大人	200円/人		
小中学生	100円/人			
伝承ホール	「伝承ホール」利用規程		9:00~17:00 定員:120名	
体験館 (工房/備品)	工房	3時間以内 300円 追加料金 200円/3時間 時間外 500円/時 工房チケット 1,000円/5枚綴	9:00~17:00 最長 21:00まで	機器類使用に当たり、 保険には加入 していない旨、説 明をすること
	備品	陶芸用電動ろくろ 500円/3時間/台 大型木工機器(注1) 500円/3時間 大型木工チケット 2,000円/5枚綴 小型木工機器 300円/3時間 小型木工チケット 1,000円/5枚綴	9:00~17:00 最長 21:00まで	
収容人数	食:20名 陶:40名 木:5名 竹:20名			
登録 団体	食/竹/わら工房	3,000円/月(4回/月)	9:00~17:00	機器類の使用料を 含む。保険料は上 記に同じ
	陶芸工房	5,000円/月(3回/月)		
未登 録団 体	木工房	10,000円/月(4回/月)	9:00~17:00 最長 21:00まで	工房使用料及び備 品使用料として
	工房	2,000円/3時間(注2) 5,000円/日(17:00まで) 時間外(注) 1,500円/時		
その他	コピー代	白黒、モノカ- 10円/枚 カラー 50円/枚		普通紙以外は準備 してありません

キャンセル料

当日のキャンセルの場合/予約料金の3割をいただきます。

全日のキャンセルの場合/予約料金の2割をいただきます。

備品・機器を故意又は不注意により破損した場合は、修理費用をご負担いただく場合がございます。

注1 大型木工機器とは、使用電源が三相200Vの機器を指す。

注2 社会福祉団体は、1,000円/3時間で利用できる。

注3 時間外とは、9:00~17:00以外の時間帯を指す。

協議事項に係る参考資料

協定項目第16-2号

大野郡5町2村合併協議会

商工観光関係施設使用料

【緒方町商工観光関係施設使用料】

緒方町娯楽の郷伝承館ホール利用料							
(単位:円)							
利用区分		午前 9:00~ 12:00	午後 12:00~ 17:00	夜間 17:00~ 22:00	午前午後 9:00~ 17:00	午後夜間 12:00~ 22:00	全日 9:00~ 22:00
平日	入場料なし	4,000	8,000	10,000	10,000	15,000	18,000
	入場料あり	1,000円以下	6,000	12,000	15,000	16,000	24,000
		3,000円以下 3,000円超	8,000 10,000	16,000 20,000	20,000 25,000	22,000 26,000	32,000 40,000
土曜日 祝祭日	入場料なし	4,800	9,600	12,000	12,000	18,000	21,600
	入場料あり	1,000円以下	7,200	14,400	18,000	19,200	28,800
		3,000円以下 3,000円超	9,600 12,000	19,200 24,000	24,000 30,000	26,400 31,200	38,400 48,000
冷暖房使用料		3,000	5,000	4,000	8,000	9,000	12,000

物品販売など、明らかに営利目的のために利用する場合は、上記の10割増とする。

緒方町娯楽の郷伝承館ホール設備器具等利用料

品名	単位	単価(円)
楽器	グランドピアノ	1台 2,000
照明	スポットライト	1式 1,000
音響	サイド・スピーカー	1式 1,000
	ワイヤーマイク	1本 300
	ワイヤーレスマイク	1本 300
	ピンマイク	1本 300
	CDプレイヤー	1台 500
	LDプレイヤー	1台 500
	カセットデッキ	1台 500
	ビデオデッキ	1台 500
	ビデオプロジェクター	1式 1,000

午前、午後及び夜間を1単位として、各時間帯における備品/器具の使用台数/本数に相当する料金を精算して使用料金を算定する。

コンサートや発表会等のリハーサルとして使用する場合はの料金は、ホールの使用料(備品使用料及び冷暖房使用料は除く)は半額とする。

【朝地町商工観光関係施設使用料】

朝地町道の駅あさじ関連施設使用料			
施設の名称	単位	目的	使用料
ふれあい交流館多目的ホール	1時間までごとに	一般使用	町内の個人又は団体 500円
			町外の個人又は団体 1,000円
ふれあい交流館小店舗	1月	物品販売等	20,000円

朝地町交流とにぎわいの拠点施設使用料			
区分	単位	貸付料	備考
共同店舗	1ヶ月	37,100円	1店舗
店舗用地	1㎡/1ヶ月	20円	払い下げをしない場合
店舗用地	1㎡/1ヶ月	35円	払い下げを前提とする場合

朝地町神角寺キャンプ場及び管理棟使用料			
区分	料金		備考
	中学生以下	高校生以上	
入村料	1人1泊又は1回 105円	1人1泊又は1回 105円	
テント	1張1泊又は1回 790円	1張1泊又は1回 1,050円	5人用
	1張1泊又は1回 945円	1張1泊又は1回 1,260円	6人用
	1張1泊又は1回 1,260円	1張1泊又は1回 1,680円	8人用
	1張1泊又は1回 1,575円	1張1泊又は1回 2,100円	10人用
毛布	1枚1泊又は1回 105円		
はんごう	1個1泊又は1回 105円		
ゴザ	1枚1泊又は1回 105円		
テント持込料	1人1泊又は1回 105円		
宿泊室(大)	1室1時間 210円	1室1時間 315円	休憩
宿泊室(小)	1室1時間 210円	1室1時間 315円	休憩
宿泊室(大)	1人1泊 105円	1人1泊 315円	
宿泊室(小)	1人1泊 210円	1人1泊 420円	
厨房(宿泊以外使用)	1時間	525円	
シャワー(温水使用のみ)	1人1回	50円	

協議事項に係る参考資料

協定項目第16-2号

大野郡5町2村合併協議会

商工観光関係施設使用料

【大野町商工観光関係施設使用料】

大野町ふるさと体験村使用料

区 分	単 位	金 額	備 考
入 村 料	1 人	200 円	ケビン又は竪穴式住居若しくは休憩室利用の場合
ケ ビ ン	1 棟	3,000 円	正午から翌日午前 10 時まで
竪 穴 式 住 居	1 棟	3,000 円	正午から翌日午前 10 時まで
休 憩 室	1 室	6,000 円	正午から翌日午前 10 時まで
毛 布	1 枚	100 円	
ゴ ザ	1 枚	50 円	
焼 肉 コ ン ロ	1 個	100 円	
シ ャ ワ ー	1 人	100 円	
ソ ー メ ン 流 し 台	1 回	100 円	

料金は表に定める額に消費税相当額(円未満切り捨て)を加算した額とする。

【犬飼町商工観光関係施設使用料】

犬飼町観光施設使用料

公の施設の名称	使用料の名称	区 分	単 位	金 額	備 考	
三ノ岳 なかよし パーク	天文台 使用料	観望料	大 人	1 回 につき	500 円 団体(10人以上) 300 円	子供は中学生以下 (ただし、就学前児童は除く。)町内の 小、中学生が学習活 動として使用する場 合は減免することが 出来る。観望時間 1 回 2 時間とし、1 時 間超過する毎、1 回 の 2 分の 1 の金額
			子 供	1 回 につき	200 円 団体(10人以上) 100 円	
	写真等撮 影使用料	1 時間あたり		2,000 円		
	研 修 施 設 使用料	昼 間	小研修室 (20名収容)	(1 室当 たり) 全 日 半 日	1,000 円 500 円	
大研修室 (60名収容)			(1 室当 たり) 全 日 半 日	2,000 円 1,000 円		
宿泊型研修		大 人	1 人あた り	500 円	午後 5 時から翌日 8 時 30 分まで	
子 供	1 人あた り	200 円				
バンガ ロー 使用料	昼 間	(1 棟当 たり) 午前 10 時から午後 5 時まで		1,500 円		
	宿 泊 型	(1 棟当 たり) 午後 5 時 から午前 10 時 まで		3,000 円		

協議事項に係る参考資料

協定項目第16-2号

大野郡5町2村合併協議会

商工観光関係施設使用料

【犬飼町商工観光関係施設使用料】

公の施設 の名称	使用料 の名称	区 分		単 位	金 額	備 考
リバー パーク 犬 飼	ログハウ ス使用料	5人用	15時から翌 日10時まで	1棟	10,000円	
		10人用	15時から翌 日10時まで	1棟	20,000円	
	テニス コート 使用料	コート	9時から 22時まで	1面 1時間	1,000円	
		夜間照明 施設	18時から 22時まで	1面 1時間	500円	
	パットコ 場使用料	コース	9時から 日没まで	1人 1時間	300円	
	パ-ベ`キ- 広場使用 料	パ-ベ`キ- テーブル	9時から 22時まで	1台	500円	
	人工芝 ｽｷ-場 使用料	ｽｷ-ボ-ﾄﾞ	9時から 日没まで	1台	100円	

大野郡 5 町 2 村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第16-2号

大野郡 5 町 2 村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	16 使用料、手数料等の取扱い	中項目	2 手数料の取扱い
協議の結果			

小項目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	

〔建設部会関係〕

建築関係手数料 優良宅地造成認定申請手数料（1件につき） 優良住宅新築認定手数料（1戸につき） 床面積の合計が100㎡以下 床面積の合計が100㎡を超え500㎡以下 床面積の合計が500㎡を超え2,000㎡以下 床面積の合計が2,000㎡を超え10,000㎡以下 床面積の合計が10,000㎡を超えるとき 良質住宅新築認定申請手数料 床面積の合計が100㎡以下 床面積の合計が100㎡を超え500㎡以下 床面積の合計が500㎡を超え2,000㎡以下 床面積の合計が2,000㎡を超え10,000㎡以下 床面積の合計が10,000㎡を超えるとき	86,000円 6,200円 8,600円 13,000円 35,000円 43,000円 6,200円 8,600円 13,000円 35,000円 43,000円								<p>【専門部会・幹事会案】 手数料については、住民の 一体性の確保、負担公平の 原則を基本に合併時に統一 する。</p>
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第16-2号

大野郡5町2村合併協議会

基本的な考え方

合併関係市町村の間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議します。
なお、使用料や手数料については条例等で定められているので、新設合併の場合や編入合併において従来の取扱いを変更するような場合には、合併市町村の発足と同時に新たな条例が施行されるよう準備を進めておかなければなりません。
これらの協議・調整は、住民間の負担の公平を確保し、住民に不利益にならないことを基本として行われる必要があります。
(市町村合併ハンドブックより)

法律的根拠

地方自治法

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の使用につき使用料を徴収することができる。

(旧慣使用の使用料及び加入金)

第226条 市町村は、第238条の6の規定による公有財産の使用につき使用料徴収することができるほか、同上第2項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金に関する規則及び罰則)

第228条 分担金・使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料において全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する規定を設けることができる。

(分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て)

第229条 第138条の4第1項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第14条第1項本文又は第45条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。

4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。

6 第4項の審査請求又は異議申立てに対する裁判又は決定を受けた後でなければ、第3項の処分については、裁判所に出訴することができない。

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定める用途に供させるため、政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。この場合においては、次条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

5 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法(平成3年法律第90号)の規定は、これを適用しない。

6 第4項の規定により行政財産の使用した場合においては、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

(旧慣による公有財産の使用)

第238条の6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

2 前項の公有財産をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

先進事例

篠山市(H11.4.1 合併)

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。

- 1 幼稚園保育料については、西紀町及び今田町の例による。
- 2 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料については、篠山町の例による。
- 3 保育所保育料については、国の保育料徴収金基準額表を参考として、合併時に調整する。
- 4 国民健康保険直営診療所使用料及び手数料については、篠山町の例による。

さぬき市(H14.4.1 合併)

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。

ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。

あさぎり町(H15.4.1 合併)

1 手数料の取扱い

原則として、現行のとおりとする。

(1) 手数料については、明記されている町村の例により現行のとおりとする。ただし、臨時運行許可申請手数料は設けない。

(2) 各町村の手数料が異なっている場合、最低金額の町村の例による。ただし、土地情報の閲覧又は図面等の交付手数料は上村の例による。

(3) 優良住宅造成認定申請手数料、優良住宅新築認定申請手数料及び良質住宅新築認定手数料は須恵村の例による。

2 施設等使用料の取扱い

施設使用料について、施設内容及び建設年度が異なり、また、その手数料が地域に密着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。

ただし、新町における住民の一体性を図るとともに住民負担に配慮し、負担の公平の原則から適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。

(1) 村営住宅、特定公共賃貸住宅の賃貸料については、現行のとおりとする。

(2) 公共用地貸付料については、合併時に固定資産評価額を基に貸付率を調整し定める。

3 保育料の取扱い

国の保育料徴収金額基準表を参考として、合併時に調整する。

南アルプス市(H15.4.1 合併)

使用料及び手数料(総務・企画・議会関係)の取扱い

使用料及び手数料については、現行のとおり新市に移行する。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第16-2号

大野郡5町2村合併協議会

使用料及び手数料（産業・経済関係）の取扱い

使用料及び手数料の取扱いについては、現行のまま移行し、新市において必要に応じ見直しを図る。

使用料及び手数料（建設関係）の取扱い

使用料及び手数料の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道料金については、県の指導基準を基に統一する。
- (2) その他の使用料及び手数料については、現行のとおり新市に移行する。

使用料及び手数料（住民関係）の取扱い

使用料及び手数料の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 住民票の謄本に関する証明手数料については、白根町及び櫛形町の例による。
- (2) その他については、現行のとおりとする。

使用料及び手数料（教育関係）の取扱い

使用料及び手数料の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 社会教育施設、社会体育施設の使用料については、現行のまま移行し新市において統一した算定方式等により設定できるよう速やかに調整を図る。
- (2) 使用料の免除規定については、類似施設で相違のないよう合併までに統一した基準等を定める。
- (3) 手数料については、現行のとおりとする。

東かがわ市（H15.4.1合併）

- 1 窓口関係事務手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則により、合併時に統一する。
- 2 各施設の冷暖房使用料については、大会議室（ホール）1時間500円、その他1時間200円とする。
- 3 学校施設に係る使用料については、1時間300円を基本に調整する。
- 4 住宅使用料については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整を図る。
- 5 幼稚園の入園料については、合併時に廃止する。
- 6 幼稚園の授業料については、合併時に白鳥町、大内町の例により統一する。
- 7 保育料は、合併時に引田町の例により統一する。
- 8 その他の公共施設の使用料については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整を図る。

佐伯市（17.3.3合併予定）

（統括調整方針）

新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、9市町村で同一又は類似しているものは、現行どおり又は統一する。差異の著しいものや事情により調整が困難なものは、経過措置や当分の間、現行どおりとし適正な料金のあり方について、合併後協議する。

（個別調整方針）

- (1) 保育所保育料は、9市町村の差異が著しいため、合併年度及びこれに続く5年度間の経過措置を設け、年次ごとに増減し、6年目から国の保育料徴収基準の6割程度に調整し、統一する。
- (2) 幼稚園授業料は、佐伯市の例による。
- (3) その他の使用料、手数料は別添「使用料、手数料等の取扱い」に定める。

別添「使用料、手数料等の取扱い」

【使用料】

（行政財産の目的外使用）

項目	調整内容
土地、建設、市役所及び役場の会議室の目的外使用	条例の整備されている佐伯市の例による。
CATV電送路帯域使用料	統一が困難であるので地域事情等を考慮して現行どおりとし、合併後調整する。

（その他使用料）

項目	調整内容
情報センター使用料	統一が困難であるので地域事情等を考慮して現行どおりとし、合併後調整する。
鶴見町大島航路事業使用料	現行どおりとする。

（普通財産貸付料）

土地、建物貸付料算定基準	条例が整備されている佐伯市の例による。
--------------	---------------------

【手数料】

（税務関係手数料）

所得証明、納税に関する証明、扶養証明、固定資産の公課、納税証明及び固定資産現況証明	1件300円、公募及び図面の閲覧は、1回300円とする。
固定資産の評価証明	1件300円とし、証明書が2枚以上にわたる場合の枚数加算方式は、電算システムとの関連と合わせて検討する。
住宅用家屋証明	800円とする。

（印鑑、住民基本台帳関係、戸籍関係及びその他手数料）

印鑑に関する証明	1枚300円とし、印鑑登録証の交付は、現行どおり無料とする。ただし、印鑑登録証の再交付は、亡失等への注意を喚起する意味で350円とする。
住民票の写しの交付及び住民記載事項証明	1件300円、住民票の閲覧は、1世帯300円とする。
戸籍関係手数料	9市町村すべて「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に基づく額と同一であるので現行のとおりとする。
戸籍の附票記載事項証明、戸籍附票の写しの交付、身分に関する証明、外国人記載事項証明及びその他の証明書（生存・失踪に関する証明、親族に関する証明及び行政区証明等）	1件300円とする。
自動車の臨時運行の許可申請手数料	佐伯市の例による。

公共的団体等の取扱い(その 2)について

公共的団体等の取扱い(その 2)について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

公共的団体等の取扱い(その 2)について

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努める。

- (1) 大野郡 5 町 2 村又は複数町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 大野郡 5 町 2 村で独自の目的をもった団体は、現行のとおりとする。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第17-2号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	17. 公共的団体等の取扱い	中項目	1. 公共的団体等の取扱い	小項目	1. 公共的団体等の取扱い
協議の結果					

調査町村名	細目番号	大野郡5町2村の現況						調整の具体的内容	
		三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村		犬飼町
町 村 別 内 容	【産業部会関係】							<p>【専門部会・幹事会案】 公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大野郡5町2村又は複数町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 3 大野郡5町2村で独自の目的をもった団体は、現行のとおりとする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>尚、部会ごとに記載している公共的団体については団体数が多数なため、主な団体のみ例示として記載している。 また、印については、団体は存在するが町村の予算措置がないものである。</p> </div>	
	1	ぶんど大野農業協同組合	ぶんど大野農業協同組合	ぶんど大野農業協同組合	ぶんど大野農業協同組合	ぶんど大野農業協同組合	ぶんど大野農業協同組合		ぶんど大野農業協同組合
	2	三重町土地改良区(外1団体)	宮三井路土地改良区(外2団体)	緒方井路土地改良区(外3団体)	朝地土地改良区	大野町土地改良区	平成土地改良区(外2団体)		平成土地改良区
	3	和牛振興会	和牛振興会	和牛振興会	和牛振興会	畜産生産部連絡協議会	和牛振興会		和牛振興会
	4	酪農組合		酪農組合	酪農組合	酪農組合			
	5	獺友会	獺友会	獺友会	獺友会	獺友会	獺友会		獺友会
	6	連合林研グループ(外1団体)	林研グループ(外1団体)	林研グループ(外1団体)	林研グループ				林研グループ
	7	椎茸産業振興対策協議会	椎茸産業振興対策協議会	椎茸生産振興部会	椎茸振興会	椎茸振興会			椎茸生産組合
	8	大野郡森林組合	大野郡森林組合	大野郡森林組合	大野郡森林組合	大野郡森林組合	大野郡森林組合		大野郡森林組合
	9	農村女性組織連絡協議会	農村女性組織連絡協議会	農村婦人連絡協議会	農村婦人連絡協議会	農村女性組織連絡協議会			農村女性組織連絡協議会
	10	生活改善グループ	生活改善組織連絡協議会	生活改善組織連絡協議会			生活改善会		生活改善組織連絡協議会
	11	商工会	商工会	商工会	商工会	商工会	商工会		商工会
	12	たばこ販売協同組合	たばこ販売組合	たばこ小売組合	たばこ小売組合	たばこ小売組合	たばこ小売組合		たばこ小売組合
	13	観光協会	観光協会	観光協会	観光協会	観光協会			観光協会
【産業・建設部会共通】									
1	その他の公共的団体	その他の公共的団体	その他の公共的団体	その他の公共的団体	その他の公共的団体	その他の公共的団体	その他の公共的団体		
事項となる特記	<p>公共的団体については、市町村が関与(補助金の交付、人的支援)している団体 法令に基づき組織している団体 市町村の事業について大きく関与している団体等で整理している。 ただし、他の協定項目(事業関連)について協議される団体については、その項で扱う。(例: 社会福祉協議会、土地開発公社、農林業公社、地域振興公社、農業公社、観光振興公社等) また、団体が多数のため主な団体のみ例示として一覧表に記載している。</p>								

協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目第17-2号

大野郡5町2村合併協議会

基本的考え方

合併市町村の区域に、いつまでも従来の市町村単位で各種の公共的団体が存在することは、合併市町村の一体性の早期確立のうえから好ましいことではありません。

合併特例法第16条第8項には、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない」と努力義務が定められています。

ここで「公共的団体等」とは、地方自治法第157条の「公共的団体等」と同様で、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会、青年商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団など、公共的活動を営むものはすべて含まれ、法人格を持つかどうかは問わないものとされています。同条では、普通地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができることとされていることから、できるだけ公共的団体等の統合がなされるよう、合併協議会において検討し、公共的団体等の理解を求める必要があります。（「合併協議会の運営の手引」より）

商工会議所・商工会

商工会議所の地区は市の区域、商工会の地区は1つの町村の区域とするのが原則（商工会議所法8条、商工会法7条）です。通常は1市町村に1つの商工会議所又は商工会が設置されることとなります。市町村合併が行われた場合、商工会議所又は商工会の地区を合併市町村の区域とするための定款の変更をするか、あるいは当該商工会議所又は商工会が解散するまでの間は、1市町村内に複数の商工会議所・商工会が存在することとなります（商工会議所法8条の2、商工会法8条）。昭和60年4月以降の市町村合併のうち、商工会議所・商工会の統合が行われたのは2例です。（総務省ホームページ「合併相談コーナー」より）

根拠法令

地方自治法

執行機関

第2節普通地方公共団体の長

第2款 権限

（公共的団体等の監督）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

【実例】

- ・総合調整とは、公共的団体等の行動に関し勧告等の適当な措置はとれるが、取り消しはできない（昭24・8地自福4）。
- ・「公共的団体」とは、農協、漁協、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会等の文化事業団体等いやくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない（同上）。
- ・民法第34条の規定に基づく公益法人についても、その具体的活動が公共的活動に及び限りにおいては、本条の公共的団体等に包含される（昭34・12自丁行発175）。

市町村の合併の特例に関する法律

（国、都道府県等の協力等）

第16条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

2～6 省略

- 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

商工会法

第2章 商工会

第1節 通則

（地区）

第7条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会（その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合（以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。）にあつては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によって成立した商工会。以下この条において同じ。）の地区を配置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、配置分合前の市町村の区域（隣接商工会との合併の場合にあつては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域）とする。

社会福祉法

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

調整対象団体の整理方針

1. 7町村には、それぞれ多数の公共的団体が存在する。その中には、類似した団体もあれば各町村独自の団体もある。
2. 類似している団体についても、名称や活動内容など細部には相違があり、一元化に向けて、法人においては登記の変更等の手続きが必要であり、非法人においても規約及び活動内容の変更等の調整をしなければならない。
3. 公共的団体等は次のとおり整理するものとする。
 - 市町村が関与（補助金の交付、人的支援）している団体 法令に基づき組織している団体
 - 市町村の事業について大きく関与している団体ただし、他の協定項目（事業関連）について協議される団体については除くものとする。また、団体が多数のため、主な団体のみ一覧表に記載する。

先進事例

篠山市（H11.4.1合併）

公共的団体については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調証に努めるものとする。

1 各町共通の団体について

（1）新町との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

（2）郡単位の上部組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新町組織へ円滑に移行できるよう調整に

協議事項に係る参考資料

協定項目第17-2号

大野郡5町2村合併協議会

努める。

(3) 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

(4) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

2 各町独自の団体について

原則として、現行のとおりとする。

さぬき市(H14.4.1合併)

1 公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

(1) 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合するよう調整に努めるが、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう指導する。

(2) 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していく。

あさぎり町(H15.4.1合併)

公共的団体については、新町との速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

各町村共通の団体について

(1) 新町との一体性を保つため、合併時に統合した方がよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

(2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

(3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

各町村独自の団体について

原則として現行のとおりとする。

東かがわ市(H15.4.1合併)

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合整備について調整に努める。

具体的な調整内容

1 町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

佐伯市(H17.3.3合併予定)

公共的団体は、新市との速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。

各町村共通の団体の取扱い

(1) 新市との一体性を保つため、合併時に統合した方がよい団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整する。

(2) 国、県の指導等により設置された団体は、関係機関の指導、助言等を踏まえ協議する。

(3) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向け、検討が進められるよう調整する。

各種公共的団体の調整方針は、別添「公共的団体等の取扱い」に定める。

上浦町、弥生町、鶴見町土地開発公社及び(財)蒲江町開発公社は、合併の日の前日までに解散し、佐伯市土地開発公社を新市の土地開発公社とする。

上浦町、弥生町、鶴見町土地開発公社及び(財)蒲江町開発公社は、所有する財産及び債務を佐伯市土地開発公社に譲渡する。

(株)道の駅やよい等の第三セクターの取扱いは、効果的な活動ができるよう合併までに調整する。

別添「公共的団体等の取扱い」

項目	調整内容
自治会連合会	現存の佐伯・南郡広域自治会連合会に新自治委員会(連合会)の組織体制の確立を要請する。
P T A 連合会	統合を要請する。
青年団	新市婦人団体連合会としての組織体制の再編を要請する。
文化協会	合併後統合を要請する。
体育協会	(1) 統合し、旧市町村単位に支部を設置する。
	(2) 各種目別類似競技団体等については、統合を要請する。

阿賀野市 = 新潟県(H16.4.1合併)

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり統合整備に努めるものとする。

(1) 共通の目的を持った団体は、合併時に統合するよう調整に努める。

(2) 共通の目的を持った団体で、実情により合併時に統合することが難しい団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。

(3) 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(4) 独自の目的を持った団体は、団体の自主的な判断にゆだねる。

補助金、交付金等の取扱い(その 2)について

補助金、交付金等の取扱い(その 2)について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

補助金、交付金等の取扱い(その 2)について

- 1 大野郡 5 町 2 村又は複数町村で、同一又は同種の補助金等は、合併時に統一する方向で調整する。
- 2 大野郡 5 町 2 村で独自の補助金等は、原則として合併時に廃止し、必要なものについては、新市において調整する。
- 3 上部団体の負担金等は新市において調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第18-2号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	18 補助金、交付金等の取扱い	中項目	1 補助金、交付金等の取扱い	小項目	1 補助金、交付金等の取扱い(上部団体)
協議の結果	【専門部会・幹事会案】 1 大野郡5町2村又は複数町村で、同一又は同種の補助金等は、合併時に統一する方向で調整する。 2 大野郡5町2村で独自の補助金等は、原則として合併時に廃止し、必要なものについては、新市において調整する。 3 上部団体の負担金等は新市において調整する。				

調査町村名	細目番号	大野郡5町2村の現況 (単位:千円)										調整の具体的内容				
		三重町		清川村		緒方町		朝地町		大野町			千歳村		犬飼町	
町 村 別 内 容	〔産業部会〕													各細目に記載している数値は、15年度当初予算に計上された金額である。		
	1	治山林道協会	5	治山林道協会	5	治山林道協会	5	治山林道協会	5	治山林道協会	5	治山林道協会	5		治山林道協会	5
	2	県林野振興対策協議会	33	県林野振興対策協議会	33	県林野振興対策協議会	33	県林野振興対策協議会	33	県林野振興対策協議会	33	県林野振興対策協議会	33		県林野振興対策協議会	33
	3	県しいたけ振興協議会	67	県しいたけ振興協議会	40	県しいたけ振興協議会	40	県しいたけ振興協議会	58	県しいたけ振興協議会	37	県しいたけ振興協議会	23		県しいたけ振興協議会	32
	4	県緑化推進センター	44	県緑化推進センター	9	県緑化推進センター	26	県緑化推進センター	15	県緑化推進センター	19	県緑化推進センター	6		県緑化推進センター	12
	5	郡林業振興協議会	44	郡林業振興協議会	26	郡林業振興協議会	37	郡林業振興協議会	73	郡林業振興協議会	45	郡林業振興協議会	21		郡林業振興協議会	26
	6	大規模林業園開発協議会	90	大規模林業園開発協議会	80	大規模林業園開発協議会	114		大規模林業園開発協議会	21						
	7	大分中部流域林業活性化センター	10	大分中部流域林業活性化センター	10	大分中部流域林業活性化センター	10		大分中部流域林業活性化センター	10	大分中部流域林業活性化センター	10	大分中部流域林業活性化センター		10	大分中部流域林業活性化センター
	8			森林交付税創設促進連盟	20											
	9	郡畜産振興協議会	49	郡畜産振興協議会	50	郡畜産振興協議会	72	郡畜産振興協議会	81	郡畜産振興協議会	54	郡畜産振興協議会	68		郡畜産振興協議会	38
	10	県草地資料協議会	10	県草地資料協議会	10		県草地資料協議会	10								
	11	県南家畜保険衛生協議会	14	県南家畜保険衛生協議会	7	県南家畜保険衛生協議会	15	県南家畜保険衛生協議会	12	県南家畜保険衛生協議会	9	県南家畜保険衛生協議会	11		県南家畜保険衛生協議会	5
	12	大野地区鶏病対策協議会	21		大野地区鶏病対策協議会	26			大野地区鶏病対策協議会	16						
	13	三重地区豚病対策協議会	27													
	14	認定農業者連絡協議会	21	認定農業者連絡協議会	24	認定農業者連絡協議会	22	認定農業者連絡協議会	22	認定農業者連絡協議会	21	認定農業者連絡協議会	30		認定農業者連絡協議会	24
	15	豊肥地区フライト農産物集出荷協会	50	豊肥地区フライト農産物集出荷協会	50	豊肥地区フライト農産物集出荷協会	50	豊肥地区フライト農産物集出荷協会	50	豊肥地区フライト農産物集出荷協会	50	豊肥地区フライト農産物集出荷協会	50		豊肥地区フライト農産物集出荷協会	50
	16	県農業会議	195	県農業会議	106	県農業会議	220	県農業会議	144	県農業会議	203	県農業会議	107		県農業会議	112
	17			県農業者年金連絡協議会	10	県農業者年金連絡協議会	20	県農業者年金連絡協議会	15	県農業者年金連絡協議会	20				県農業者年金連絡協議会	16
	18	郡農業振興対策協議会	69	郡農業振興対策協議会	21	郡農業振興対策協議会	78	郡農業振興対策協議会	33	郡農業振興対策協議会	72	郡農業振興対策協議会	30		郡農業振興対策協議会	42
	19	郡農業改良普及協会	45	郡農業改良普及協会	21	郡農業改良普及協会	54	郡農業改良普及協会	33	郡農業改良普及協会	49	郡農業改良普及協会	31		郡農業改良普及協会	23
	20			県普通作物技術者協議会	2	県普通作物技術者協議会	2	県普通作物技術者協議会	2	県普通作物技術者協議会	2	県普通作物技術者協議会	2		県普通作物技術者協議会	2
	21	県果樹技術者協議会	3												県果樹技術者協議会	3
	22			県園芸振興協議会	12		県園芸振興協議会	12	県園芸振興協議会	12	県園芸振興協議会	12	県園芸振興協議会		10	
	23	県力ボス振興協議会	432	県力ボス振興協議会	42	県力ボス振興協議会	270	県力ボス振興協議会	52	県力ボス振興協議会	107	県力ボス振興協議会	89		県力ボス振興協議会	130
	24	県農林統計協会	15	県農林統計協会	15	県農林統計協会	15	県農林統計協会	15	県農林統計協会	15	県農林統計協会	15		県農林統計協会	15
	25									海外協会	1					
	26	三重農業高校自営者育成後援会	0	三重農業高校自営者育成後援会	6	三重農業高校自営者育成後援会	11	三重農業高校自営者育成後援会	0	三重農業高校自営者育成後援会	17	三重農業高校自営者育成後援会	18		三重農業高校自営者育成後援会	35
	27	大分味一ネギ出荷協議会	22		大分味一ネギ出荷協議会	31			大分味一ネギ出荷協議会	18						
	28	県花き生産消費拡大推進協議会	45	県花き生産消費拡大推進協議会	24	県花き生産消費拡大推進協議会	27	県花き生産消費拡大推進協議会	34	県花き生産消費拡大推進協議会	39	県花き生産消費拡大推進協議会	38			
29	県茶業振興協議会	39	県茶業振興協議会	26	県茶業振興協議会	39		県茶業振興協議会	51	県茶業振興協議会	37					

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第18-2号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	18 補助金、交付金等の取扱い	中項目	1 補助金、交付金等の取扱い	小項目	1 補助金、交付金等の取扱い(上部団体)
協議の結果					

調査町村名	細目番号	大野郡5町2村の現況												調整の具体的内容					
		三置町		清川村		緒方町		朝地町		大野町		千歳村			犬飼町				
町 村 別 内 容	30	全国山村振興連盟	50	全国山村振興連盟	50	全国山村振興連盟	101	全国山村振興連盟	160										
	31	県市町村農業農村振興対策協議会	5	県市町村農業農村振興対策協議会	17	県市町村農業農村振興対策協議会	5	県市町村農業農村振興対策協議会	5	県市町村農業農村振興対策協議会	5	県市町村農業農村振興対策協議会	5	県市町村農業農村振興対策協議会	5				
	32							J・P都市農村交流推進協議会	50										
	33	県農業委員会会長会	12	県農業委員会会長会	12	県農業委員会会長会	12	県農業委員会会長会	12	県農業委員会会長会	12	県農業委員会会長会	12	県農業委員会会長会	12	県農業委員会会長会	12	県農業委員会会長会	12
	34	郡農業委員会会長会	8	郡農業委員会会長会	8	郡農業委員会会長会	8	郡農業委員会会長会	8	郡農業委員会会長会	8	郡農業委員会会長会	8	郡農業委員会会長会	8	郡農業委員会会長会	8	郡農業委員会会長会	8
	35	県農業委員会連絡協議会	12		県農業委員会連絡協議会	10	県農業委員会連絡協議会	8	県農業委員会連絡協議会	9									
	36							圃場整備事業推進協議会	30	圃場整備事業推進協議会	34								
	37							県農地集団化推進協議会	40	県農地集団化推進協議会	12								
	38	県農道整備事業推進協議会	30																
	39	県農地防災事業推進協議会	30		県農地防災事業推進協議会	30	県農地防災事業推進協議会	30	県農地防災事業推進協議会	30			県農地防災事業推進協議会	30					
	40	郡土地改良推進協議会	44	郡土地改良推進協議会	26	郡土地改良推進協議会	60	郡土地改良推進協議会	35	郡土地改良推進協議会	67	郡土地改良推進協議会	25						
	41	県土地改良事業団体	367	県土地改良事業団体	77	県土地改良事業団体	300	県土地改良事業団体	56	県土地改良事業団体	37								
	42							中山間地域振興対策協議会	20										
	43			九州・沖縄「道の駅」連絡協議会	50	九州・沖縄「道の駅」連絡協議会	50	九州・沖縄「道の駅」連絡協議会	50										
	44			おおいた里の駅ネットワーク	50	おおいた里の駅ネットワーク	50	おおいた里の駅ネットワーク	50							おおいた里の駅ネットワーク	50		
	45					九州どまんなか協議会	150												
	46					日本観光協会	60												
	47	県観光協会	57	県観光協会	44	県観光協会	52	県観光協会	52	県観光協会	50	県観光協会	44	県観光協会	46				
	48	豊肥地区観光協会	44	豊肥地区観光協会	21	豊肥地区観光協会	28	豊肥地区観光協会	23	豊肥地区観光協会	27	豊肥地区観光協会	21	豊肥地区観光協会	25				
	49	県物産協会	5	県物産協会	5	県物産協会	5	県物産協会	5	県物産協会	5	県物産協会	5	県物産協会	5				
	50			全定協九州ブロック協議会	5														
	51					国立公園協会	10												
	52					全国レクリエーション利用協会	30												
	53					森林浴の森全国協議会	30												
	54					日本の滝全国協議会	30												
	55					日本花の会	50												
	56			日本さくらの会	5	日本さくらの会	5									日本さくらの会	5		
	57	九州中央地域連携協議会	30	九州中央地域連携協議会	80	九州中央地域連携協議会	100	九州中央地域連携協議会	30			九州中央地域連携協議会	30						
	58	豊肥地区商工振興協議会	40	豊肥地区商工振興協議会	40	豊肥地区商工振興協議会	40	豊肥地区商工振興協議会	40	豊肥地区商工振興協議会	40	豊肥地区商工振興協議会	40	豊肥地区商工振興協議会	40	豊肥地区商工振興協議会	40	豊肥地区商工振興協議会	40
59	豊肥地域産業雇用連絡協議会	15	豊肥地域産業雇用連絡協議会	3	豊肥地域産業雇用連絡協議会	6	豊肥地域産業雇用連絡協議会	3	豊肥地域産業雇用連絡協議会	6	豊肥地域産業雇用連絡協議会	3	豊肥地域産業雇用連絡協議会	3	豊肥地域産業雇用連絡協議会	3	豊肥地域産業雇用連絡協議会	3	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第18-2号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	18 補助金、交付金等の取扱い	中項目	1 補助金、交付金等の取扱い	小項目	1 補助金、交付金等の取扱い(上部団体)
協議の結果					

調査町村名	細目番号	大野郡5町2村の現況 (単位:千円)										調整の具体的内容					
		三置町		清川村		緒方町		朝地町		大野町			千歳村		犬飼町		
町 村	60	県総合雇用推進協議会	20	県総合雇用推進協議会	20	県総合雇用推進協議会	20	県総合雇用推進協議会	20	県総合雇用推進協議会	20	県総合雇用推進協議会	20	県総合雇用推進協議会	20		
	61					竹田たばこ販売増進対策協議会	35	竹田たばこ販売増進対策協議会	21	竹田たばこ販売増進対策協議会	28						
	62	県産業創造機構	51	県産業創造機構	13	県産業創造機構	21	県産業創造機構	14			県産業創造機構	13				
	63	工業再配置促進連絡協議会	13														
	64	農村地域工業導入促進センター	30									農村地域工業導入促進センター	30				
	65	くらしのアドバイザー-豊肥地区協議会負担金	36	くらしのアドバイザー-豊肥地区協議会負担金	8	くらしのアドバイザー-豊肥地区協議会負担金	20	くらしのアドバイザー-豊肥地区協議会負担金	12	くらしのアドバイザー-豊肥地区協議会負担金	16	くらしのアドバイザー-豊肥地区協議会負担金	8	くらしのアドバイザー-豊肥地区協議会負担金	11		
	66													大野川漁業協同組合助成金	300		
別 内 容	【建設部会】																
	1	大分県砂防協会	157	大分県砂防協会	5	大分県砂防協会	150	大分県砂防協会	18	大分県砂防協会	25	大分県砂防協会	80	大分県砂防協会	50		
	2	九州国道協会	30	九州国道協会	30	九州国道協会	30	九州国道協会	30	九州国道協会	30	大分県砂防協会	30	九州国道協会	30		
	3	日本道路協会	30														
	4	大分県土木建築協会	275	大分県土木建築協会	60	大分県土木建築協会	113	大分県土木建築協会	36	大分県土木建築協会	237	大分県土木建築協会	150	大分県土木建築協会	54		
	5	九州地区用地対策連絡会	10	九州地区用地対策連絡会	10	九州地区用地対策連絡会	10	九州地区用地対策連絡会	10	九州地区用地対策連絡会	10	九州地区用地対策連絡会	10	九州地区用地対策連絡会	10		
	6	大分県用地対策連絡会	5	大分県用地対策連絡会	5	大分県用地対策連絡会	5	大分県用地対策連絡会	5	大分県用地対策連絡会	5	大分県用地対策連絡会	5	大分県用地対策連絡会	5		
	7	都市計画協会	15														
	8	大分県地区計画推進協議会	30														
	9	全国街路事業促進協議会	10														
	10	日本下水道協会	5							日本下水道協会	68						
	11									日本下水道協会九州支部	13						
	12									日本下水道協会大分県支部	15						
	13	全国町村下水道推進協議会(大分県支部)	10							全国町村下水道推進協議会(大分県支部)	30			全国町村下水道推進協議会(大分県支部)	10		
	14	日本農業集落排水協会	20	日本農業集落排水協会	20	日本農業集落排水協会	20										
	15	日本水道協会	83														
	16	日本水道協会九州支部	25														
	17	日本水道協会県支部	25														
	18	簡易水道協会	30	簡易水道協会	30	簡易水道協会	49			簡易水道協会	90	簡易水道協会	20	簡易水道協会	346		
	19	日本住宅協会	13											日本住宅協会	13		
	20	大分県合併処理浄化槽普及促進協議会	57	大分県合併処理浄化槽普及促進協議会	16	大分県合併処理浄化槽普及促進協議会	50	大分県合併処理浄化槽普及促進協議会	20	大分県合併処理浄化槽普及促進協議会	18	大分県合併処理浄化槽普及促進協議会	18	大分県合併処理浄化槽普及促進協議会	23		
21	大分県国土調査協議会	50	大分県国土調査協議会	97	大分県国土調査協議会	90	大分県国土調査協議会	219	大分県国土調査協議会	204	大分県国土調査協議会	80					

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第18-2号

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	1 8 補助金、交付金等の取扱い	中項目	1 補助金、交付金等の取扱い	小項目	2 補助金、交付金等の取扱い(上部団体以外の町村団体)
協議の結果	<p>【専門部会・幹事会案】</p> <p>1 大野郡5町2村又は複数町村で、同一又は同種の補助金等は、合併時に統一する方向で調整する。</p> <p>2 大野郡5町2村で独自の補助金等は、原則として合併時に廃止し、必要なものについては、新市において調整する。</p> <p>3 上部団体の負担金等は新市において調整する。</p>				

調査町村名	細目番号	大野郡5町2村の現況 (単位:千円)										調整の具体的内容				
		三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町								
【産業部会】																
町 村 別 内 容	1	椎茸産業振興協議会	90	椎茸産業振興対策協議会	44	椎茸生産振興部会	40	椎茸振興会	400	椎茸振興会	59		椎茸生産組合	73		
	2	林業研究グループ	50	林業研究グループ	36	林業研究グループ(2団体)	40	林業研究グループ	45				林業研究グループ	12		
	3	林業研究グループ婦人部	160	林業研究グループ婦人部	22									26		
	4												林業振興会			
	5	猟友会	36	猟友会	58	猟友会	0	猟友会		529	猟友会	180	猟友会	70	猟友会	41
	6	有害鳥獣捕獲班(猟友会)	70	有害鳥獣捕獲班(猟友会)	200	有害鳥獣捕獲班(猟友会)	240	有害鳥獣捕獲班(猟友会)			有害鳥獣捕獲班(猟友会)		有害鳥獣捕獲班(猟友会)	88	有害鳥獣捕獲班(猟友会)	50
	7										竹炭振興会	50				
	8										みどりの少年団	40		みどりの少年団	23	
	9					長谷川集会所	2,461									
	10	和牛振興会	117	和牛振興会	72	和牛振興会	68	和牛振興会	200	畜産部会連絡会議	251	畜産振興会	19	畜産振興会等	120	
	11	酪農組合	90			酪農組合	20	酪農組合	12							
	12					朝地・緒方和牛育種改良組合	36	朝地・緒方和牛育種改良組合	36			和牛改良育種組合	36	和牛改良育種組合	80	
	13	葉たばこ生産組合	162	葉たばこ生産組合	20	葉たばこ生産組合	36	葉たばこ生産組合	36	葉たばこ生産組合	729	葉たばこ生産組合	126	葉たばこ生産組合	56	
	14	各種生産部会(7部会)	180	各種生産部会(5部会)	93	各種生産部会(16部会)	1,039	各種生産部会(9部会)	264			各種生産部会(7部会)	169	各種生産部会(13部会)	380	
	15	各種農業後継者団体(2団体)	180	各種農業後継者団体(2団体)	33	各種農業後継者団体(3団体)	282	各種農業後継者団体(2団体)	72	各種農業後継者団体(2団体)	125	各種農業後継者団体(1団体)	63	各種農業後継者団体(2団体)	48	
	16	三重土地改良区等	6,900			緒方土地改良区等	2,000	朝地町土地改良区	1,000	大野町土地改良区	3,600	平成土地改良区	400	平成土地改良区	400	
	17	商工会	4,899	商工会	2,550	商工会	2,400	商工会	3,185	商工会	4,130	商工会	2,200	商工会	3,200	
【建設部会】1~3については補助金、4~19 については負担金																
1													長谷川地域総合開発促進協議会	64		
2													県道百枝浅瀬野津線整備促進協議会	32		
3													下農部地域開発協議会	28		
4	大野地区建設協議会	-	大野地区建設協議会	-	大野地区建設協議会	-	大野地区建設協議会	-	大野地区建設協議会	-	大野地区建設協議会	-	大野地区建設協議会	-		
5	県東部横断高速自動車道路推進協議会	40										県東部横断高速自動車道路推進協議会	20			
6	県南道路体系整備促進期成会	24	県南道路体系整備促進期成会	13	県南道路体系整備促進期成会	18	県南道路体系整備促進期成会	13	県南道路体系整備促進期成会	14	県南道路体系整備促進期成会	13	県南道路体系整備促進期成会	13		
7	豊肥地域高規格道路建設促進期成会	110	豊肥地域高規格道路建設促進期成会	80	豊肥地域高規格道路建設促進期成会	110	豊肥地域高規格道路建設促進期成会	110	豊肥地域高規格道路建設促進期成会	110	豊肥地域高規格道路建設促進期成会	80	豊肥地域高規格道路建設促進期成会	110		
8	中九州横断道路アクセス道路促進期成会	112	中九州横断道路アクセス道路促進期成会	32	中九州横断道路アクセス道路促進期成会	40	中九州横断道路アクセス道路促進期成会	32	中九州横断道路アクセス道路促進期成会	32	中九州横断道路アクセス道路促進期成会	112	中九州横断道路アクセス道路促進期成会	32		
9									一般国道57号整備促進協会	50	一般国道57号整備促進協会	20	一般国道57号整備促進協会	20		

各細目に記載している数値は、15年度当初予算に計上された金額である。
(単位:千円)

協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目第18-2号

大野郡5町2村合併協議会

基本的考え方

市町村は、公益上必要がある場合は、各種団体に対して、それぞれの趣旨、目的に応じて補助金や交付金を交付する等の財政的支援を行っています。

市町村合併の際には、合併関係市町村が従来行ってきた補助制度の内容について、これから建設していく市町村の振興にどのように役立っていくのか、あるいは、新市町村の財政状況はどうなるのか、合併協議の際に、合併関係市町村が十分に実情把握を行うとともに、補助条件等の調整を行うことが適当です。

また、合併関係市町村がこの問題を協議するにあたっては、各種団体の動向の把握と将来への希望等を十分に把握したうえで、合併後の取扱いについて協議しておくことが必要です。

一般的な取扱いとしては、合併を機会に補助金又は補助制度を整理統合し、公益上の必要性を失ったもの又は目的に達したものは廃止し、必要がある場合についても、複数の合併関係市町村で同一又は同種の団体又は事業に対し補助している場合には補助金又は補助制度を統一し、合併関係市町村においてそれぞれの特殊事情により補助しているものについては、合併市町村全体との均衡を考慮して調整するということが考えられます。

尚、補助金、交付金等の取扱いについての具体的な整理方法については次のとおりとします。
本協定項目で取扱う補助金等は、上部団体に関する負担金等、それ以外の町村独自の団体運営補助金等に区分します。
事業費補助等については、協定項目で協議される各種事業で取扱うものとしませんが該当がない項目については本項で取扱うものとしします。

根拠法令

地方自治法

財務

第4節 支出

(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

先進事例

篠山市（H11.4.1合併）

各町の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情に配慮し、新町において検討するものとする。

- (1) 各町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
- (2) 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、町域全体の均衡を保つように調整するものとする。
- (3) 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。

さぬき市（H15.4.1合併）

各町の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情に配慮し、新市において検討するものとする。

- (1) 自治会補助金については、新市の自治会活動を充実させるよう交付水準について配慮する。
- (2) 各町同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
- (3) 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。
- (4) 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。

あさぎり町（H15.4.1合併）

各町村の従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、予算措置の段階で調整する。

南アルプス市（H15.4.1合併）

(総務・企画・議会関係)

補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、新市において見直しを行う中で必要に応じ調整する。

(産業・経済関係)

補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、新市において見直しを行う中で必要に応じ見直しを図る。

(建設関係)

(1) 花壇生垣推進に関する補助金については、全市を対象とし甲西町の例による。

(2) 水洗便所設置費補助金制度については、全市を対象とし若草町の例による。

(3) 水洗便所等改造資金融資斡旋制度については、白根町及び榊形町の例に合わせるが、この制度に若草町で実施している宅内排水設備等の改造工事資金の利子補給も加える。

(4) 排水設備設置費補助金制度については、全市を対象とし白根町及び榊形町の例による。

(5) 生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金については、全市を対象とし甲西町の例による。

(6) その他については、現状のまま新市に移行し必要に応じて調整する。

(住民関係)

補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、新市において見直しを行う中で必要に応じて調整する。

東かがわ市（H15.4.1合併）

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、合併時に廃止し、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図る。

(1) 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する

(2) 独自の補助金については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。

(3) 整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整する。

佐伯市（H17.3.3合併予定）

(統括調整方針)

新市の速やかな一体性の確保や従来からの経緯、実績等に配慮し、9市町村で同一又は類似しているものは、現行どおり又は統一する。差異の著しいものや独自の補助金等、調整が困難なものは、当分の間、現行どおりとし、適正な補助金のあり方等について合併後調整し統一する。または、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ廃止も含め、予算措置の段階で調整する。

個別調整方針は、別添「補助金、交付金等の取扱い」に定める。

別添「補助金、交付金等の取扱い」

項目	調整内容
政務調査費補助金、女性コミュニティ補助金、婦人防火クラブ補助金及び自主防災組織運営費補助金	佐伯市の例により新市においても設置する。
議員互助会補助金	廃止の方向で検討する。
自衛隊父兄会補助金、たばこ販売共同組合補助金、交通安全都市推進協議会補助金、交通安全補助金、職員共済会補助金、原爆被害者団体協議会補助金、消費生活研究会運営費補助金、佐伯地区人権擁護委員協議会運営費補助金及び危険物安全協会補助金	新市において統一して助成する。
防犯灯電気料補助金	新市において形態を調整し、助成する。
大分バス補助金（過疎バス助成金）及びコミュニティ助成事業補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。
就業奨励補助金、人材育成（会議）補助金、定住奨励補助金、結婚祝金、転校準備金、住宅取得助成金（中古住宅取得助成金）、住宅新築祝金補助金（新築住宅取得助成金）及び過疎地域定住増進対策事業補助金	新市において新しい制度を検討する。
多目的集会所施設整備事業補助金及び佐伯市地区集会所に対する建設費補助金	補助制度は継続するが、内容は、合併後検討する。

協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目第18-2号

大野郡5町2村合併協議会

項目	調整内容
離島航路補助金及びえびあくりん利用島民補助金	蒲江町の例により新市に引き継ぐ。
いきいき蒲江町創生協議会補助金	合併までに蒲江町で検討する。
新市自治委員会（連合会）補助金	組織体制の確立後決定する。
老人クラブ助成金	当分の間、現行どおりとし、合併後調整し統一する。
更生保護婦人会運営費補助金	当分の間、現行どおりとし、合併後調整する。
母子寡婦福祉会補助金	当分の間、現行どおりとし、合併後調整する。
戦没者遺族援護事業補助金・地区遺族会補助金	当分の間、現行どおりとし、合併後調整する。
資源ごみ集団回収事業補助金	当分の間、現行どおりとし、合併後調整する。
保護司会、女性セミナー、食生活改善推進協議会、母親クラブ活動費助成、職業病対策事業、労災被傷病者互助会、生活と健康を守る会、傷痍軍人会及び大分県被爆者団体協議会補助金	新市においても引き続き実施する。
上灘地区公害対策委員会補助金及び上灘地区総合健診料	従来からの実情や他地域との均衡を考慮して合併までに調整する。
大分県身体障害者体育大会、ねんりんピック、老人憩いの家活動及び一日おとーさん行事補助金	新市においても引き続き実施する。
エバーグリーン福祉作業所、飼い犬精巣手術、飼い犬不妊手術、民間社会福祉施設整備資金利子補給及び身体障害者療護施設整備事業補助金	国・県の要綱により引き続き実施する。
大分県ゆうあいスポーツ大会、私立保育園共済会及び公衆浴場確保対策事業補助金	現行どおりとする。
P T A連合会に対する補助制度	合併後検討する。
青年団に対する補助制度	補助制度は継続するが、内容は、合併後検討する。
婦人会に対する補助制度	補助制度は継続するが、内容は、合併後検討する。
その他の社会教育関係団体に対する補助制度	補助制度は継続するが、内容は、合併後検討する。
文化協会補助金	(1) 当分の間、各文化協会ごとに助成する。 (2) 文化財保護団体(杖踊り保存会など)は、活動実施に伴う補助金を別途助成する。

広報・広聴事業の取扱い(その2)について

広報・広聴事業取扱い(その2)について、次のとおり提出する。

平成16年4月8日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

広報・広聴事業の取扱い(その2)について

情報通信関係事業の取扱いについて

- (1) ホームページについては、合併時に統一し、新市において開設する。
- (2) オフトーク、ケーブルテレビについては、新市に引き継ぐ。ただし、事業及び内容については、新市において調整する。
- (3) 電光掲示板については、新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項確認内容

協定項目 第28-2号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	28. 広報・広聴事業の取扱い	中項目	3. 情報通信関係事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
1 ホームページ								<p>ホームページについては、合併時に統一し、新市において開設する。</p> <p>オフトーク、ケーブルテレビについては、新市に引き継ぐ。ただし、今後の情報通信事業については、財政計画及び社会情勢の変化を勘案しつつ、総合的かつ長期的に判断し、新市において最良の情報ネットワークを構築する。</p> <p>電光掲示板については、新市に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">(平成16年3月18日 作業部会案)</p>
開設年月	平成 9年 9月11日	平成 12年 7月 1日	平成 12年12月 1日	平成 9年 5月 1日	平成 9年 4月 1日	平成 14年 4月 1日	平成 14年 3月31日	
プロバイダ名	大野広域連合	大野広域連合	大野広域連合	大野広域連合	大野広域連合	大野広域連合	大野広域連合	
サーバの所有	大野広域連合	大野広域連合	大野広域連合	大野広域連合	大野広域連合	大野広域連合	大野広域連合	
アクセス件数	27,133 件/年(H14実績)	約 6,000 件/年(H14実績)	約 40,000 件/年(H14実績)	12,500 件/年(H14実績)	約 20,000 件/年(H14実績)	約 6,000 件/年(H14実績)	約 6,000 件/年(H14実績)	
更新頻度	随時	不定期	不定期(月2~3回程度)	月2回	月1回	月1回	年1回(必要に応じ随時)	
作成ソフト	ホームページビルダー	ドリ-ムウィ-パ-	IBMホームページビルダ-6.5	ホームページビルダー	ドリ-ムウィ-パ-	ホームページビルダー	GoLive (Adobe社)	
担当・更新部局	企画振興課企画調整担当	総務企画課	産業振興課・商工観光室	総務課 文書広報係	総務企画課	総務企画課企画係	総務課	
委託業者	無し	佐伯印刷(株)	無し	O E C	大分交通(株)	無し	(有)広報研究社	
(H14年度委託料)	0 円	0 円	0 円	246,015 円	882,000 円	0 円	592,200 円	
(H15年度委託料)	0 円	210,000 円	0 円	246,015 円	882,000 円 (ハイパー委託料含む)	0 円	352,800 円 (広報紙掲載のみ業者委託)	
コンテンツ	観光情報 行政情報 町村合併に関する情報 みえまちの概要 広報みえ 壁紙 BBS リンク	村の紹介 村からのお知らせ 神楽の情報 (歴史・舞の紹介) イベント情報 交通アクセス 各種団体へのリンク メール問い合わせ	緒方町の現況 緒方町国保総合病院 就農支援 田舎暮らし支援制度 ニューファーマーズホ-ル建設計画 イベント・観光情報 緒方町へのアクセス 宿泊施設 祖母傾山への登山方法 LINKページ 広報おがた おがたコミュニティバス時刻表 など	トピックス 朝地町の観光情報 ・アクセスマップ ・道の駅あさじ ・朝地町の四季 朝地町の行政情報 ・役場のしくみと主な仕事 ・各種届出と証明 ・戸籍などの証明 ・朝地町の定住促進条例 朝地町の特産品 ・特産品ショップ ・日本一のしいたけ ・朝地牛 朝倉文夫記念館 朝地町のリンク集 朝地町の広報	お知らせ 広報誌 町の概要 住宅関連情報 Q & A 県央空港 観光案内 特産品 施設予約 アクセス 各種申請書 U・Iター-ン リンク集 掲示板 史跡案内	千歳村の概要 観光情報 ひょうたん祭り イベント情報 特産 交通アクセス 暮らしの便利帳 定住促進制度 ご意見ご質問メール	犬飼町の紹介 お知らせ 観光案内 生活便利帳 特産品 町報・広報 Q & A (メール) リンク	
								<p>ホームページについては、合併時に統一し、新市において開設する。</p> <p>オフトーク、ケーブルテレビについては、新市に引き継ぐ。ただし、事業及び内容については、新市において調整する。</p> <p>電光掲示板については、新市に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">(平成16年3月22日 専門部会案)</p>
2 無線放送								<p>ホームページについては、合併時に統一し、新市において開設する。</p> <p>オフトーク、ケーブルテレビについては、新市に引き継ぐ。ただし、事業及び内容については、新市において調整する。</p> <p>電光掲示板については、新市に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">(平成16年4月1日 幹事会案)</p>
通信システム名	三重町防災行政無線	清川村防災行政無線		朝地町防災行政無線		千歳村防災行政無線	犬飼町防災行政無線	
導入年度	平成 2年度 ~ 4年度	平成 11年度 ~ 12年度		平成 3 ~ 4年度		平成 5年度 ~ 6年度	平成 14年度 ~ 17年度	
事業費(導入額)	255,026,345 円 (同報、移動系を含む)	145,397,000 円 (同報、移動系を含む)		147,187,000 円 (同報、移動系を含む)		122,075,000 円 (同報、移動系を含む)	392,000,000 円 (同報、移動系を含む)	
年間維持費	4,512,000 円 (同報、移動系を含む)	1,418,000 円 (同報、移動系を含む)		1,330,000 円 (同報、移動系を含む)		1,896,720 円 (同報、移動系を含む)	2,500,000 円 (同報、移動系を含む)	
加入者利用料	0 円	0 円		0 円		0 円	0 円	
加入率	屋外拡声子局 86基 個別受信機 725機	100 %		100 %		100 %	100 %	
放送回数	2回/日 定時 12:40-19:30 時報 ミュ-ジ ックチャ-ム 6:00-12:00・17:00 (夏休み中18:00)	随時 時報 ミュ-ジ ックチャ-ム 6:00-11:30・17:00・ 21:00 (夏休み中18:00)		1回/日(土曜日は無し) 定時 19:55 時報 ミュ-ジ ックチャ-ム 6:00-12:00・17:00 21:00(4月~10月は 6:00が5:00)		随時 時報 ミュ-ジ ックチャ-ム 12:00-17:00	随時 用件のある日は、 18:55~ (緊急は随時) 時報 ミュ-ジ ックチャ-ム (平成17年度から予定)	
放送内容	三重町の公示・広報事項 及び農業情報の周知。 官公庁・公共的団体等の 公示事項及び広報事項の周 知・伝達。 非常災害その他緊急時の 通報及び連絡。 その他町長が必要と認め る事項の周知・伝達。	行政からのお知らせ全般。 防災に関する情報。 火災等緊急情報。		行政からのお知らせ。 防災に関する情報。 広域消防からの緊急放送。 (火事の場所)		行政からのお知らせ。 火災や大雨による警戒・ 出動放送。 東部消防による火災告知。	行政からのお知らせ。 消防・防災・防犯の緊急 放送。	
その他	緊急放送(町内一斉)が 可能。	緊急放送(村内一斉)が 可能。 迅速な情報伝達。		緊急放送(町内一斉)が 可能。 迅速な情報伝達。		緊急放送(村内一斉)が 可能。(戸別と屋外)	緊急放送(村内一斉)が 可能。 迅速な情報伝達。 区長がその地区のみに放 送するシステム有。	

26. 消防防災事業の取扱い
(3. 防災行政無線等の取扱いの調整の
具体的内容)

【協議の結果】

現行の防災行政無線については、
新市に引き継ぎ、住民生活に支障が
ないよう調整する。
未整備地域の防災行政無線設置に
ついては、新市において調整する。

大野郡 5 町 2 村合併協議会 協議事項確認内容

協定項目 第28- 2号

大野郡 5 町 2 村合併協議会

大項目	28. 広報・広聴事業の取扱い	中項目	3. 情報通信関係事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡 5 町 2 村 の 現 況						調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	
3 有線放送							<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>26. 消防防災事業の取扱い (3. 防災行政無線等の取扱いの調整の具体的内容)</p> <p>【協議の結果】</p> <p>緒方町のオフトーク通信、大野町のCATVにかかる音声告知システムについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> </div>
通信システム名			緒方町オフトークさわやか通信		大野町ケーブルテレビ		
導入年度			平成 3 年度		平成 13 年度 ~ 15 年度		
事業費(導入額)			73,143,000 円		1,268,485,769 円		
年間維持費			3,000,000 円		61,162,000 円 (H16年度予算)		
加入者利用料			月額 500 円		月額 1,200 円		
加入率			64.37 %		96 %		
放送回数			2 回 / 日 定時 6:35・18:33 (冬時間) 時報 7:00・12:00・17:00		6 回 / 日 (30分番組・週 1 回変更) 定時 7:00・8:30・12:00・15:00・18:00・21:00		
放送内容			行政からのお知らせ。 今日の話題。 (行事・会議内容等) おみやみ放送。 (死亡者の地区、名前、葬儀日時、喪主) 商業放送【有料】 (商店の売り出し、展示会等) 議会放送。 インタビュー番組		1チャンネル ・30分番組 / 行政からのお知らせ。 VODチャンネル ・利用者が予約により視聴できる。 ・行政からのお知らせ。 ・町議会一般質問放送。 行政放送告知端末 ・利用者が液晶画面によりいつでも確認できる。 ・行政からのお知らせ。 音声告知器 ・必要に応じて使用している。 ・行政からのお知らせ。		
その他			緊急放送(町内一斉)が可能。 情報を早く伝達。 チャンネルによる番組編成ができる。		緊急放送(町内一斉・地区指定)が可能。自治会長宅より優先電話を地区指定の放送が可能。 情報量が多く、早く伝達することが可能。		
負担金					ケーブルテレビ映像提供負担金 7,181,000 円 土砂災害情報相互通信システム保守負担金 200,000 円		
4 その他のメディア							
システム名	電光掲示板						
導入年度	平成 11 年度						
事業費(導入額)	リース 0 円						
年間維持費	592,288 円						
放送回数	随時						
放送内容	行政からのお知らせ						
その他	平成16年6月以降はリース料(503,496円)が必要なくなるため、電気代と電話代のみ。						

協議事項に係る参考資料

協定項目 第28-2号

大野郡5町2村合併協議会

情報通信関係事業の取扱いについての基本的な考え方

情報ネットワークの整備は、高度情報化社会への対応というグローバル的課題と行政単位の拡大、高齢化の急速な進展等による行政情報の迅速な伝達という地域的課題を克服していく上で、新市における重要施策の一つです。また、それは、単なる行政情報の提供にとどまらず、若者の定住、企業誘致、防災対策等の重要施策を進める上での鍵を握る事業であり、新市発展の可能性を高めるためにも必要であることは言うまでもありません。事業の実施については、事業自体が多額な経費を要することや今後益々技術革新が進むことから、財政計画及び社会情勢の変化を勘案しつつ、総合的かつ長期的に判断し、新市において最良の情報ネットワークの構築に努めます。

先進事例

阿新地域合併協議会（岡山県 H 17.3.31以前 合併予定）

ホームページについては、合併時に再編し、新市において開設する。
防災行政無線、電光掲示板等を利用した広報については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

東宇和・三瓶町合併協議会（愛媛県 H 16.4.1 合併 新市名 西予市）

ホームページは合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。
防災行政無線については合併時に調整し、引き続き情報の提供に努めるものとする。

庄原市・比婆郡5町・総領町合併協議会（広島県 H 17.3.31 合併予定 新市名 庄原市）

防災行政無線、オフトーク通信による放送については、当面、現行のとおりとし、設置負担金及び使用料利用料については合併時まで調整する。
ホームページは、新市において開設する。

高梁地域合併協議会（岡山県 H 16.10.1 合併予定 新市名 高梁市）

ホームページについては、新市において開設する。
防災行政無線、オフトーク通信、成羽ビジョン、吉備ケーブルテレビによる放送については、当面現行のとおりとする。

児玉地域合併協議会（埼玉県 H 17.3.31以前 合併予定）

合併後、ホームページを開設する。
ケーブルテレビの文字放送は本庄市の例により、新市においても実施する。また、オフトーク通信放送については、新市に引き継ぐ。

さぬき市（香川県 H 14.4.1 合併）

新市において、ホームページを開設する。
大川町、寒川町、長尾町の各有線テレビは、合併時に統合する。ただし、チャンネルは、現行のとおりとする。
なお、津田町、志度町への拡張事業は、新市において実施する。
津田町の防災行政無線、志度町のオフトーク通信は、有線テレビの供用開始まで現行のとおりとする。

大分県内の先進事例

竹田直入地域市町合併協議会（H 17.3.31 合併予定）

防災行政無線による広報については、放送時間、回数、内容など合併時までに調整し、現行のとおり活用を図る。
モニター制度、ホームページによる広聴制度は、合併時までに竹田市の例により調整する。

日田市郡合併協議会（H 17.3.22 合併予定 新市名 日田市）

ホームページについては合併までに統合し、引き続き情報の提供に努める。
（理由）
紙面としての広報と同様に、インターネットを活用しての広報も非常に重要な手段であり、合併時に早急な立ち上げが望まれるため。

東国東地域町村合併協議会（合併特例法期限内に合併予定）

ホームページについては、合併後速やかに統合し開設するものとする。

挾間・庄内・湯布院合併協議会（H 17.3 合併予定）

ホームページについては、情報発信の手段の一つとして新市において開設する。

西高地域1市2町合併協議会（H 17.3.31 合併予定 新市名 豊後高田市）

広報広聴関係事業については、新市において充実を図る。（ホームページ含む）

協議事項に係る参考資料

大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

協定項目 第26号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	26. 消防防災事業の取扱い	中項目	3. 防災行政無線等の取扱い
協議の結果	現行の防災行政無線については、新市に引き継ぎ、住民生活に支障がないよう調整する。 未整備地域の防災行政無線設置については、新市において調整する。 緒方町のオフトーク通信、大野町のCATVにかかる音声告知システムについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。		

調査 町村名	小項目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況						
		三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 蔵 村	犬 飼 町
町 村 別 系 内 容	識別信号	ぼうさいみえまちやくば	ぼうさいきよかわむらやくば		ぼうさいあさじまちやくば		ぼうさいちとせむら	ぼうさいいぬかいまちやくば(親局)ぼうさいいぬかいまちさんのたけ(中継局)
	周波数	57.665MHz, 407.250MHz, 69.735MHz	69.165MHz		60.995MHz		68.22 MHz	アプローチ波60.065MHz、1W サービス波65.27MHz、5W
	固定局(親局)数	1基	2基		1基		1局	1基
	中継局数	1基	0基		1基		0局	1基
	屋外拡声器数	86基	18カ所		13カ所		15カ所	11ヶ所(H16に28ヶ所予定)
	個別受信機数	725台	1000台		1300台		831台	900台(H16に650台)
	放送体制	町職員対応	村職員対応		町職員対応		職員対応(防災担当)	町職員対応(総務企画課女性職員)
	個別受信機の内容							
	・設置基準	難聴地区、集落にまとりの無い地区、消防団幹部及び行政関係役員宅等	原則1世帯につき1台(例外として公共施設、主要な事業所、医療機関、福祉施設等)		原則1世帯につき1台(例外として公共施設、主要な事業所、医療機関、福祉施設等)		原則1世帯につき1台(公共施設、消防団詰め所に設置)	原則1世帯につき1台(例外として公共施設、駅、農協、商工会等)
	・設置負担金及び使用料の有無	指定した場所は、町が負担。町が必要と認めた場所は、2/3負担。	負担金 なし 使用料 なし		負担金 なし 使用料 中の電池代のみ		負担金なし 使用料なし	負担金 なし 使用料 なし
	使用料	なし						
	緊急放送の内容	防災、非常災害関係	防災、非常災害関係		防災、非常災害関係		防災災害関係	防災、非常災害関係
	定時放送の内容							
	・放送回数	2回/日	随時		1回/日毎日(土曜日は無)		随時	1回、
	・放送時刻	12:40, 19:40	随時		19時55分		随時	18:55
	・放送内容	行政一般情報、時報、農業情報等	行政一般情報		役場からのお知らせ (利害関係がある場合は禁止等)		役場からのお知らせ (個人の団体等公共のお知らせに相応しくないものは禁止)	役場からのお知らせ
	時報の内容							
	・種類	ミュージックチャイム	ミュージックチャイム		ミュージックチャイム		ミュージックチャイム	現在サイレンH17からミュージックチャイムの予定
	・回数	1日3回	1日4回		1日4回		1日2回	1日4回
・時刻	6:00, 12:00, 17:00, 18:00(夏休み中)	6時、11時30分、17時、21時 (夏休み中18時)		6時、12時、17時、21時 (4月~10月は6時が5時)		12時、17時	現在のサイレンは5時、12時、17時、21時(夏休みは18時)	
導入年度	平成2年度から平成3年度	平成11年~12年		平成3年度		平成6年~平成7年	H14年度(21行政区) H16年度(26行政区)予定	
メーカー名	日立国際電気サービス	富士通ゼネラル		日本電気		NEC	JRC日本無線	
移動系	識別信号	みえぼうさい	きよかわぼうさい		あさじぼうさい		ちとせぼうさい	いぬかいぼうさい
	周波数	466.850MHz, 466.775MHz	466.675MHz, 466.775MHz		407.325MHz		466.8125 MHz 466.775 MHz	アプローチ波407.35MHz、W サービス波466.25MHz、W
	基地局数	1基	1基		1基		1局	1基
	中継局数	1基	0基		1基		0局	1基
	車載無線台数及び設置基準	54台(消防車、公用車)	8台(消防車、公用車等)		15台(消防車、公用車等)		5台 消防車、公用車	28台(公用車16台、消防車12台)
	携帯無線台数及び設置基準	15台(役場)	25台(消防団分団長以上、防災担当課)		11台(消防団分団長以上)		26台 役場各課、消防団各部に2台	23台(消防団員部長及び分団長以上)
	導入年度	平成2年度から平成3年度	平成12年度		平成3年度		平成7年度~平成10年度	H15年度(H16年2月末完成)
メーカー名	日立国際電気サービス	富士通ゼネラル		日本電気		HITACHI	JRC日本無線	
オフトーク通信・CATV	内容			NTT回線				
	総数			1500台				
	設置基準			希望する各世帯及び事業所等				
	・設置負担金及び使用料の有無			回線料は利用者負担等 月額500円				
	放送体制			職員が対応				
	緊急放送の内容			防災、非常災害関係				
	定時放送の内容							
	・放送回数			2回/日 毎日				
	・放送時刻			10時、18時				
	・放送内容			役場からのお知らせ				
時報の内容								
・種類			ミュージックチャイム					
・回数			1日4回					
・時刻			6時、12時、17時、21時					
導入年度			平成3年6月					
メーカー名			NTT					

協議事項に係る参考資料

協定項目 第28-2号

大野郡5町2村合併協議会

大野町ケーブルテレビ施設概要

伝送路（線路設備）	HFC方式にて構築 （下り70から77.0MHz、上り10から55MHz）		
	光ケーブル		9,521 m
	同軸ケーブル		253,800 m
	共架柱	九州電力	2,888 本
	"	NTT	1,239 本
	自営柱		817 本
電源供給器		PS-320	26 箇所
		PS-900	72 箇所
センター設備	ヘッドエンド設備		1 式
	テレビ再送信・自主放送設備		1 式
		スタジオモニター装置	1 式
		スタジオ装置	1 式
		照明設備	1 式
		映像音成長性設備	1 式
		収録設備・簡易中継	1 式
		サブ編集設備	1 式
		自動送出システム	1 式
		ビデオオンデマンド設備	1 式
		告知放送システム用設備	1 式
		遠隔医療相談サービス用設備	1 式
		総合行政情報システム用設備	1 式
	加入者管理装置端末制御装置	1 式	
宅内設備	行政情報閲覧端末（有線電話一体型）		1 式
	ケーブルモデム		1 式
	音声告知器		1 式
	一般世帯		1851 世帯
	集合住宅 公共施設		29 世帯 8 箇所

事業費

委託料		(単位：円)
設計・監理委託料		19,215,000
工事請負費		
施設整備工事	平成13年度（繰越）	897,520,769
	平成14年度	187,474,350
宅内設備工事	平成15年度	164,275,650
	宅内設備工事計	351,750,000
工事請負費計		1,249,270,769
事業費計		1,268,485,769

財源内訳

補助金		(単位：円)
県費補助金	間接補助事業 補助率 1 / 3 新世代ケーブルテレビ施設整備事業補助金	289,822,000
起債		
補正予算債	平成13年度	440,000,000
過疎債	平成13年度	186,900,000
	平成14年度	178,100,000
	平成15年度	156,000,000
起債計		961,000,000
一般財源		
一般財源		17,663,769
合計		1,268,485,769

協議事項に係る参考資料

協定項目 第28-2号

大野郡5町2村合併協議会

大野町ケーブルテレビ宅内施設

ホームターミナル



〔 ケーブルテレビ多チャンネル受信のためのチューナーです。 〕

行政情報閲覧端末 (有線電話一体型)



〔 文字による行政情報を液晶パネル(8.5インチ)によりお知らせする端末、町内への無料有線電話機と一体型です。
VODチャンネルの予約もこの端末により行ないます。 〕

ケーブルモデム



〔 行政情報閲覧端末の通信装置。 〕

音声告知受信機



〔 緊急放送及び緊急連絡を行なう音声受信機、有線電話により自治会、支部、班単位まで放送ができます。 〕

病院・診療所の取扱いについて

病院・診療所の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

病院・診療所の取扱いについて

公立おがた総合病院及び清川村国民健康保険直営診療所については、「公立医療施設総合検討専門委員会」の検討結果を踏まえ、合併までに調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第35号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	35. 病院・診療所の取扱いについて	中項目	1. 病院・診療所の取扱いについて
協議の結果			

小項目	清川村	緒方町	調整の具体的内容																																																																																																							
1. 診療体制	<p>施設の名称 清川村国民健康保険直営診療所 所在地 大野郡清川村大字砂田1, 877番地</p> <p>病床区分 無床診療所</p> <p>外来診療 内科、小児科</p>	<p>施設の名称 公立おがた総合病院 所在地 大野郡緒方町大字馬場276番地</p> <p>病床区分 一般病床108床(内、感染症病床4床)、療養病床40床(医療型12床、介護型28床) 計148床</p> <p>外来診療 13診療科 常設科：内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科、眼科、脳神経外科、泌尿器科、リハビリテーション科 非常設科：耳鼻咽喉科、皮膚科、麻酔科、放射線科</p>	<p>【専門部会・幹事会案】</p> <p>公立おがた総合病院及び清川村国民健康保険直営診療所については、「公立医療施設総合検討専門委員会」の検討結果を踏まえ、合併までに調整する。</p>																																																																																																							
在宅診療等	居宅療養管理指導 訪問看護 その他介護保険に必要なサービス	居宅療養管理指導 訪問看護																																																																																																								
2. 施設概要	<p>開設年月日 昭和58年6月1日</p> <p>施設構造 鉄骨ブロック平屋 延床面積：157㎡</p> <p>施設機能 外来診察室、検査室、放射線室、事務室(薬局)、待合室</p>	<p>開設年月日 平成16年4月1日</p> <p>施設構造 鉄筋コンクリート2階建 延床面積：12,799㎡</p> <p>施設機能 外来診察室、薬局、検査室、レントゲン室、内視鏡室、MRI室、CT室、病棟(内科系、外科系、混合、療養) 人工透析室、リハビリテーション室、ドック</p>																																																																																																								
3. 診療体制	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>診療科目</th> <th>診療日</th> <th>診療時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内科</td> <td rowspan="2">月曜日～金曜日の毎日</td> <td rowspan="2">8時30分～17時</td> </tr> <tr> <td>小児科</td> </tr> </tbody> </table>	診療科目		診療日	診療時間	内科	月曜日～金曜日の毎日	8時30分～17時	小児科	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>診療科目</th> <th>診療日</th> <th>診療時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内科</td> <td rowspan="10">月曜日～金曜日の毎日</td> <td rowspan="10">8時30分～17時</td> </tr> <tr><td>外科</td></tr> <tr><td>小児科</td></tr> <tr><td>産婦人科</td></tr> <tr><td>整形外科</td></tr> <tr><td>眼科</td></tr> <tr><td>脳神経外科</td></tr> <tr><td>泌尿器科</td></tr> <tr><td>リハビリテーション科</td></tr> <tr><td>耳鼻咽喉科</td></tr> <tr> <td>皮膚科</td> <td>月、水、金曜日の午後</td> <td>13時～17時</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火、金曜日の午前</td> <td>8時30分～12時30分</td> </tr> </tbody> </table>	診療科目	診療日	診療時間	内科	月曜日～金曜日の毎日	8時30分～17時	外科	小児科	産婦人科	整形外科	眼科	脳神経外科	泌尿器科	リハビリテーション科	耳鼻咽喉科	皮膚科	月、水、金曜日の午後	13時～17時		火、金曜日の午前	8時30分～12時30分																																																																											
診療科目	診療日	診療時間																																																																																																								
内科	月曜日～金曜日の毎日	8時30分～17時																																																																																																								
小児科																																																																																																										
診療科目	診療日	診療時間																																																																																																								
内科	月曜日～金曜日の毎日	8時30分～17時																																																																																																								
外科																																																																																																										
小児科																																																																																																										
産婦人科																																																																																																										
整形外科																																																																																																										
眼科																																																																																																										
脳神経外科																																																																																																										
泌尿器科																																																																																																										
リハビリテーション科																																																																																																										
耳鼻咽喉科																																																																																																										
皮膚科	月、水、金曜日の午後	13時～17時																																																																																																								
	火、金曜日の午前	8時30分～12時30分																																																																																																								
4. 救急体制	* 休日夜間外来患者は、診療所医師住宅へのオンコール(呼び出し制)により対応を行う。	<p>二次救急指定病院</p> <p>* 休日夜間外来患者の対応は、主副直医師2名、看護師1名及び事務当直者1名の4名体制で診療している。</p> <p>* 患者の状態により、検査技師、放射線技師等の呼び出しを行い、必要な検査を実施している。</p> <p>* 病院での対応が困難な重症患者は、救急車にて医師、看護師が付き添い、救急車で大分市内へ搬送している。</p>																																																																																																								
5. 人員体制	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>正規職員</th> <th>臨時職員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>医師</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr><td>正看護師</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td></tr> <tr><td>准看護師</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>薬剤師</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>臨床検査技師</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>診療放射線技師</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>理学療法士</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>作業療法士</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>管理栄養士</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>看護助手</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>事務職</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td></tr> <tr><td>計</td><td>5</td><td>2</td><td>7</td></tr> </tbody> </table> <p>*平成16年4月1日(予定) (正規職員の内、事務職員1名については兼務)</p>	職種	正規職員	臨時職員	計	医師	1	0	1	正看護師	2	0	2	准看護師	0	1	1	薬剤師	0	0	0	臨床検査技師	0	0	0	診療放射線技師	0	0	0	理学療法士	0	0	0	作業療法士	0	0	0	管理栄養士	0	0	0	看護助手	0	0	0	事務職	2	1	3	計	5	2	7	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>正規職員</th> <th>臨時職員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>医師</td><td>16</td><td>0</td><td>16</td></tr> <tr><td>正看護師</td><td>60</td><td>5</td><td>65</td></tr> <tr><td>准看護師</td><td>18</td><td>4</td><td>22</td></tr> <tr><td>薬剤師</td><td>5</td><td>0</td><td>5</td></tr> <tr><td>臨床検査技師</td><td>5</td><td>1</td><td>6</td></tr> <tr><td>診療放射線技師</td><td>4</td><td>0</td><td>4</td></tr> <tr><td>理学療法士</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td></tr> <tr><td>作業療法士</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr><td>管理栄養士</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr><td>看護助手</td><td>0</td><td>13</td><td>13</td></tr> <tr><td>事務職</td><td>8</td><td>2</td><td>10</td></tr> <tr><td>計</td><td>120</td><td>25</td><td>145</td></tr> </tbody> </table> <p>*平成16年4月1日(予定)</p>	職種	正規職員	臨時職員	計	医師	16	0	16	正看護師	60	5	65	准看護師	18	4	22	薬剤師	5	0	5	臨床検査技師	5	1	6	診療放射線技師	4	0	4	理学療法士	2	0	2	作業療法士	1	0	1	管理栄養士	1	0	1	看護助手	0	13	13	事務職	8	2	10	計	120	25	145
職種	正規職員	臨時職員	計																																																																																																							
医師	1	0	1																																																																																																							
正看護師	2	0	2																																																																																																							
准看護師	0	1	1																																																																																																							
薬剤師	0	0	0																																																																																																							
臨床検査技師	0	0	0																																																																																																							
診療放射線技師	0	0	0																																																																																																							
理学療法士	0	0	0																																																																																																							
作業療法士	0	0	0																																																																																																							
管理栄養士	0	0	0																																																																																																							
看護助手	0	0	0																																																																																																							
事務職	2	1	3																																																																																																							
計	5	2	7																																																																																																							
職種	正規職員	臨時職員	計																																																																																																							
医師	16	0	16																																																																																																							
正看護師	60	5	65																																																																																																							
准看護師	18	4	22																																																																																																							
薬剤師	5	0	5																																																																																																							
臨床検査技師	5	1	6																																																																																																							
診療放射線技師	4	0	4																																																																																																							
理学療法士	2	0	2																																																																																																							
作業療法士	1	0	1																																																																																																							
管理栄養士	1	0	1																																																																																																							
看護助手	0	13	13																																																																																																							
事務職	8	2	10																																																																																																							
計	120	25	145																																																																																																							
派遣医師	熊本大学医学部	大分大学医学部(内科、小児科、産婦人科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科) 熊本大学医学部(外科、脳神経外科)																																																																																																								

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第35号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	35.病院・診療所の取扱いについて	中項目	1.病院・診療所の取扱いについて
協議の結果			

小項目	清川村	緒方町	調整の具体的内容																																																																																		
6.給与表	医師 独自の給与基準に基づく 看護師 国家公務員行政職俸給表に基づく 行政職 国家公務員行政職俸給表に基づく	医療職 国家公務員医療職俸給表に基づく 行政職 国家公務員行政職俸給表に基づく その他臨時職員 独自の給与基準に基づく																																																																																			
7.財務関係	国保直診会計	公営企業会計（地方公営企業法一部適用）																																																																																			
8.決算の状況	国保直診会計 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">収入</td> <td>診療収入</td> <td>74,244</td> <td>62,508</td> </tr> <tr> <td>診療外収入</td> <td>19,629</td> <td>22,481</td> </tr> <tr> <td>普通会計分</td> <td>9,555</td> <td>11,873</td> </tr> <tr> <td>事業勘定分</td> <td>5,189</td> <td>5,454</td> </tr> <tr> <td>その他会計分</td> <td>1,587</td> <td>1,656</td> </tr> <tr> <td>基金繰入金</td> <td>0</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td>7,731</td> <td>7,097</td> </tr> <tr> <td>収入計</td> <td>101,604</td> <td>92,926</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">支出</td> <td>診療費用</td> <td>93,905</td> <td>87,004</td> </tr> <tr> <td>診療外費用</td> <td>602</td> <td>602</td> </tr> <tr> <td>元利償還分</td> <td>602</td> <td>602</td> </tr> <tr> <td>特別損失</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>支出計</td> <td>94,507</td> <td>87,606</td> </tr> <tr> <td>歳入歳出差引額</td> <td>7,097</td> <td>5,320</td> </tr> </tbody> </table>		平成13年度	平成14年度	収入	診療収入	74,244	62,508	診療外収入	19,629	22,481	普通会計分	9,555	11,873	事業勘定分	5,189	5,454	その他会計分	1,587	1,656	基金繰入金	0	840	繰越金	7,731	7,097	収入計	101,604	92,926	支出	診療費用	93,905	87,004	診療外費用	602	602	元利償還分	602	602	特別損失	0	0	支出計	94,507	87,606	歳入歳出差引額	7,097	5,320	単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">収入</td> <td>医業収益</td> <td>2,058,907</td> <td>2,037,217</td> </tr> <tr> <td>医業外収益</td> <td>133,606</td> <td>106,538</td> </tr> <tr> <td>特別利益</td> <td>0</td> <td>6,211</td> </tr> <tr> <td>収入計</td> <td>2,192,513</td> <td>2,149,966</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">支出</td> <td>医業費用</td> <td>2,214,706</td> <td>2,198,620</td> </tr> <tr> <td>医業外費用</td> <td>31,426</td> <td>26,027</td> </tr> <tr> <td>特別損失</td> <td>789</td> <td>10,366</td> </tr> <tr> <td>支出計</td> <td>2,246,921</td> <td>2,235,013</td> </tr> <tr> <td>当期純損益</td> <td>-54,408</td> <td>-85,047</td> </tr> <tr> <td>未処分利益剰余金残高</td> <td>239,039</td> <td>153,992</td> </tr> </tbody> </table>		平成13年度	平成14年度	収入	医業収益	2,058,907	2,037,217	医業外収益	133,606	106,538	特別利益	0	6,211	収入計	2,192,513	2,149,966	支出	医業費用	2,214,706	2,198,620	医業外費用	31,426	26,027	特別損失	789	10,366	支出計	2,246,921	2,235,013	当期純損益	-54,408	-85,047	未処分利益剰余金残高	239,039	153,992	
	平成13年度	平成14年度																																																																																			
収入	診療収入	74,244	62,508																																																																																		
	診療外収入	19,629	22,481																																																																																		
	普通会計分	9,555	11,873																																																																																		
	事業勘定分	5,189	5,454																																																																																		
	その他会計分	1,587	1,656																																																																																		
	基金繰入金	0	840																																																																																		
繰越金	7,731	7,097																																																																																			
収入計	101,604	92,926																																																																																			
支出	診療費用	93,905	87,004																																																																																		
	診療外費用	602	602																																																																																		
	元利償還分	602	602																																																																																		
	特別損失	0	0																																																																																		
	支出計	94,507	87,606																																																																																		
歳入歳出差引額	7,097	5,320																																																																																			
	平成13年度	平成14年度																																																																																			
収入	医業収益	2,058,907	2,037,217																																																																																		
	医業外収益	133,606	106,538																																																																																		
	特別利益	0	6,211																																																																																		
	収入計	2,192,513	2,149,966																																																																																		
支出	医業費用	2,214,706	2,198,620																																																																																		
	医業外費用	31,426	26,027																																																																																		
	特別損失	789	10,366																																																																																		
	支出計	2,246,921	2,235,013																																																																																		
当期純損益	-54,408	-85,047																																																																																			
未処分利益剰余金残高	239,039	153,992																																																																																			
9.主要機器	X線テレビ装置、心電計、腹部エコー診断装置、電子内視鏡、低周波治療器	CT、MRI、血管造影装置、一般撮影装置、X線テレビ装置、CR装置、超音波装置、透析装置、全自動生化学分析装置、全自動尿中有形成分分析装置、全身麻酔器、負荷心電図、長時間心電図記録解析装置、骨塩量測定装置、内視鏡装置、眼圧計、眼底カメラ、ABI測定装置																																																																																			

協議事項に係る参考資料

協定項目 第35号

大野郡5町2村合併協議会

緒方病院の決算状況について(平成5～15年度)

1. 収益的収入及び支出

年度区分	平5年度	平6年度	平7年度	平8年度	平9年度	平10年度	平11年度	平12年度	平13年度	平14年度	平15年度(見込)
病院事業収益	1,968,527	2,096,457	2,170,623	2,327,672	2,265,026	2,142,056	2,269,923	2,180,054	2,192,513	2,149,966	2,336,781
医業収益	1,832,383	1,989,342	2,044,692	2,174,626	2,142,805	2,024,595	2,110,134	2,043,882	2,058,907	2,037,217	2,211,468
入院収益	1,052,813	1,130,438	1,167,272	1,269,384	1,246,221	1,166,648	1,205,373	1,133,313	1,127,549	1,138,058	1,243,774
外来収益	752,133	818,337	833,703	862,415	849,839	806,930	827,990	840,792	866,865	834,227	901,344
その他	27,437	40,567	43,717	42,827	46,745	51,017	76,771	69,777	64,493	64,932	66,350
医業外収益	136,144	107,115	125,931	119,046	120,517	112,817	143,284	136,091	133,606	106,538	125,312
国県補助金	28,934	28,989	29,729	30,896	31,819	28,374	35,131	28,970	24,627	24,371	24,113
他会計補助金	42,310	40,621	57,341	59,579	58,733	44,784	39,217	42,418	41,698	38,513	37,040
一般会計負担金	9,013	8,495	7,936	7,334	6,685	5,986	43,202	42,646	44,379	21,888	44,550
(1)企業債利子	7,752	7,234	6,675	6,073	5,424	4,725	3,971	3,446	2,979	4,833	14,810
(2)共済追加費用											
研究研修費	1,261	1,261	1,261	1,261	1,261	1,261	39,231	39,200	41,400	17,055	29,740
その他	55,887	29,010	30,925	21,237	23,280	33,673	25,734	22,057	22,902	21,766	19,609
特別利益	0	0	0	34,000	1,704	4,644	16,505	81	0	6,211	1
患者数											
入院(一日平均)	152	155	151	151	148	135	141	139	138	135	148
外来(一日平均)	375	406	422	432	408	406	401	397	391	370	400
病院事業費用	2,059,723	2,302,341	2,207,205	2,257,317	2,280,927	2,199,860	2,224,577	2,219,223	2,246,921	2,235,013	2,336,538
医業費用	2,015,967	2,082,794	2,156,515	2,214,283	2,235,551	2,159,052	2,192,981	2,186,586	2,214,706	2,198,620	2,273,314
給与費	1,149,908	1,159,348	1,184,322	1,239,374	1,283,323	1,266,738	1,246,499	1,264,961	1,271,117	1,261,201	1,289,818
材料費	645,026	691,442	724,999	727,279	725,711	686,396	737,663	713,605	730,411	730,202	767,785
減価償却費	77,777	81,316	79,401	78,853	62,404	51,784	50,793	48,151	53,435	56,154	55,271
資産減耗費	1,361	496	10,964	4,795	3,990	996	2,421	1,311	5,009	2,997	1,200
その他	141,895	150,192	156,829	163,982	160,123	153,138	155,605	158,558	154,734	148,066	159,240
医業外費用	43,756	42,893	50,690	43,034	44,875	39,154	31,433	32,555	31,426	26,027	63,223
支払利息等	38,760	36,169	33,376	30,366	27,121	23,623	19,853	17,230	14,892	15,908	49,184
その他	4,996	6,724	17,314	12,668	17,754	15,531	11,580	15,325	16,534	10,119	14,039
特別損失	0	176,654	0	0	501	1,654	163	82	789	10,366	1
当期純損益 (A)	91,196	205,884	36,582	70,355	15,901	57,804	45,346	39,169	54,408	85,047	243
当年度未処分利益剰余金	1,138,871	932,987	896,405	966,760	347,342	289,538	332,616	293,447	239,039	153,992	154,235
新病院整備積立金へ					600,000						
減債積立金へ					3,517		2,268				

協議事項に係る参考資料

協定項目 第35号

大野郡5町2村合併協議会

緒方病院の決算状況について(平成5～15年度)

2. 資本的収入及び収支

年度区分	平5年度	平6年度	平7年度	平8年度	平9年度	平10年度	平11年度	平12年度	平13年度	平14年度	平15年度(見込)
資本的収入	53,756	20,832	29,532	24,702	25,523	24,212	40,852	102,437	266,625	1,872,948	2,749,429
企業債						0	0	0	226,400	1,626,000	2,373,500
出資金(一般会計より)											
企業債元金	16,643	17,939	19,335	20,840	22,463	24,212	19,771	14,757	15,926	20,430	74,757
その他	37,113	2,893	10,197	3,862	3,060	0	21,081	87,680	24,299	226,518	301,172
資本的支出	92,589	82,078	124,507	77,289	60,803	59,574	74,019	75,266	365,829	1,910,895	3,364,148
建設改良費	59,303	46,201	85,837	35,609	15,878	11,151	17,434	22,698	91,570	12,687	22,997
企業債償還金(元金)	33,286	35,877	38,670	41,680	44,925	48,423	39,542	29,513	31,851	39,239	146,261
新病院建設仮勘定						0	17,043	23,055	242,408	1,858,969	3,194,890
資本的収支差額 (B)	38,833	61,246	94,975	52,587	35,280	35,362	33,167	27,171	99,204	37,947	614,719
期首現金有高 ()	1,553,936	1,520,037	1,312,189	1,278,047	1,366,984	1,384,752	1,331,113	1,364,905	1,403,216	1,320,473	1,260,488

一般会計から病院へ繰入れる財政措置

元利償還金の2/3(平成13年度債から)
 共済追加費用に係る職員人数分、研究研修費の1/2
 (地方公営企業法の繰出基準に基づく)

交付税による一般会計への財政措置

病院規模(病床)に応じ普通交付税額として算定 平13年度:592千円×176床
 病院事業債の元利償還金の40%が普通交付税額として算定
 救急病院費用分及び共済追加費用に係る職員人数分が特別交付税額として算定

職員数の推移

年度区分	平5年度	平6年度	平7年度	平8年度	平9年度	平10年度	平11年度	平12年度	平13年度	平14年度	平15年度
正規職員計	131	130	130	129	129	124	121	122	125	124	122
医師	14	14	14	14	14	14	14	14	15	13	14
医療技術職員	14	14	14	14	15	15	15	17	18	18	17
看護師	81	81	81	80	80	76	73	72	74	74	75
その他職員	22	21	21	21	20	19	19	19	18	19	16
臨時職員計	27	33	34	44	39	38	39	39	42	41	38
医療技術員助手	5	5	5	6	4	5	4	1	1	1	1
看護師	0	4	4	10	7	8	9	9	8	8	7
その他職員	22	24	25	28	28	25	26	29	33	32	30
職員総計	158	163	164	173	168	162	160	161	167	165	160

協議事項に係る参考資料

協定項目 第35号

大野郡5町2村合併協議会

清川診療所 決算状況

1. 歳入歳出の状況

(金額単位:千円)

年度区分	平5年度	平6年度	平7年度	平8年度	平9年度	平10年度	平11年度	平12年度	平13年度	平14年度
歳入 A	99,670	96,498	99,537	104,534	101,940	109,161	102,494	103,363	101,604	92,926
診療収入	82,376	76,556	75,497	79,160	81,270	80,075	77,224	76,905	74,244	62,508
国庫支出金	1,383			1,030						
県支出金	2,327	2,235	2,788	3,286						
他会計繰入金 B	5,088	13,377	17,420	6,436	8,324	18,252	13,345	15,109	16,331	18,983
普通会計	5,088	13,377	17,420	6,436	8,324	12,647	7,652	8,529	9,555	11,873
事業勘定						5,605	5,693	6,580	5,189	5,454
その他会計									1,587	1,656
基金繰入金	4,677									840
繰越金	2,769	3,389	3,511	5,678	8,527	7,013	8,580	7,888	7,731	7,097
地方債				4,800						
その他収入	1,050	941	321	4,144	3,819	3,821	3,345	3,461	3,298	3,498
歳出 C	96,281	92,987	93,859	96,007	94,927	100,581	94,606	95,632	94,507	87,606
総務費	49,016	51,765	49,380	46,137	52,612	55,103	54,506	54,706	54,029	49,388
医業費	42,183	36,140	39,397	49,128	41,467	44,611	39,824	40,324	39,876	37,616
施設整備費										
公債費	5,082	5,082	5,082	742	848	867	276	602	602	602
元利償還金	5,082	5,082	5,082	742	848	867	276	602	602	602
一時借入金利子										
その他支出										

歳入歳出差引額 D	3,389	3,511	5,678	8,527	7,013	8,580	7,888	7,731	7,097	5,320
再差引収支 D - B	1,699	9,866	11,742	2,091	1,311	9,672	5,457	7,378	9,234	13,663

2. 職員の状況

年度区分	平5年度	平6年度	平7年度	平8年度	平9年度	平10年度	平11年度	平12年度	平13年度	平14年度
職員数合計	8	8	8	7	6	6	5	5	5	5
事務職員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
医師・看護師	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
臨時職員	3	3	3	2	1	1	0	0	0	0
職員給	35,538	36,462	33,394	29,894	34,673	32,544	36,754	38,910	37,570	36,564

協議事項に係る参考資料

協定項目第35号

大野郡5町2村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会における協議再開のための申し合わせ事項

市町村合併は、地方分権の担い手にふさわしい行財政基盤や行政能力を有する自治体を形成し、住民本位の行政システムの構築と地域の活性化を目指して行うものである。

そのためには、合併後の新しい自治体において、健全かつ効率的で持続的な行財政運営が行われることが重要であり、また、合併協議に当たっては、地域住民の意向を十分踏まえて、協議が行われなければならない。

この基本的な立場に立って、三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町の大野郡5町2村合併協議会における協議を再開にするに当たり、互譲と共存共栄の精神で真摯に新しいまちづくりに向けた協議を行うため、以下の事項について申し合わせを行うこととする。

記

- 1 徹底した情報開示を行うこととする。
- 2 広く住民参加を求め、開かれた協議を行うこととする。
- 3 合併前に財政の健全化に努めることとする。
このため、合併しない場合を想定した平成21年度までの「財政見直し」を作成し、関係町村に提出するとともに、住民に周知徹底することとする。
- 4 合併関係町村間において、合併後の新自治体のまちづくりや財政に影響を及ぼす事務事業については事前調整を行うこととする。
(1) 今後新たに着手しようとする事務事業について、関係町村等で協議し、合意を図ることとする。
(2) 平成16年度以降の職員採用は、公社等外郭団体を含め自粛することとする。
(3) 合併までの間、基金の適正管理に努めることとする。
(4) 緒方病院については、合併協議再開後、法定協議会に専門委員会等を設置し、地域医療のあり方や経営効率化の観点から、総合的な検討を行うこととする。
なお、総合的な検討には、将来の緒方病院の経営形態についての検討も含めることとする。
- 5 住民の教育・医療・福祉等基本的サービスの維持に努めることとする。

平成15年11月7日

(各町村長 署名)

(立会人 = 大分県副知事署名)

大野郡5町2村合併協議会

公立医療施設総合検討専門委員会名簿

	区 分	氏 名	備 考
医療関係者	5	大野郡医師会長	土 生 洋 一
		大野郡医師会理事	藤 島 公 典
		大分県立三重病院長	坪 山 明 寛
		公立おがた総合病院長	野 田 健 治
		清川村国民健康保険直営診療所長	竹 下 英 毅
受療関係者	4	大野郡老人クラブ連合会会長	廣 瀬 義 秋 千歳村老人クラブ連合会長
		大野郡PTA連合会副会長 (母親代表)	森 広 子
		大野郡5町2村商工会代表	森 俊 樹 朝地町商工会会長
		大野郡自治連合会会長	平 岡 徳 三 三重町区長会長
学識経験者	3	大分大学医学部教授	三 角 順 一 大分県地域医療計画策定協議会副会長
		公認会計士	後 藤 素 宣
		大野郡東部消防本部消防長	牧 公 成
行政関係者	3	大野郡5町2村村長会代表	佐 伯 和 光 大野町長
		大野郡5町2村議長会代表	生 野 照 雄 三重町議長
		三重保健所長	安 達 国 良
計	15		

協議事項に係る参考資料

協定項目第35号

大野郡5町2村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会設置規程

(設置)

第1条 この規程は、大野郡5町2村合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、過疎化、少子高齢化社会の進展や疾病構造の変化など、医療施設を取り巻く環境が著しく変化している中で、合併後、新市における公立おがた総合病院及び清川村国民健康保険直営診療所(以下「公立医療施設」という。)の担うべき役割や機能及び経営のあり方等について総合的な調査検討を行うため、公立医療施設総合検討専門委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、専門的に調査検討する。

- (1) 公立医療施設の担うべき役割、機能に関する事項
- (2) 公立医療施設と他の医療施設との連携、機能分担に関する事項
- (3) 公立医療施設の診療体制に関する事項
- (4) 公立医療施設の経営のあり方に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内とし、次に掲げる者のうちから会長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係者
- (2) 受療関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係者
- (5) その他会長が必要と認める者

2 委員会に、委員長及び副委員長1名を置く。

3 委員長及び副委員長は、会長が選任する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

4 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進めるものとする。

5 会議資料の公開については、大野郡5町2村合併協議会会議運営規程第8条の規定を適用する。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者の出席を要請し、説明及び意見を求めることができる。

2 関係者が委員会に出席したときの報酬及び費用弁償については、大野郡5町2村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程による。

(報告)

第6条 委員長は、委員会の協議経過及び結果について、規約第12条に定める町村長連絡会において大野郡5町2村合併協議会会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、規約第14条第1項に規定する事務局において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成16年1月20日から施行する。

附則

この規程は、議決の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

協議事項に係る参考資料

協定項目第35号

大野郡5町2村合併協議会

先進事例

さいたま市（平成13年5月1日合併）

- ・公立病院等の診療体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

さぬき市（平成14年4月1日合併）

- ・大川総合病院は、市民の健康増進と福祉の充実のため、地域に密着した医療施設として位置付け、改善、拡充を図る。
- ・施設の増改築については、現在ある「大川総合病院増改築基本構想計画」を参考に、新しく「さぬき市立病院建設計画」を策定する中で建設場所等を検討し、合併後早い時期に新しい病院を完成させるものとする。

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（平成16年10月1日合併予定）

- ・市、町立病院については、当面現行のとおり業務を新市に引き継ぎ、名称については、市立宇和島病院・宇和島市立吉田病院・宇和島市立津島病院とする。
- ・病院事業会計は、合併時に統一する。
- ・合併後の病院のあり方については、「新市医療体制検討委員会」を設置し、圏域内医療の環境調査、医療需要調査、各病院の現状分析、医療行政の動向分析、及び病院の将来構想について調査をし、その結果を踏まえ、経営の健全化と機能の棲み分けなど、今後のあり方を具体的に検討し、三間町を含め住民が安心して医療を受けられるよう医療体制の確立を図る。
- ・新市立宇和島病院の改築については、これまでの経緯等について十分理解を得、圏域の医療連携を踏まえ、中核病院としての機能を検討し改築を進める。

志摩地域合併協議会（平成16年10月1日合併予定）

- ・大王町国民健康保険病院、志摩町国民健康保険前島病院、浜島町国民健康保険診療所については、それぞれ市立国民健康保険大王病院、市立国民健康保険前島病院、市立国民健康保険浜島診療所として現行のまま新市に引き継ぐとともに、県立志摩病院も含めた機能分担等について検討し、地域医療体制の充実を図る。
- ・病院運営協議会については、新市において新たに設置する。

登米地域合併協議会（平成17年3月22日合併予定）

- ・登米地域における人口の高齢化、疾病構造の変化、市民の健康への関心の高まりなどに対応するとともに、安定した医療を提供することを目的に、迫町公立佐沼総合病院・公立登米病院・公立米谷病院・米山町国民健康保険病院・公立豊里病院・東和町国民健康保険米川診療所を新市に引き継ぐ。
- ・病院事業の健全化については、地方公営企業法の全部適用を視野に入れて合併後速やかに調整し、病院事業の運営基盤強化計画を作成する。
- ・病院運営協議会を新市において設置する。

山県東部合併協議会（平成17年2月1日合併予定）

- ・病院・診療所（直営）については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、豊平町国民健康保険原診療所については、廃止する方向で検討する。
- ・新町における病院・診療所（直営）の役割、機能、経営のあり方等については、独立採算を目指した経営の健全化・合理化に努めるとともに、合併後の地域医療の確保に最大限配慮しながら、国及び広島県の「国保直診のあり方に関する検討会」の検討結果並びに新町保健・医療・福祉の連携に関する基本計画を踏まえて対応する。

根拠法令

医療法（抜粋）

第1条 この法律は、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することを目的とする。

第1条の2 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

2 医療は、国民自らの健康の保持のための努力を基礎として、病院、診療所、介護老人保健施設その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等において、医療提供施設の機能に応じ効率的に提供されなければならない。

第1条の3 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。

第1条の4 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の担い手は、第1条の2に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

2 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。

3 医療提供施設において診療に従事する医師及び歯科医師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連係に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療に必要な限度において医療を受ける者の診療又は調剤に関する情報を他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

地方公営企業法（抜粋）

第1条 この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準、企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例並びに企業の財政の再建に関する措置を定め、地方自治の発達に資することを目的とする。

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

(1)水道事業（簡易水道事業を除く。） (2)工業用水道事業 (3)軌道事業 (4)自動車運送事業 (5)鉄道事業 (6)電気事業 (7)ガス事業

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2項及び第3項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

3 前2項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の1部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあっては規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

農林水産事業の取扱い(その 2)について

農林水産事業の取扱い(その 2)について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

農林水産事業の取扱い(その 2)について

- 1 一般農政関係事業の取扱いについて
 - (1) 各種振興計画については、新市において速やかに策定する。
 - (2) 認定農業者は、新市に引き継ぐ。ただし、認定基準及び関係事業については、合併までに調整する。
 - (3) 国の生産調整対策及び町村単独事業については、地域間で不均衡を生じないように合併までに調整する。
 - (4) 作物関係事業については、新市においても産地化が図れるよう推進し、事業内容については、合併までに調整する。
 - (5) その他の事業については、合併までに調整する。
- 2 農業土木関係事業の取扱いについて
 - (1) 農地・農業用施設整備事業、耕地災害復旧事業及び農道愛護事業については、合併までに調整する。
 - (2) かんがい排水関係事業、農地等高度利用促進事業及び新農業水利システム保全対策事業については新市に引き継ぎ、事業内容については合併までに調整する。
 - (3) 農業土木積算システム運用支援業務委託事業、農道台帳管理費負担金、大分県土地改良連合会事業費賦課金及び農業土木関係事業償還金については、新市に引き継ぐ。
 - (4) 分担金については、合併までに調整する。
- 3 農林業公社の取扱いについて
 - (1) 農業公社、農林業公社及び地域振興公社については、出資金・財産等を新市に引き継ぐ。
 - (2) 管理運営については、運営補助金及び経営改善等を含め、新市において調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第41-2号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	41. 農林水産事業の取扱い	中項目	1. 一般農政関係事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
1. 各種計画 (詳細は別紙参考資料)	農業振興地域整備計画 地域農業マスタープラン 酪農・肉用牛生産近代化計画 飼料増産推進計画 森林整備計画 地域水田農業ビジョン	農業振興地域整備計画 地域農業マスタープラン 酪農・肉用牛生産近代化計画 飼料増産推進計画 森林整備計画 地域水田農業ビジョン	農業振興地域整備計画 地域農業マスタープラン 酪農・肉用牛生産近代化計画 飼料増産推進計画 森林整備計画 地域水田農業ビジョン	農業振興地域整備計画 地域農業マスタープラン 酪農・肉用牛生産近代化計画 飼料増産推進計画 森林整備計画 地域水田農業ビジョン	農業振興地域整備計画 地域農業マスタープラン 酪農・肉用牛生産近代化計画 飼料増産推進計画 森林整備計画 地域水田農業ビジョン	農業振興地域整備計画 地域農業マスタープラン 酪農・肉用牛生産近代化計画 飼料増産推進計画 森林整備計画 地域水田農業ビジョン	農業振興地域整備計画 地域農業マスタープラン 酪農・肉用牛生産近代化計画 飼料増産推進計画 森林整備計画 地域水田農業ビジョン	各種振興計画については、新市において速やかに策定する。 認定農業者は、新市に引き継ぐ。ただし、認定基準及び関係事業については合併までに調整する。 国の生産調整対策及び町村単独事業については、地域間で不均衡を生じないように合併までに調整する。 作物関係事業については、新市においても産地化が図れるよう推進し、事業内容については、合併までに調整する。 その他の事業については、合併までに調整する。
2. 認定農業者 (詳細は別紙参考資料)	81人	38人	86人	55人	136人	28人	39人	産業専門部会案 平成16年3月27日 各種振興計画については、新市において速やかに策定する。 認定農業者は、新市に引き継ぐ。ただし、認定基準及び関係事業については合併までに調整する。 国の生産調整対策及び町村単独事業については、地域間で不均衡を生じないように合併までに調整する。 作物関係事業については、新市においても産地化が図れるよう推進し、事業内容については、合併までに調整する。 その他の事業については、合併までに調整する。 幹事会案 平成16年4月1日

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第41-2号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	41. 農林水産事業の取扱い	中項目	1. 一般農政関係事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
3. 生産調整対策 (基本部分)								
一般作物(麦・大豆・飼料作物)	10,000円/10a		10,000円/10a	10,000円/10a	10,000円/10a	15,000円/10a	10,000円/10a	
その他一般作物(豆類・ソバ・花卉花木等)	5,000円以内/10a	5,000円以内/10a	7,000円以内/10a		5,000円以内/10a	7,000円以内/10a	7,000円以内/10a	
特例・景観形成作物(野菜・コスモス等)	5,000円以内/10a		5,000円以内/10a	その他作物作付け 7,000円以内/10a	5,000円以内/10a	5,000円以内/10a	永年作物・特例作物 5,000円以内/10a	
永年性作物(果樹等)	5,000円以内/10a				5,000円以内/10a	2,000円以内/10a		
調整水田						2,000円以内/10a	2,000円以内/10a	
自己保全						1,000円以内/10a	1,000円以内/10a	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第41-2号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	41. 農林水産事業の取扱い	中項目	1. 一般農政関係事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
4. 生産調整関係事業	生産調整推進対策補助 米の生産調整超過分に対する補助 70ha×5,000円/ 10a=3,500千円			【基幹作物推進事業】 水田農業において町で指定した作物を生産した農業者に対して助成する。ピーマン・ナス・ゴーヤ・里芋・アスパラ・花卉・たばこを5a以上作付け販売した農業者。助成単価：15,000円/10a 【生産調整協議助成金】 転作面積1a当たり15円+均等割10,000円 【生産調整目標達成地区助成金】 転作面積1a当たり15円+均等割10,000円	転作達成地区助成金 1,000,000円以内	【適正出荷助成事業】 稲作経営安定対策加入者でJAへの米穀出荷実績に対し助成（補填基準価格の半額補助） うち5,859袋×80円 加工用米：62袋×55円 計473千円 【生産調整推進対策事業補助金】 転作達成地区に対し、一戸につき1千円および転作1aにつき百円 転作実施面積：10,628a×百円 転作実施戸数：418戸×1千円 計1,481千円	【高度利用作物等転作助成金】 さといもを10a以上の作付けと農協統一共販した農家 補助金単価20,000円/10a当たり 補助金1,000,000円 【転作推進奨励金】 地区達成した地区への推進手当 補助金単価1,000円/10a当 補助金700,000円	
5. 認定農業者関係事業	認定農業者農業経営管理支援補助 認定農業者が、パソコン及び関連器具を購入した場合、合計金額の2分の1補助（1,000円未満切り捨て、10万円限度）						パソコン・農業簿記ソフト等購入の場合 1/3の補助 上限金額10万円以内	
6. 作物関係事業		クリーンピーチ苗木補助 1,300円×370本/2 200,000円	竹田カボス流通対策費補助 200,000円 緒方町生産のカボスを竹田市へ さといも作付推進助成金 1千円(株のみ計上)			【ハトムギ栽培奨励金】 千歳村ハトムギ生産組合の組合員で出荷 kg当たり30円の補助 15年度実績 12,655kg×30円= 379,650		
7. その他事業	農業後継者育成補助金 農業大学校に入学した後継者への補助24,000円/人・年 三重町農業青色申告会補助 40,000円 農事嘱託員調査等謝礼金 均等割8,800円×63地区=554,400円 戸数割500円×1,700戸=850,000円 農業委員等公務災害共済保険料 (スポーツ保険料等)	農業後継者就学奨励金 中核農家等育成規模拡大事業 60歳以下で1ha以上の耕作契約者 6~10年以下10,000円/10a 10年以上 20,000円/10a 農業委員等公務災害共済保険料 (スポーツ保険料等)	農業後継者就学奨励金 農地利用集積促進対策事業 2ha未満の土地の集積を行った認定農業者への補助 農業委員等公務災害共済保険料 (スポーツ保険料等)	農業後継者就学奨励金 農地利用集積促進対策事業 2ha未満の土地の集積を行った者への補助(県の要綱に該当しない者への補助) 農業委員等公務災害共済保険料 (スポーツ保険料等)	農業後継者就学奨励金 農業労働災害共済事業 農家数1053戸 共済金1,524,000円 遊休農地解消助成金 200,000円 農業委員等公務災害共済保険料 (スポーツ保険料等)	農業後継者就学奨励金 農業大学校で就学する者へ補助 10,000円×12ヶ月×4人=480,000円 農業委員等公務災害共済保険料 (スポーツ保険料等)	農業後継者就学奨励金 農業大学校で就学する者へ補助 5,000円×12ヶ月×2人=120,000円 農業委員等公務災害共済保険料 (スポーツ保険料等)	

協議事項に係る参考資料

協定項目第41-2号

大野郡5町2村合併協議会

各種振興計画策定状況

町村名	各種計画	策定年度	計画期間
三重町	農業振興地域整備計画	平成12年度	10年間
	地域農業マスタープラン	平成12年度	5年間
	酪農・肉用牛生産近代化計画	平成12年度	10年間
	飼料増産推進計画	平成12年度	10年間
	森林整備計画	平成14年度	10年間
清川村	地域水田農業ビジョン	平成16年度	3年間
	農業振興地域整備計画	昭和61年度	10年間
	地域農業マスタープラン	平成12年度	5年間
	酪農・肉用牛生産近代化計画	平成12年度	10年間
	飼料増産推進計画	平成12年度	10年間
緒方町	森林整備計画	平成14年度	10年間
	地域水田農業ビジョン	平成16年度	3年間
	農業振興地域整備計画	平成10年度	10年間
	地域農業マスタープラン	平成12年度	5年間
	酪農・肉用牛生産近代化計画	平成12年度	10年間
朝地町	飼料増産推進計画	平成12年度	10年間
	森林整備計画	平成14年度	10年間
	地域水田農業ビジョン	平成16年度	3年間
	農業振興地域整備計画	平成6年度	10年間
	地域農業マスタープラン	平成12年度	5年間
大野町	酪農・肉用牛生産近代化計画	平成12年度	10年間
	飼料増産推進計画	平成12年度	10年間
	森林整備計画	平成14年度	10年間
	地域水田農業ビジョン	平成16年度	3年間
	地域農業マスタープラン	平成12年度	5年間
千歳村	農業振興地域整備計画	昭和58年度	10年間
	地域農業マスタープラン	平成12年度	5年間
	酪農・肉用牛生産近代化計画	平成12年度	10年間
	飼料増産推進計画	平成12年度	10年間
	森林整備計画	平成14年度	10年間
犬飼町	地域水田農業ビジョン	平成16年度	3年間
	森林整備計画	平成14年度	10年間
	飼料増産推進計画	平成12年度	10年間
	酪農・肉用牛生産近代化計画	平成12年度	10年間
	地域農業マスタープラン	平成12年度	5年間

農業振興地域整備計画
 「農業振興地域整備基本方針」は、国の作成する「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき、その都道府県における農業振興地域の指定及び各市町村の農業振興地域整備計画の策定に際し、その基準ないし基本となるべき事項について、10年間を見通して、農用地等として利用すべき土地の区画（農用地区域）を定めた農用地利用計画のほか、農業生産基盤、農業近代化施設の整備等の計画からなる長期計画。また、基本方針は、他の法律に基づく地域振興に関する計画や都道府県における総合的な計画など他の計画と調和が保たれるように策定している。

地域農業マスタープラン
 食料・農業・農村基本法の理念の実現に向け、農業生産の維持・増大と効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するために必要な5ヶ年計画として、農業経営基盤強化促進法の基本構想等に則して作成している。

酪農・肉用牛生産近代化計画
 1. 酪農経営については、需要に見合った計画的な生乳生産が必要であることから経営体質の強化を図ることを基本に、優良乳用牛の選抜と低能力牛の淘汰により、個体能力の向上と高品質乳の安定生産を推進しつつ、飼料作物の生産増強による飼料自給率の向上、フリーストール・パーラー方式等により乳肉複合経営を推進する。
 2. 肉用牛経営については、牛肉の輸入自由化等国際化に対応した経営の一層の合理化が必要とされることから飼養規模の拡大等を通じた生産性の向上を図ることを基本に、未利用、低利用の草資源の活用、水田等既耕地の集約的利用、里山利用及び稲ワラ等の有効利用を推進しつつ、省力的自給飼料生産、飼養管理技術の改善、新技術の導入等により、生産コストを低減することを目標とする。特に、繁殖経営については、意欲的な農家の規模拡大を積極的に推進し、肥育経営については、肥育期間の短縮、飼料給与方法の改善等により効率的な肥育を推進するとともに、肥育技術の向上等を通じて高品質な牛肉生産に努める。また、ヘルパー組織の育成や飼料の安定供給支援システムの確立等によりゆとりある肉用牛経営の実現を目指す。更に、経営の安定と生産の効率化を図るため、地域内、経営内の繁殖肥育一貫生産を推進する。

飼料増産推進計画
 「食料・農業・農村基本計画」においては、食料自給率の向上を図る観点から自給飼料の生産拡大を図るため、平成12年4月には「飼料増産推進計画」を策定・公表し、自給飼料の面積拡大等の目標を定めた。本計画を達成するためには、特に労働加重の軽減や、耕作放棄地等の解消による作付け面積の拡大、未利用地の有効活用を図るとともに、家畜ふん尿の農用地還元による処理コストの低減の取り組みが必要である。

森林整備計画
 大野郡の森林は、里山が多く、山林の所有規模は極めて零細である。林業への投資意欲は少なく、過疎・高齢化等により、手入れの不十分な山林が多い。森林機能の強化・増進。優良材の生産、施業の共同化・森林組合への受委託等の推進を図っている。林業に対する意識は、特林（椎茸）が主で木材に対する依存度は低く、森林整備に対する意識は薄い。今後は、大野郡内各町村で連携をとり、スギ、ヒノキを主体とした良質材の安定的供給基地としての条件整備を図るとともに、地域林業の総合的推進、林業所得の増大を推進する。

地域水田農業ビジョン
 米政策と水田農業政策を切り離して計画するのではなく、地域における米及び米以外の作物の生産と販売戦略、水田の利活用、担い手の育成等を総合的に計画を策定する。

協議事項に係る参考資料

協定項目第41-2号

大野郡5町2村合併協議会

5町2村認定農業者の状況

(平成16年2月20日現在)

町村名	認定農業者数	認定基準(5年後の目標数値)			認定農業者組織名称	会員数	年間会費	活動補助金
		年間労働時間	年間所得金額	年齢				
三重町	81	2000時間	700万円	無	三重やる気塾	36	5,000円	研修時のみ
清川村	38	2000時間	600万円	原則60歳以下	清川村認定農業者連絡協議会	38	無	無
緒方町	86	2000時間	700万円	無	緒方町認定農業者会議	86	2,000円	144,000円
朝地町	55	2000時間	600万円	認定時65歳以下	農夢会	55	2,000円	36,000円
大野町	136	2000時間	700万円	目標年次可能農業者	暇輪里の会	97	2,000円	200,000円
千歳村	28	2000時間	700万円	65歳以下	千歳村認定農業者組織連絡協議会	28	無	研修時のみ
犬飼町	39	2000時間	600万円	原則60歳以下	犬飼町認定農業者会議	29	2,000円	80,000円

【根拠法令】

農業経営基盤強化促進法(農業経営改善計画の認定等)

第12条 同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の農業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

農業経営の現状

農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に関する目標

前号の目標を達成するためとるべき措置

その他農林水産省令で定める事項

【参考】

認定農業者の支援策

低利資金の融資 農業経営基盤強化資金(スーパーL・S・M資金)

農地の取得や機械・施設の投資及び肥料や飼料の購入代等

税制上の特例(割増償却制度)

青色申告する認定農業者が、経営面積を一定以上拡大すると、農業用の機械や施設の減価償却費を20%まで割増して必要経費に計上することができる。

補助事業の優先採択

機械、施設等の整備にあたって、補助事業を実施する際に(認定農業者を)優先して採択されます。

経営相談、研修

経営改善計画の作成指導、経営相談、経営に関する研修会等をおこなう。

協議事項に係る参考資料

協定項目第41-2号

大野郡5町2村合併協議会

参考資料 「米政策改革大綱」における米の生産調整の仕組みの比較

項 目	現 行	次 期 政 策
国との関わり	国が生産調整面積を各県に配分 (別途全中から各県農協中央会へ配分)	H16年度：国が生産目標数量及び面積を配分 H18年度：需給調整を農業者・農業者団体への移行可能か検証 H19年度：可能であれば前倒しで移行 H20年度：農業者・農業者団体が主役となるシステムに移行
配分の手法	作らない面積を配分 (生産調整面積を配分)	作る量及び面積を配分 (生産目標数量および生産目標面積を配分)
助成措置	(1)とも補償 水稲・転作物間の所得格差を是正するため転作の様態に応じて交付する。 (農業者と国で基金造成) (2)経営確立助成(全国一律) 転作田で麦・大豆・飼料作物等の作付に対して、団地化や利用集積の状況に応じて国が交付する。 (3)稲作経営安定対策 米価が下落した場合に一定割合で価格補填する。 (農業者と国で基金造成)	(1)水田農業構造改革対策 産地づくり対策 特色ある産地づくりを推進するための対策。地域水田農業ビジョンを策定して交付金の用途を定める。 稲作所得基盤確保対策 米価が下落したときに補填する制度 (基準価格との差額の5割+300円を補填) 農業者(1)：国(1)で基金造成 (2)担い手経営安定対策 担い手の稲作所得が減少したときに平均所得の9割まで補填する制度 (稲作所得基盤確保対策の上乗せ助成 農業者(1)：国(3)で基金造成)
余り米処理	(1)エサ米処理(生産者団体) 過剰米は、エサ処理(農業者抛出、国助成金、各県の共計で価格差補填) (2)調整保管(生産者団体) エサ米処理で対応できない分について、市場から一時隔離し、翌年に販売	集荷円滑化対策(詳細は検討中) 過剰米を、主食用米と区分して出荷を促すための制度 (国と農業者抛出(1,500円/10a)で基金造成) 過剰米に対し、譲渡担保を設定して、米穀安定供給確保支援機構が短期融資を実施 集荷団体は1年間販売努力し、販売できなかった場合は、現物(米)で弁済

協議事項に係る参考資料

協定項目 第41 - 2号

大野郡5町2村合併協議会

【先進地事例】

佐伯市・南海部郡5町3村合併協議会

- (1)新園芸総合対策事業については、新市においても、継続して実施する。
- (2)農地利用集積実践事業については、新市においても、継続して実施する。
- (3)農地利用集積緊急促進事業については、新市においても、継続して実施する。
- (4)中山間地域直接払交付金事業については、現行のとおり実施する。
- (5)土地利用型地域農業生産システム確立事業については、新市においても、継続して実施する。
- (6)大分の茶産業新生事業については、新市においても、継続して実施する。
- (7)農業後継者養成奨学金については、新市においても、継続して実施する。
支給対象者及び支給期間は、大分県立農業大学校在学中の2年間とする。
支給額は、月額10,000円とする。

(8)生産調整等補助金は、地域振興施策として、当分の間引き続き実施する。なお、詳細は、生産調整作物の補助対象基準の改正を踏まえて協議する。

(9)麦作振興補助金は、生産調整作物の補助対象基準の改正を踏まえて協議する。

(10)茶苗木購入補助金(単独事業)は、当分の間本匠村の例により実施する。

(11)柑橘改植事業補助金(単独事業)は、新市においても引き続き実施する。

(12)牧草種子補助金は、廃止し、生産調整作物(飼料作物)補助金で対応する。

(13)特定農山村総合支援事業(中山間地域活性化推進事業)は、県の採択基準に基づき、引き続き実施する。

(14)鶴見町農業地域活性化推進事業(単独事業)は、廃止し、特定農山村地域市町村活動支援事業で対応する。なお、対象外地域は、新制度の創設を含めて検討する。

(15)ガーデニング・フローレン生産組合補助金は、新市においても引き続き実施する。

(16)中山間地域保証基盤拡充事業(県事業)は、県の要綱に基づき引き続き実施する。

(17)柑橘研究会活動補助金は、組織体制の確立後協議する。

(18)訪果害虫駆除事業は、新市においても、引き続き実施する。

(19)本匠村間伐実施事業補助金は、廃止する。

(20)宇目町間伐促進強化対策事業補助金は、廃止する。

(21)沿岸漁業漁村振興構造改善事業は、県の要綱に基づき実施する。なお、補助率及び分担金は、新市において協議する。

(22)漁業後継者対策事業補助金は、新市においても、引き続き実施する。

宇佐両院地域市町合併協議会

- 1 農業制度資金及び農業制度資金利子補給制度は、現行のとおり新市に引き継ぐ
- 2 認定農業者については、次のとおりとする。
3 市町で認定された認定農業者は、新市に引き継ぐ。
認定農業者の認定基準は、合併時までに調整する。
認定農業者組織は、現行のとおりとする。
- 3 農業振興地域整備計画は、当面現行のとおりとし、新市で策定する計画に基づき作成する
- 4 生産調整については、国の「米政策改革大綱」の制度を踏まえ、合併時までに調整する。
- 5 生産調整単独助成制度については、国の「米政策改革大綱」の制度を踏まえ、合併時までに調整する。

竹田直入地域市町合併協議会

作関係については、次のとおり取扱うものとする。

- 1 生産面積配分については、合併後、地域的な不均衡を生じないように調整する
- 2 調整機関については、合併後新たに設置する。
- 3 現地確認費については、久住町の例による。金額は新市において調整する
- 4 竹田市単野菜価格安定対策事業にかかる上乗せ補償については、廃止する。
- 5 荻町の小規模園芸施設導入補助金・新園芸営農体系確立支援事業及び久住町の高水準高冷地野菜花卉施設事業については、事業内容、補助率は、合併後新市において調整する。
- 6 大分県立農業大学校就学補助金にかかる内容、金額については、合併後新市において調整する。
- 7 荻町の米消費純増対策補助金及び米消費拡大推進事業の内容、金額については、合併後新市において調整する。

中津市・下毛郡合併協議会

各種事業(補助金交付事業等)のうち同一同種のもは統一の方向で調整するが、調整に時間を要するものは合併後に協議する

各種事業(補助金交付事業等)のうち5市町村において単独実施しているものは、地域の特性を踏まえつつ、制度の実態や均衡等を考慮し調整する

農道・林道・水路・ため池・圃場整備等の計画は、地域の特性を考慮することとし、各事業に対する分担金については林道を10/100、その他事業を中津市に統一する方向で協議する

その他の農林水産事業については、地域の特性を生かしつつ産業の振興を図るよう計画する

日田市郡合併協議会

- 1 「農業振興地域整備計画」「農業農村整備事業管理計画」「地域農業マスタープラン」については、新市において新たに作成する。

大野郡 5 町 2 村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第41-2号

担当部会【産業部会】

大 項 目	4 1 . 農林水産業事業の取扱い	中 項 目	2 . 農業土木関係事業の取扱い
協議の結果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調整の具体的内容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
1 農地農業用施設整備事業	<p>施設整備事業 事業費 1,000 千円 事業内容 施設のみ対象： 原材料支給5万円以内/ 1地区/年/25地区程度/ 年間</p> <p>施設整備事業 事業費 600 千円 事業内容 石場ダム周辺の道路管 理及び施設管理</p>			<p>土地改良事業 事業費 12,136 千円 事業内容 水田・農道の整備に対 し、町の採択基準を満 たしたものに事業実 施</p>	<p>土地条件整備事業 事業費 3,000 千円 事業内容 圃場、農道（舗装）、 用排水路、井堰等の改 良を実施する団体（受 益面積50 a 以上）に対 しての助成金 対象事業費：200万円 限度 事業費100万円まで3割 事業費：100万円～200 万円まで2割以内 予算の定める範囲内</p>	<p>村単 土地改良事業 事業費 1,000 千円 事業内容 かんがい排水： 事業費の30%以内で補 助（主に暗渠排水） 圃場整備： 事業費の30%以内で補 助</p> <p>村単 農道整備事業 事業費 1,500 千円 事業内容 農道新設改良： 延長100m以上、幅員 2.5m以上の工事につ いて、30%を補助 農道舗装： 勾配に応じて生コン代 を補助 10%未満：5割以内 10%以上：6割以内 15%以上：7割以内 20%以上：8割以内</p>	<p>施設整備事業 事業費 15,000 千円 事業内容 農道舗装： 補助率90%（ただし、 請負施行の場合補助率 80%） その他の農業用施設： 補助率40%</p>	<p>農地農業用施設整備事業、耕地災害復 旧事業及び農道愛護事業については、合 併までに調整する。</p> <p>かんがい排水関係事業、土地改良区合 併推進事業、農地等高度利用促進事業及 び新農業水利システム保全対策事業につ いては新市に引き継ぎ、事業内容につ いては合併までに調整する。</p> <p>農業土木積算システム運用支援業務委 託事業、農道台帳管理費負担金、大分県 土地改良連合会事業費賦課金及び農業土 木関係事業償還金については、新市に引 き継ぐ。</p> <p style="text-align: center;">産業専門部会案</p> <p style="text-align: center;">平成16年3月27日</p> <p>農地農業用施設整備事業、耕地災害復 旧事業及び農道愛護事業については、合 併までに調整する。</p> <p>かんがい排水関係事業、農地等高度利 用促進事業及び新農業水利システム保全 対策事業については新市に引き継ぎ、事 業内容については合併までに調整する。</p>
2 農業土木積算システム運用支援業務委託事業	<p>負担金額 253 千円 事業終了予定 継続</p> <p>事業内容 委託先：土地連 耕地積算システム大分 県標準積算システム補 助版の保守業務委託料</p>	<p>負担金額 253 千円 事業終了予定 継続</p> <p>事業内容 委託先：土地連 耕地積算システム大分 県標準積算システム補 助版の保守業務委託料</p>	<p>負担金額 324 千円 事業終了予定 継続</p> <p>事業内容 委託先：土地連 耕地積算システム大分 県標準積算システム補 助版の保守業務委託料</p>	<p>負担金額 190 千円 事業終了予定 継続</p> <p>事業内容 委託先：土地連 耕地積算システム大分 県標準積算システム補 助版の保守業務委託料</p>	<p>負担金額 182 千円 事業終了予定 継続</p> <p>事業内容 委託先：土地連 耕地積算システム大分 県標準積算システム補 助版の保守業務委託料</p>	<p>負担金額 257 千円 事業終了予定 継続</p> <p>事業内容 委託先：土地連 耕地積算システム大分 県標準積算システム補 助版の保守業務委託料</p>	<p>負担金額 260 千円 事業終了予定 継続</p> <p>事業内容 委託先：土地連 耕地積算システム大分 県標準積算システム補 助版の保守業務委託料</p>	<p>農業土木積算システム運用支援業務委 託事業、農道台帳管理費負担金、大分県 土地改良連合会事業費賦課金及び農業土 木関係事業償還金については、新市に引 き継ぐ。</p> <p>分担金については、合併までに調整する。</p> <p style="text-align: center;">幹 事 会 案</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月1日</p>

大野郡 5 町 2 村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第41-2号

担当部会【産業部会】

大 項 目	4 1 . 農林水産業事業の取扱い	中 項 目	2 . 農業土木関係事業の取扱い
協議の結果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調整の具体的内容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
3 耕地災害復旧事業	事業費 601 千円 事業内容 農道のみ対象： 災害により通行不能になった場合、重機借上げ料で崩土除去401千円 施設のみ対象： 補助災害対象外のものについて原材料支給200千円 事業内容 受益者分担金は最高5.0%（ただし、限度額オーバー分は全額受益者負担）道路・橋梁は免除 一般災害 農地 国50% 町45% 分担金5% 施設 国65% 町30% 分担金5%（国事業）	事業費 0 千円 事業内容 農地： 補助率90%に満たない分を補助 農業用施設： 補助率95%に満たない分を補助	事業費 230 千円 事業内容 農地： 補助率85%に満たない分を補助	事業費 0 千円 事業内容 農地・農業用施設災害復旧事業適用を受けたものに対し補助率90.0%未満分を補助する。	事業費 10,408 千円 事業内容 農地：農業用施設補助率90%に満たない分を補助（国事業）	事業費 340 千円 事業内容 耕地災害復旧事業補助残上乗せ 農地： 補助率90%に満たない分を補助 農業用施設： 補助率95%に満たない分を補助（国事業）	事業費 1,000 千円 事業内容 耕地災害復旧事業 農地、農業用施設： 補助率90%に満たない分を補助 町単独耕地災害事業補助事業に乗らない140万円未満の工事。 町補助90%、受益者負担10%	
4 かんがい排水関係事業	県営かんがい排水事業負担金 負担金額 10,500 千円 事業終了予定 平成 18 年度 事業内容 県営土地改良事業等に係る市町村負担金					大野川中央地区かんがい排水事業 負担金額 1,313 千円 事業終了予定 平成 28 年度 事業内容 千歳村・犬飼町の農業用水確保のため、大野町木浦内地区にダムを建設する。 町負担：12.5%	大野川中央地区かんがい排水事業 負担金額 1,313 千円 事業終了予定 平成 28 年度 事業内容 千歳村・犬飼町の農業用水確保のため、大野町木浦内地区にダムを建設する。 町負担：12.5%	

大野郡 5 町 2 村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第41-2号

担当部会【産業部会】

大 項 目	4 1 . 農林水産業事業の取扱い	中 項 目	2 . 農業土木関係事業の取扱い
協議の結果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調整の具体的内容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
5 農道台帳管理費負担金	負担金額 100 千円 事業終了予定 継続 事業内容 農道台帳記載数値等の 正確性を確保するた めの点検、確認、管理 及び更新。		負担金額 278 千円 事業終了予定 継続 事業内容 農道台帳記載数値等の 正確性を確保するた めの点検、確認、管理 及び更新。		負担金額 24 千円 事業終了予定 継続 事業内容 町村均等割： 24千円 変更路線： 10円/m	負担金額 24 千円 事業終了予定 継続 事業内容 県土地連への農道台帳 管理賦課金		
6 大分県土地改良連合会事業賦課金	負担金額 380 千円 事業終了予定 継続 事業内容 一般分 負担金額 30 千円 特別分 負担金額 350 千円 事業費によって変動	負担金額 53 千円 事業終了予定 継続 事業内容 一般分 負担金額 26 千円 特別分 負担金額 27 千円 事業費によって変動	負担金額 300 千円 事業終了予定 継続 事業内容 一般分 負担金額 100 千円 特別分 負担金額 200 千円 事業費によって変動	負担金額 407 千円 事業終了予定 継続 事業内容 一般分 負担金額 57 千円 特別分 負担金額 350 千円 事業費によって変動	負担金額 687 千円 事業終了予定 継続 事業内容 一般分 負担金額 34 千円 特別分 負担金額 653 千円 事業費によって変動	負担金額 239 千円 事業終了予定 継続 事業内容 一般分 負担金額 36 千円 特別分 負担金額 203 千円 事業費によって変動	負担金額 317 千円 事業終了予定 継続 事業内容 一般分 負担金額 40 千円 特別分 負担金額 277 千円 事業費によって変動	
7 農道愛護事業			負担金額 438 千円 事業終了予定 継続 事業内容 町管理農道の草刈り等 を町内建設業者に委託 面積割： 8円/m ²		負担金額 33 千円 事業終了予定 継続 事業内容 町管理農道の草刈り等 を地元へ委託 戸数割： 140円/戸 延長割： 3.1円/m			

大野郡 5 町 2 村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第41-2号

担当部会【産業部会】

大 項 目	4 1 . 農林水産業事業の取扱い	中 項 目	2 . 農業土木関係事業の取扱い
協議の結果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調整の具体的内容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
8 農地等高度利用促進事業 <small>(国庫補助事業 事業主体：朝地町土地改良区)</small>				負担金額 2,000 千円 事業終了予定 平成 17 年度 事業内容 農地維持保全型：農業用施設整備 改良区の上井田水路の整備を行う				
9 新農業水利システム保全対策事業 <small>(国庫補助事業 事業主体：朝地町土地改良区)</small>				負担金額 3,000 千円 事業終了予定 平成 20 年度 事業内容 農業水利システム（ソフト）・管理省力化施設（セミハード）の一体型整備事業で、組織強化や施設の部分改良を行う				

大野郡 5 町 2 村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第41-2号

担当部会【産業部会】

大 項 目	4 1 . 農林水産業事業の取扱い	中 項 目	2 . 農業土木関係事業の取扱い
協議の結果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調整の具体的内容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
10 農業土木関係事業償還金			小規模土地改良事業補助（地元負担補助分） 負担金額 11,390 千円 事業終了予定 平成 21 年度		農道整備補助（償還金） 負担金額 36,523 千円 事業終了予定 平成 25 年度 事業内容 畑総事業で実施した主要幹線道路補助事業費の25% 未達成面積町負担金 負担金額 20,000 千円 事業終了予定 平成 19 年度 事業内容 かんがい排水事業の計画面積不足分を計画的に負担 町 80%			
11 各種分担金関係 分担金については、各町村の条例により事業ごとに定められていますので、主なものを掲載しております。	団体営圃場整備事業 負担割合： 42 % 団体営圃場整備事業かんがい排水事業 負担割合： 42 % 小規模排水対策特別事業 負担割合： 32 %	村営農林道事業 補助事業 負担割合： 10 % 単独事業 負担割合： 40 % 農地農業用施設災害復旧事業 農地災害 負担割合： 10 % 農業用施設 負担割合： 5 %	林地崩壊防止事業分担金 負担割合： 15 % 林業構造改善事業林道開設分担金 負担割合： 県費保持金及び町費補助金の合計額と総事業費の差額分	林地崩壊防止事業及び治山事業 林地崩壊防止 負担割合： 15 % 治山事業 負担割合： 20 % 農地農業用施設災害復旧事業 農地災害 負担割合： 10 % 農業用施設 負担割合： 10 %	林地崩壊防止事業及び治山事業 林地崩壊防止 負担割合： 15 % 治山事業 負担割合： 20 % 農地農業用施設災害復旧事業 農地災害 負担割合： 10 % 農業用施設 負担割合： 10 %	林地崩壊防止事業分担金 負担割合： 15 % 農地農業用施設災害復旧事業 農地災害 負担割合： 10 % 農業用施設 負担割合： 5 %	森林事業 負担割合： 30 % 農地農業用施設災害復旧事業 農地災害 負担割合： 40 % 農業用施設 負担割合： 25 %	

協議事項に係る参考資料

村一改良区推進対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ

協定項目 第 41-2 号

大野郡5町2村合併協議会

【先進地事例】

宇佐両院地域市町合併協議会

- 1 農業農村整備事業の継続事業については現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 農道単独事業については、安心院町の例を基本に合併までに調整する。
- 3 土地改良区については、次のとおりとする。
土地改良区は、新市で将来の統合に向け調整を図る。
土地改良区の補助金(市町費関係分)は、現行のとおりとする。

竹田直入地域市町合併協議会

- 1 土地改良事業については、現行のとおり、新市に引き継ぐ。ただし、竹田市土地改良事業(単独事業)の事業内容、助成率については、合併後新市において調整する。
- 2 土地改良区については、合併後、統合を促進する。竹田市の一村一改良区推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 農林業施設災害復旧事業については、荻町、久住町及び直入町の例による。
- 4 分担金徴収条例にかかる分担金の率については、原則、総事業費から国県補助金を除いた額を分担金とするが、事業の公益性等を考慮しながら、合併時までに調整する

中津市・下毛郡合併協議会

農道・林道・水路・ため池・圃場整備等の計画は、地域の特性を考慮することとし、各事業に対する分担金については林道を10/100、その他事業を中津市に統一する方向で協議する

日田市郡合併協議会

林道の開設・改良分担金、災害復旧事業分担金、維持管理にかかる制度については、合併年度(16年度)及びこれに続く5年度は現行どおりとし、その後は管理形態や林業の公益性を勘案し新市において検討する。

【災害負担率】

事業名		事業概要及び採択基準	国	県	町村
災害復旧	耕地災害復旧事業	豪雨等により被災した箇所の復旧を図る	50	0	50
	農地災害復旧事業	田、畑の復旧 ・1カ所 40万円以上			
	農業用施設災害復旧事業	農道、用水路、ため池、頭首工等の復旧工事 ・1カ所 40万円以上	65	0	35

補助率の基本は、農地災害50%・農業用施設災害65%です。ただし、これは基本補助率であり、その他に補助率増高及び激甚災害に指定された場合等、さらに補助率が嵩上げされる。

【災害復旧制度の種類】

暫定法	昭和25年に制定された「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の略称で、農林水産業施設の災害復旧事業に要する費用について国が補助を行うことを定めています。農林水産業施設(農地・田、畑、農業用施設;農道;水路、頭首工等)の他、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設があります。
負担法	昭和26年に制定された「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の略称で、公共土木施設の災害復旧事業に要する費用について国の負担を定めています。農地関係では、地すべり防止施設・海岸保全施設等が該当します。
激甚法	著しく激甚である災害が発生した場合に、地方公共団体等の財政負担の緩和、または被害者に対する特別の助成の措置を総合的に行うため、恒久法として昭和37年に制定されたものです。

【災害の種類】

洪水	降雨が続いて警戒水位を越えた場合被災箇所に雨が無くても、上流で大雨が降った場合雪解け時のように長期にわたって出水し、被災施設に連続的に、衝撃を与えた場合
雨	時間雨量20ミリ以上 最大24時間雨量80ミリ以上
風	最大風速15m/秒以上
干ばつ	連続干天日数(雨が降らないまたは5mm未満)が20日以上続いた場合
地震	地震が直接の原因となっている災害(震度は規定なし)
地すべり	地盤や山がすべったことによる災害を地すべり災害といい、地すべり自体を災害として取り扱う。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第41-2号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	41. 農林水産事業の取扱い	中項目	3 農林業公社の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況						調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村 犬飼町	
1 農林業公社							
公社名		清川村農林業公社	緒方町農業公社	(有) あさじまち地域振興公社	大野町農業公社		<p>農業公社、農林業公社及び地域振興公社については、出資金・財産等を新市に引き継ぐ。</p> <p>管理運営については、運営補助金及び経営改善等を含め、新市において調整する。</p> <p style="text-align: center;">産業専門部会案 平成16年3月29日</p> <p>農業公社、農林業公社及び地域振興公社については、出資金・財産等を新市に引き継ぐ。</p> <p>管理運営については、運営補助金及び経営改善等を含め、新市において調整する。</p> <p style="text-align: center;">幹事会案 平成16年4月1日</p>
法人の形		社団法人	財団法人	有限会社	社団法人		
設立年月日		平成10年4月1日	平成6年12月12日	平成14年8月22日	平成7年3月3日		
役員		14名 (理事長 村長)	13名 (理事長 町長)	12名 (理事 10名、監事 2名) (理事長 町長)	10名 (理事長 町長)		
職員数		()内は道の駅					
業務援助職員 町・村農協		業務援助職員 1名 (1名) 農協 0名	業務援助職員 1名 農協 0名	正社員 2名 嘱託職員 2名	業務援助職員 1名 農協 0名		
公社職員 管理		公社職員 3名 (2名)	公社職員 5名	臨時職員 12名	公社職員 7名		
臨時		臨時 1名 (7名)	臨時 6名	派遣社員 18名	臨時 2名 パート 1名		
基本財産		村 20,000 千円 農協 2,000 千円 森林組合 100 千円 合計 22,100 千円	町 10,000 千円 農協 2,000 千円 合計 12,000 千円	町 10,000 千円 農協 2,000 千円 合計 12,000 千円	町 30,000 千円 農協 2,000 千円 合計 32,000 千円		
運営補助金		村 0 千円 (15年度から)	町 5,000 千円 農協 100 千円	町 0 千円	町 16,000 千円		
町村派遣職員引き上げに伴う補助		1,700 千円	1,700 千円	3,390 千円	1,700 千円		
会費		村 100 千円 農協 100 千円	町 100 千円 農協 100 千円	町 100 千円 農協 100 千円	町 100 千円 農協 100 千円		
事業内容		農地流動化の斡旋 農作業・森林作業受委託 277 ha 担い手育成支援活動 新規就農者支援活動 森林作業受委託 無人ヘリ水稲防除 都市農村交流活動 公共施設(物産館等)の運営管理 特産品開発 ボン酢 桃を利用した菓子	農地流動化の斡旋 農作業受委託作業 693 ha 無人ヘリ水稲防除 試作・実習施設の整備 小ねぎ・ピーマン他 新規就農者支援活動	農作業受委託作業 道の駅管理運営 記念公園管理運営 農林産物受委託販売 人材派遣 その他農林業受委託施設管理運営	農地流動化の斡旋 農作業受委託作業 741 ha 無人ヘリ水稲防除 粗飼料の生産販売 農産物加工販売 味噌等 豊のしゃも処理場 研修事業		

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第1号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	41. 農林水産事業の取扱い	中項目	3 農林業公社の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況						調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村 犬飼町	
2 財産の状況		【農業公社分】 [資産の部] 流動資産 現金・預金 19,947,025 円 売掛金 5,253,186 円 商品 1,915,336 円 本会計勘定 836,342 円 物産センター勘定 777,343 円 小計 25,501,862 円 固定資産等 建物 890,816 円 構築物 3,010,152 円 車両・運搬具 927,145 円 備品 1,880,259 円 小計 6,708,372 円 [負債の部] 流動負債 短期借入金 30,000,000 円 未払金 754,979 円 小計 30,754,979 円 【物産館分】 [資産の部] 流動資産 22,983,007 円 固定資産 2,520,479 円 小計 25,503,486 円 [負債の部] 流動負債 25,934,492 円 固定負債 10,000,000 円 小計 35,934,492 円	[資産の部] 流動資産 現金・預金 9,839,945 円 売掛金 3,779,258 円 立替金 47,250 円 未収入金 5,780,202 円 小計 19,446,655 円 固定資産等 基本財産預金 12,000,000 円 車両・運搬具 147,310 円 備品 142,324 円 機械装置 8,507,096 円 小計 20,796,730 円 [負債の部] 流動負債 6,422,361 円	[資産の部] 流動資産 現金預金 22,066,929 円 売上債権 489,447 円 棚卸資産 765,640 円 その他流動資産 1,797,696 円 小計 25,119,712 円 固定資産 有形固定資産 4,005,131 円 投資等 10,000 円 小計 4,015,131 円 合計 29,134,843 円 [負債の部] 流動負債 買掛金 1,191,988 円 未払金 2,574,944 円 未払費用 41,976 円 未払住民税 1,600 円 未払保険料 3,159 円 預かり金 7,455,947 円 未払消費税 1,290,600 円 納税充当金 1,568,900 円 合計 14,129,114 円 【資本の部】 [資本金] 資本金 12,000,000 円 [剰余金(欠損金)] 当期末未処分利益 3,005,729 円	[資産の部] 流動資産 現金預金 3,728,195 円 未収作業受託料 1,147,400 円 その他未収金 3,063,430 円 立替金 60,490 円 小計 7,999,515 円 固定資産 基本財産 32,000,000 円 その他固定資産 3,147,625 円 小計 35,147,625 円 [負債の部] 流動負債 293,149 円 固定負債 0 円		

協議事項に係る参考資料

協定項目 第41-2号

大野郡5町2村合併協議会

清川村農林業公社保有機械明細表

機 種	様 式	台数	取 得 年 月 日	耐用年数	処 分 年 月 日	取 得 金 額	備 考
トラクター	5 3 PS	1	平成10年3月25日	8	平成18年3月25日	5,300,000	
	3 0 PS	2	平成11年3月23日	8	平成19年3月23日	5,290,000	
田 植 機	6条植 側条施肥機付	1	平成10年3月25日	8	平成18年3月25日	2,155,000	
	4条植 側条施肥機付	1	平成11年3月23日	8	平成19年3月23日	1,098,000	
コンバイン	4条刈	2	平成10年3月25日	5	平成15年3月23日	7,698,000	
無人ヘリコプター	ヤマハ R-50	1	平成8年7月15日	8	平成16年7月15日	8,472,256	
	ヤンマー YSCS	1	平成15年10月1日	8	平成23年9月30日	10,280,371	公社所有
大豆コンバイン	DC-1A	1	平成10年10月30日	5	平成15年10月30日	4,221,000	
マルチ張機	1 0 PS	1	平成11年3月23日	5	平成16年3月23日	554,400	
	8 PS	1	平成11年3月23日	5	平成16年3月23日	554,400	
バックホー	0.05	1	平成11年3月25日	8	平成19年3月25日	2,117,000	
ロータリーモア		1	平成11年3月23日	5	平成16年3月23日	402,150	
グレンコンテナ		2	平成10年3月25日	5	平成15年3月25日		
マニアスプレッタ	1 . 5 t	1	平成10年3月25日	5	平成15年3月25日		アタッチメント
水田ハロー		1	平成10年3月25日	5	平成15年3月25日		アタッチメント
パワーディスク		1	平成10年3月25日	5	平成15年3月25日		アタッチメント
芋掘り機		1	平成11年3月23日	5	平成16年3月23日	316,800	アタッチメント
あぜぬり機	ニプロ UZ300B	1	平成11年3月23日	5	平成16年3月23日	442,000	アタッチメント
動力噴霧器	自走式リモコン付	1	平成11年3月23日	5	平成16年3月23日	520,000	
フォークリフト		1	平成10年3月25日	5	平成15年3月24日	1,197,000	
トラック	3 t 超ロング	1	平成9年10月28日	5	平成14年10月28日	3,570,370	
軽トラック		1	平成10年3月23日	5	平成15年3月23日	757,000	
バ ン		1	平成10年2月27日	5	平成15年2月27日	1,189,710	
軽自動車		1	平成11年6月21日	4	平成15年6月21日	676,000	公社所有

【施設等】

地域農業経営確立拠点施設（事務棟）		農畜産物処理加工施設		地域農業経営確立拠点施設（農機具倉庫）	
建築面積	442.99 m ²	建築面積	364.32 m ²	建築面積	223.52 m ²
建物の構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造	建物の構造	鉄骨造平屋	建物の構造	鉄骨造平屋
事業費	84,782,000 円	事業費	43,823,000 円	事業費	15,930,000 円

協議事項に係る参考資料

協定項目 第41-2号

大野郡5町2村合併協議会

清川村農林業公社農作業受託面積実績推移

(単位：a)

区分	耕起	荒代	植代	詰代	田植	防除	稲刈	大豆刈取	里芋堀取	マルチ張	麦播種	麦刈り	畝上げ	堆肥散布	畦ぬり	そば刈取
12年度	215.5	250.8	304.7	58.5	679.5	17,746.0	1,652.6	825.8	22.0	136.0	70.0	544.3	13.0	174.0 t	3,193.2 m	-
13年度	339.3	348.4	448.3	14.4	911.0	22,560.5	1,561.4	756.3	17.0	10.0	138.3	644.3	-	321.0 t	4,278.0 m	-
14年度	395.2	201.1	448.5	109.5	932.6	21,126.3	1,534.6	956.4	-	64.4	140.0	901.5	-	250.0 t	2,484.0 m	10.0

区分	細耕起	耕起再委託分	荒代再委託分	植代再委託分	大豆播種	麦防除	大豆防除	大豆刈取再委託分	麦刈取再委託分						
12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
14年度	20.0	33.8	33.8	73.3	85.9	1,068.9	701.3	187.7	13.0						

清川村農林業公社農作業受委託料金表

使用機械名	作業名	金額(円)	単位	備考	使用機械名	作業名	金額(円)	単位	備考
トラクター	耕起(ロータリー)	6,000	1枚10a以上	水田、畑	コンバイン (運搬込み) 倒伏の場合は料金50%増しを上限とし、受委託者間で協議する。	稲刈り取り、脱穀(結束)	16,500	1枚10a以上	ひも込み
		6,500	1枚10a未満				17,500	1枚10a未満	
	耕起(パワーディスク)	5,000	1枚10a以上			稲刈り取り、脱穀(カッター)	15,000	1枚10a以上	
		5,500	1枚10a未満				16,000	1枚10a未満	
	荒代	6,000	1枚10a以上			麦刈り	10,000	1枚10a以上	
		6,500	1枚10a未満				11,000	1枚10a未満	
	植代	7,000	1枚10a以上		マルチ張り機	マルチ張り(水田)	8,000	10a	
		8,000	1枚10a未満			マルチ張り(畑)	6,000		
	つめ代(荒田)	12,000	1枚10a以上		トラック	初運搬	100	コンバイン袋1袋	
		13,000	1枚10a未満			玄米運搬	100	30kg	
	つめ代(麦田)	10,000	1枚10a以上		里芋掘機	里芋運搬	7	1kg	1コンテナ 140円
		11,000	1枚10a未満			里芋掘り	10,000	10a	
つめ代(冬すき後)	8,000	1枚10a以上	無人ヘリコプター	防除	3,000	10a	農薬含む		
	9,000	1枚10a未満	大豆コンバイン	大豆刈取・脱穀	10,000	10a			
細耕起 あぜぬり	10,000	10a	マニアスプレッタ	堆肥散布	1,000	1t			
	50	1m							
田植機	田植え	6,500	1枚10a以上	バックホー (0.05)	桃園掘削作業				
		7,000	1枚10a未満		ハウス組み立て作業				
	7,500	1枚10a以上	森林作業						
田植え(側条施肥)	8,000	1枚10a未満		バックホー運搬費					

水稻の全作業委託の場合は1割引とする。(ただし、年度当初の申込に限る)

全作業とは、耕起、代かき、田植え、防除、刈取りをいう。

麦刈り、大豆刈りは作柄に応じて考慮する。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第41 - 2号

大野郡5町2村合併協議会

緒方町農業公社保有機械明細表

施設・機械名	機 種 名 等	数 量	施設・機械名	機 種 名 等	数 量
運搬用車両	三菱キャンター 3.5t (キャン-FE648E6DX) (平成6年度)	1台	トラクター及び 関連機器	取り付け機器 溝掘り列 (三菱RA141D) (平成7年度)	1台
	いすゞエルフ 2t ダンプ (KC-NKR71ED-6E2D5) (平成8年度)	1台		スガノ水田用4連プラウ (RQY124) (平成8年度)	1台
	スズキキャリア軽4WDダンプトラック (キャリ-KWCG-EG2) (平成8年度)	1台		小橋畦塗起 (AR751M) (平成8年度)	1台
	マツダボンゴ 4WD 1t トラック (平成12年度)	1台		コノ里芋堀取り作業機 (SP1000-3S) (平成8年度)	1台
コンバイン	ヤンマー5条刈 (CA525DC・グレンタック・キャビン付) (平成7年度)	1台	田 植 機	三菱5条乗用田植機 (MPR505VP) (液側条施肥機付) (平成6年度)	1台
	ヤンマー4条刈 (CA435) (グレンタック付) (平成8年度)	1台		ヤンマー6条乗用田植機 (RR600PWUF) (粒側条施肥機付) (平成6年度)	1台
	穀物運搬用コンテナ (秋太郎) (ヤンマー4条刈コバイン付属品)	2台		籾6条直播機 TRR600 (RR600用) (6条田植機付属品)	1台
	ヤンマー3条刈 (CA300GHHWAFU) (グレンタック付) (平成8年度)	1台		脱粒機 (クボタSR80) (6条田植機付属品)	1台
	三菱3条刈 (MC24DKV) (袋仕様) (平成6年度)	1台		コーティングマシン (ヤンマー-YCT15LSW) (6条田植機付属品)	1台
	籾袋 (三菱3条刈コバイン付属品)	200台		ヤンマー6条乗用田植機 (GP6PWUF) (粒側条施肥機付) (平成8年度)	1台
	フレコン	40台	管 理 機	ヤンマー 一輪管理機 (平成8年度)	1台
	ヤンマー大豆用普通型コンバイン (CS21CD) (平成11年度)	1台		ヤンマー 二輪管理機 (PRT851F) (平成6年度)	1台
	クボタ大豆用コンバイン (DC-1S) (平成12年度)	1台		丸小畝マルチ整形機 (JTM1200) 二輪管理機付属品	1台
	ヤマハRE50一式 (YACS装置付) (平成6年度)	1台		ヤンマー 二輪管理機 (PRT851F) (平成8年度)	1台
防除用無人 ヘリコプター	付属装置 液剤散布装置	1台	播 種 機	丸小畝マルチ整形機 (JTM1200) 二輪管理機付属品	1台
	粒剤散布装置	1台		台形畝立整形機 (ES21P) 二輪管理機付属品	1台
	ヤマハRE50一式 (YACS装置付) (平成7年度)	1台		カシメ工業麦播種機 (S800S) (8条時) (平成8年度)	1台
	付属装置 液剤散布装置	1台	カシメ工業大豆播種機 (S300X) (3条時) (平成11年度)	1台	
	粒剤散布装置	1台	防 除 機	オシノア動力噴霧器 (HS-5505GHL) 10mmホース (平成7年度)	1台
	小電力型無線機 (スタバート HX-620) (平成6年度)	7台		オシノア動力噴霧器 (M1-360GH) (平成8年度)	1台
シバウラ 20PS (P21F) (ロータリードッキングドザー付) (平成7年度)	1台	デンケンホット防除機 (平成8年度)		1台	
クボタ 26PS (GL53FBMXSRF12) (ロータリー付) (平成6年度)	1台	背負い式 (手動) (平成6年度)		1台	
コノ里ライブレード (HRG2205BKA) 26PSTラクター付属品	1台	三菱62PSTラクター (ロータリー付) (平成10年度)		1台	
クボタ 53PS (GL53FBMXSRF11) (平成6年度)	1台	ロータリー (コノ里 MX-2205-L) (平成10年度)		1台	
トラクター及び 関連機器	小橋6連ディスクローター (DS625T-3S) 53PSTラクター付属品	1台	畜産支援対策 事業機械施設	カッティングローバレー (スタ-TRB2100) (平成10年度)	1台
	コノ里ライブレード (HRG2605BKA) 53PSTラクター付属品	1台		ラッピングマシン (スタ-MMM1040) (平成10年度)	1台
	クボタ 53PS (GL53FBMXSRF11) (平成6年度)	1台		テックレイト (スタ-MGH2510) (平成10年度)	1台
	小橋6連ディスクローター (DS625T-3S) 53PSTラクター付属品	1台		ブロードカスター (スタ-MBC4030) (平成10年度)	1台
	コノ里ライブレード (HRG2605BKA) 53PSTラクター付属品	1台		クボタGL53用フロントロータリー (GLH530) (平成10年度)	2台
	クボタ 53PS (GL53FBMXSRF11) (平成6年度)	1台		ローグラー (HRLG35) (平成10年度)	2台
	小橋6連ディスクローター (DS625T-3S) 53PSTラクター付属品	1台		マニアスプレッド (スタ-TMB1550D) (平成10年度)	1台
	コノ里ライブレード (HRG2605BKA) 53PSTラクター付属品	1台		ディスクローター (ニューフォランド HFT-400) (平成10年度)	1台
	クボタ 27PS (GL277FBSMARF12B) ロータリー付 (平成11年度)	1台		ライソワ (スタ-MLS2260-4S) (平成10年度)	1台
	コノ里ロータリー (RD251) (平成11年度)	1台			
	クボタ 33PS (GL337FQ3BSMARF11) ロータリー付 (平成11年度)	1台			
	スガノパイロ (弾丸排水) (平成11年度)	1台			

協議事項に係る参考資料

協定項目 第41-2号

大野郡5町2村合併協議会

緒方町農業公社保有機械明細表

施設・機械名	機種名	数量	施設・機械名	機種名	数量
草刈機	背負い式 ニッカリ(平成6年度)	1台	栽培施設	総合営農指導拠点施設(平成6~7年度農業構造改善事業)	
	共立(平成6年度)	2台		水耕小ネギ栽培施設	1棟
	共立(平成11年度)	1台		水耕小ネギ育苗施設(強化型ビニールハウス)	1棟
	新ダケ(平成11年度)	1台		出荷調整施設(鉄骨プレハブ)	1棟
事務室兼管理棟	木造平屋建 95.3㎡(平成7年度)	1棟		梱包機	1台
事務管理機器	パソコン一式(富士通FMV-TP20)(平成8年度)	1台		トレーニングファーム(平成8年度野菜花卉産地拡充緊急対策事業)	
	ワードプロセッサ一式(シャープ書院WD-MF01)(平成8年度)	1台		野菜(ピーマン)栽培施設(パイプハウス)	7棟
	コピー機(リコ-SPIRIO-2700)(平成7年度)	1台		花卉(スイートピー)栽培施設(連棟パイプハウス)	2棟
	印刷機(リコ-PRIPORTVT-1650)(平成7年度)	1台		トレーニングファーム(平成9年度野菜花卉産地拡充緊急対策事業)	
	電話機2台一式(NTT)(平成7年度)	1台		花卉栽培施設(強化型パイプハウス)	1棟
	FAX一式(NTT)(平成7年度)	1台			
機械格納庫	鉄骨スレート平屋建 270㎡(平成8年度)	1棟			
その他の機械	大豆色彩選別機 山本製作所 (CLXB-350)(平成12年度)	1台			
	大豆クリーナー (MC-45)(平成12年度)	1台			
	自走式堆肥散布機 スター (平成12年度)	1台			
	洗車機(株)BANZAI (KHW-1100)(平成12年度)	1台			

緒方町農業公社農作業受託面積実績推移

(単位: a)

区分	耕起	荒代	植代	蒔代	荒田荒代	湛水直播	田植	防除	稲刈	細耕起	細々耕起	深耕戻し	水田深耕	マルチ張り	大豆刈取	飼料刈取	飼料反転	飼料集草
12年度	884.0	763.0	1,608.0	-	-	28.0	2,499.0	27,000.0	3,065.0	-	-	50.0	358.0	627.0	1,688.0	1,175.0	-	1,500.0
13年度	1,047.0	819.0	1,489.0	74.0	15.0	78.0	2,411.0	33,906.0	3,259.0	183.0	12.0	50.0	253.0	451.0	2,595.0	1,441.0	1,370.0	1,512.0
14年度	1,021.0	916.0	1,407.0	235.0	60.0	40.0	1,945.0	35,636.0	2,823.0	353.0	50.0	-	83.0	474.0	3,730.0	1,144.0	631.0	852.0

区分	土寄せ	肥料散布	弾丸排水	麦播種	麦刈り	同時施肥	土壌消毒	畦立て	大豆防除	飼料畑耕起	覆土鎮圧	溝上げ	稲刈再委託	麦防除	畦塗り	大豆刈取再委託	飼料梱包	飼料梱包
12年度	28.0	131.0	37.0	141.0	184.0	258.9	225.0	418.0	-	107.0	107.0	2,616m	124.0	3,000.0	14,702m	-	4,799.0	-
13年度	36.0	374.0	106.0	386.0	186.0	129.7	318.0	360.0	-	30.0	134.0	2,756m	812.0	3,204.0	12,400m	592.0	6,267.0	2,439 個
14年度	-	262.0	61.0	153.0	-	171.6	237.0	366.0	759.0	30.0	-	1,148m	253.0	5,162.0	8,836m	940.0	5,725.0	3,104 個

区分	飼料ラップ	飼料ラップ	飼料拡散	飼料運搬	チューリップ
12年度	4,200.0	-	1,066.0	487 個	250.0
13年度	5,771.0	2,185 個	660.0	-	253.0
14年度	5,012.0	2,608 個	632.0	-	25.0

協議事項に係る参考資料

協定項目 第41-2号

大野郡5町2村合併協議会

緒方町農業公社農作業受委託料金表

使用機械名	作業名	単位	単価(円)	備考	使用機械名	作業名	単位	単価(円)	備考
トラクター 作業機 4連バール 6連ディスク 水田用 弾丸排水 麦・大豆播種機 深掘り 掘り取り機 溝掘り機 畦塗り機	深耕(4連バール)	10a	5,000		コンバイン	稲刈り(カッター作業で圃場1枚10a以上)	10a	15,000	
	深耕(6連パワーディスク)	10a	5,000			稲刈り(カッター作業で圃場1枚10a以下)	10a	16,500	
	耕起(水田ロータリー)	10a	6,500			稲刈り(結束作業で圃場1枚10a以上)	10a	16,000	結束ひも農家負担
	耕起(畑のロータリー)	10a	5,000			稲刈り(結束作業で圃場1枚10a以下)	10a	17,500	結束ひも農家負担
	細耕起(野菜用ロータリー)	10a	9,000			麦刈り(カッター作業)	10a	10,000	
	細々耕起(クリーンロータリー)	10a	15,000			麦刈り(結束作業)	10a	11,000	結束ひも農家負担
	荒代(水田ロータリー)	10a	5,000			ライスセンター持込経費	10a	2,000	
	荒田の荒代(水田ロータリー)	10a	11,000			大豆脱穀	10a	10,000	
	植代(水田ロータリー)	10a	7,000			大豆脱穀	10a	8,000	転作団地化達成地区
	つめ代(冬すき後の水田ロータリー)	10a	7,500			そば脱穀	10a	10,000	
つめ代(荒田の水田ロータリー)	10a	12,000		そば脱穀	10a	8,000	転作団地化達成地区		
つめ代(麦田の水田ロータリー)	10a	10,000							
畝立て(ゴボウ・ナス等)	10a	8,000		防除機	水稻無人ヘリ防除(農薬含む)	10a	3,000	ヘリ専用薬剤	
畦ぬり	1m	50			麦無人ヘリ防除(農薬含む)	10a	3,000	ヘリ専用薬剤	
溝上げ	1m	40			無人ヘリコプター	動噴防除(水稻で無人ヘリの対応出来ない箇所)	10a	3,500	水和剤散布
弾丸排水	10a	5,000	5m程度の間隔		動力噴霧器	野菜動噴防除(薬剤費は農家負担)	10a	3,000	水和剤散布
麦・大豆播種(施肥含む)	10a	5,000		散粉機	野菜無人ヘリ防除(薬剤費は農家負担)	10a	3,000		
麦・大豆耕耘同時播種(施肥含む)	10a	10,000					10a		
芋類掘り取り	10a	10,000	1回5a以上	管理機	丸畝マルチ張り(里芋等)	10a	8,000	二輪管理機	
					平畝マルチ張り(茶・チューリップ・菊等)	10a	8,000	二輪管理機	
田植え	10a	6,500			一輪	里芋土寄せ(1回通り)	10a	8,000	一輪管理機
田植え(粒・ペースト側条施肥)	10a	7,500			二輪	里芋土寄せ(2回通り)	10a	12,000	一輪管理機
直まき	10a	6,500		耕耘機	ヒマワリ・ナス・菊等畝立て	10a	5,000	畝立てのみ	
直まき(粒側条施肥)	10a	7,500							

協議事項に係る参考資料

協定項目 第41-2号

大野郡5町2村合併協議会

緒方町農業公社農作業受委託料金表

使用機械名	作業名	単位	単価(円)	備考
大豆クリーナー	大豆クリーニング	1kg	10	クリーナー
大豆色彩選別機	大豆色彩選別	1kg	10	色彩選別機
自走マニアスプレッタ	栽培施設内・圃場内堆肥散布(5回以上)	1回	500	自走マニアスプレッタ
脱忙機	栽培施設内・圃場内堆肥散布	1時間	4,000	
コーティングマシン	種籾脱忙	1袋	500	脱忙機
	種籾コーティング	1回	1,000	コーティングマシン
飼料生産関係作業	堆肥散布(圃場へ1回目)	1回	3,000	牽引マニアスプレッタ
トラクター	堆肥散布(堆肥の散布が同一箇所2回以内の場合)	1回	3,000	牽引マニアスプレッタ
ローラー	堆肥散布(2回目以降で異動が500m以内の場合)	1回	1,500	牽引マニアスプレッタ
ラッピングマシン	細耕起	10a	6,500	水都作付け後の圃場等
テグレイキ	耕起	10a	5,000	畑状の圃場
ブロードキャスター	肥料散布	10a	1,000	ライムソーワ 1種類
ロールグラブ	播種	10a	1,000	ブロードキャスター
マニアスプレッタ	鎮圧	1m	2,500	後部取り付けローラー
ディスクモア	刈取り	1m	1,500	ディスクモア
ライムソーワ	反転	10a	1,500	テグレイキ
	集草	10a	1,500	テグレイキ
ロールの大きさ	梱包(飼料作物)	1個	1,000	ローラー
1m掛けるm	梱包(稲わら・麦わら)	1個	1,000	ローラー
	ラッピング(ラップ込み)	1個	1,000	ラッピングマシン
	ロール運搬(牛舎前まで)	1個	500	最低2個以上必要

各作業料金は、一枚あたりの圃場面積が10a以上を基本料金としていますので、設定の無い作業料金で、圃場面積が10a以下の場合は、10%増しの料金となります。

刈取り作業では、圃場状況(稲の倒伏・軟湿田等)により作業料金が割増(1~5割増で個別に協議)となります。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第41-2号

大野郡5町2村合併協議会

(有) あさじまち地域振興公社保有機械等明細表

農作業受託面積実績表

区分	耕起	荒代	植代	詰代	田植	稲刈	乾燥	調整	備考
14年度	-	-	-	40.0	299.5	1,014.0	-	-	
15年度	-	-	-	61.0	226.0	522.2	-	-	

上記の実績は公社へ申込があったもので、公社が受託した実績である。
委託者が直接オペレーターに申し込んだ者については、不明。

公社登録オペレーター

年邸農業者+個人 48名
地域営農集団 7組合

公社登録オペレーターについて

朝地町は、他の町村のような農業公社を設立することが、農地の狭小・急傾斜地・散在等の状況から運営上困難であるため、認定農業者や地域営農集団により高齢化や転作に対応し、農地の荒廃を防ぐために、トラクター・田植機・コンバイン等の機械購入に対する町単独の補助事業を設立した。公社登録オペレーターとは、この事業を導入した個人及び団体のオペレーターのことである。なお、町村単独事業で機械導入を行った認定農業者及び営農集団については、導入時に受託作業の面積規定があり、作業実績を農業委員会委員の証明を添えて報告しなければなりません。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第41-2号

大野郡5町2村合併協議会

大野町農業公社保有機械明細表

【事業導入分】

機械(機種)名称等	登録番号	取得年月日	年式	車名	型式	取得額	所有者
田植機 6条		1995年5月	7.5	ヤンマー		2,060,000	大野町
田植機 4条		1995年5月	7.5	ヤンマー		1,236,000	大野町
コンバイン 3条		1995年9月	7.9	ヤンマー		4,223,000	大野町
コンバイン 4条		1995年10月	7.1	ヤンマー		6,901,000	大野町
大豆コンバイン		2000年11月	12.11	ヤンマー	GS320G	5,853,750	大野町
トラクター	大野町35	1995年5月	7.5	クボタ	GL220	2,266,000	大野町
トラクター	99め1707	1995年5月	7.5	クボタ	GL368	3,502,000	大野町
トラクター	99め1708	1995年5月	7.5	クボタ	GL368	3,502,000	大野町
無人ヘリ		1995年5月	7.5	ヤマハ		6,817,570	大野町
無人ヘリ		1995年5月	8.5	ヤマハ		6,817,570	大野町
パディーハロー 267		1995年5月	7.5			463,500	大野町
パディーハロー 207		1995年5月	7.5	クボタ		360,500	大野町
マルチローター	甘藷	1995年5月	7.5	クボタ		401,700	大野町
マルチローター	里芋	1995年5月	7.5	クボタ		439,810	大野町
ロータリー		1995年5月	7.5	コバシ		959,960	大野町
三連プラウ		1995年5月	7.5			1,379,170	大野町
パワーディスク		1995年5月	7.5	日の本		648,900	大野町
ロールバレー		1998年11月	10.11	タカキタ	CR1060W	2,136,750	大野町
ラッピングマシン		1998年11月	10.11	タカキタ	WW1070	927,150	大野町
ディスク刈(刈取)		1998年11月	10.11	タカキタ	CM190T	992,250	大野町
テグレキ(反転・集草)		1998年11月	10.11	タカキタ	RT2610	374,850	大野町
マニアスプレッタ(堆肥散布)		1998年11月	10.11	タカキタ	DH1560W	556,500	大野町
フロントローダー(MF3050)		1998年11月	10.11		YK705	761,250	大野町
フロントローダー		1998年11月	10.11		YK595	761,250	大野町
爪付きバケット		1998年11月	10.11		YKCB590	84,000	大野町
ヘーベラー(梱包)		1999年3月	11.3	スター	THB1050	1,160,250	大野町
ブロードカスター(散布)		1999年3月	11.3		MBC4040	210,000	大野町
ドラムハロー		2000年3月	12.3	スター	MPL2410K	282,975	大野町
ライムソーワ		2000年3月	12.3	タカキタ	LS1805	225,225	大野町
K型ローラー(鎮圧)		1999年3月	11.3		TKR2000	477,750	大野町
コンプレッサー		1996年6月	8.6	日立		257,500	大野町
高圧洗車機		1996年6月	8.6	マルヤス		679,800	大野町
計						57,719,930	

協議事項に係る参考資料

協定項目 第41-2号

大野郡5町2村合併協議会

大野町農業公社保有機械明細表

【事業導入分】

機械(機種)名称等	登録番号	取得年月日	年式	車名	型式	取得額	所有者
土壌消毒機		1997年2月	9.2			368,740	大野町
自動巻動噴機		1997年2月	9.2			293,550	大野町
播種機		2000年12月	12.12			445,452	大野町
溝上機		2000年12月	12.12			369,012	大野町
大豆選別機		2000年12月	12.12			600,600	大野町
ユニックトラック 3t	11そ3062	1995年5月	7.5			4,468,140	大野町
軽四バン	40る5356	1995年6月	7.6	三菱	KC-F648F	980,766	大野町
軽四トラック(ダンプ)	40る4228	1995年5月	7.5	三菱	V-	1,048,025	大野町
いすゞ車載専用車 3.5t	11そ6195	1997年4月	9.4	三菱		3,172,400	大野町
トヨタキャブオーバー 1.5t	44た5577	2001年3月	63.2	いすゞ	KC-NPR		大野町
タイヤショベル TCM		2001年3月		トヨタ	M-YY61		大野町
エアコン		1996年6月	8.6			824,000	大野町
堆肥散布機							野菜協議会
堆肥散布機							野菜協議会
平マルチ張機		2003年2月	15.2			441,000	野菜協議会
日の本トラクター	大野町58			日の本			野菜協議会
計						13,011,685	

【購入分】

機械(機種)名称等	登録番号	取得年月日	年式	車名	型式	取得額	所有者
軽量コンベアー		1995年10月	7.1			288,400	公社
自走収穫期		1996年3月	8.3			1,890,050	公社
管理機		1999年9月	11.9	ヤンマー	RSC40	206,220	公社
管理機		1999年9月	11.9	ヤンマー	RSC40	206,220	公社
コンバイン 3条		1999年10月		クボタ	C304	1,239,000	公社
田植機 5条		2000年6月	12.6			1,859,550	公社
軽四トラック	40て5347	2000年6月	61	ホンダ	M-TC	157,500	公社
コンバイン 3条		2003年9月	15.9	ヤンマー	GC335	5,103,000	共同リース
トラクター	大野町133	2003年4月	15.4	クボタ	GM49	4,585,350	日立キャピタル
ロータリー		2003年4月	15.4	コバシ		681,450	日立キャピタル
サイバーハロー		2003年4月	15.4	コバシ		679,350	日立キャピタル
計						16,896,090	

協議事項に係る参考資料

協定項目 第41-2号

大野郡5町2村合併協議会

大野町農業公社保有機械明細表

【リース分】

機械(機種)名称等	登録番号	取得年月日	年式	車名	型式	取得額	所有者
ファーガソントラクター	99メ1128	1995年3月	62.1		MF154-4F		J A ぶんご大野
ファーガソントラクター	99メ1320	1995年3月	2.1		MF3050		J A ぶんご大野
部分深耕ロータリー							J A ぶんご大野
麦播種機							J A ぶんご大野
ブリッジ							J A ぶんご大野
サブソイラー							J A ぶんご大野
管理機							J A ぶんご大野
一連スキ							J A ぶんご大野
							J A ぶんご大野

大野町農業公社農作業受託面積実績推移

(単位：a)

区分	耕起	荒代	植代	詰代	田植	防除	稲刈	運搬	スキ	ハム深耕	水田深耕	マルチ張り	大豆刈取	飼料刈取	反転集草	運搬	タイト	その他	
12年度	2,063.3	829.1	1,124.6	37.0	2,068.0	44,928.8	3,318.9	3,001.7	924.0	62.2	258.8	943.2	1,288.8	1,564.6	4,915.5	731.0			-
13年度	2,066.6	847.4	982.6	-	1,901.5	48,506.5	3,340.5	3,317.1	690.0	98.2	179.0	1,198.3	1,389.2	1,734.4	5,512.6	838.3	158.1		-
14年度	1,714.8	898.9	1,263.6	-	2,077.9	49,511.8	3,580.7	4,021.8	440.6	90.9	174.0	1,764.2	1,326.2	2,631.3	8,994.1	1,771.3	108.0		-

(単位：a)

区分	甘藷芋堀	肥料散布	弾丸排水	麦、大豆播種	麦刈り	同時施肥	土壌消毒	陸稲刈取	その他	ロール梱包	堆肥散布	溝上げ
12年度	10.0	168.5	50.0	123.3	238.4	258.9	225.0	-	433.0	2,090個	116.3hr	240m
13年度	17.0	7.0	65.0	119.6	30.0	129.7	318.0	-	624.6	2,142個	197.0hr	-
14年度	-	-	80.0	290.4	223.0	171.6	237.0	-	1,652.7	3,324個	201.0hr	-

協議事項に係る参考資料

協定項目 第41-2号

大野郡5町2村合併協議会

大野町農業公社農作業受委託料金表

作業名	使用機械名	単位	単価(円)	備考	作業名	使用機械名	単位	単価(円)	備考
ロータリー耕(水田・畑)	トラクター	10a	6,500		麦刈	コンバイン	10a	10,500	穀物運搬別
荒代		10a	5,500		肥料散布	ライムソー	10a	3,000	
植代		10a	10,500		弾丸排水	サブソイラー	10a	5,500	
詰代		10a	13,000		溝上げ	溝上げ機	m	40	
田植	田植機	10a	7,500		播種	トラクター・播種機	10a	4,500	
無人防除	無人ヘリコプター	10a	3,000		ゴボウ掘り	リフタープラウ	10a	1,800	
稲刈(結束)	コンバイン	10a	18,500	ひも農家負担	甘藷・里芋掘り	掘り取り機	10a	1,500	
稲刈(カッター)		10a	17,000		耕起	トラクター	10a	4,000	
穀物運搬	トラック	10a	2,500	町外500円増し	石灰散布	ライムソー	10a	2,000	個別作業の場合個別単価にて
一連スキ	トラクター	10a	8,500		肥料散布	ライムソー	10a	2,000	
三連スキ		10a	7,500		播種	ブロードカスター	10a	2,000	
ハウス深耕	深耕ロータリー	10a	21,000		覆土	パディーハロー	10a	4,000	一連作業の場合10a / 14,000円
深耕(水田)	パワーディスク	10a	5,500		鎮圧	K型ローラー	10a	2,500	
深耕(畑)	トレンチャー	10a	15,500		刈取り	ディスクモア	10a	2,000	
マルチ張り(水田)	ポリ張り機	10a	6,500		反転	テグダレーキ	1回 / 10a	1,500	
マルチ張り(畑)		10a	5,500		収草	テグダレーキ	1回 / 10a	1,500	
ハウス堆肥散布	堆肥散布機	1時間	4,000		梱包	ロールペーラー	1個	1,000	
マニア堆肥散布	マニアスプレッタ	1時間	4,500		ラッピング	ラッピングマシン	1個	1,000	
土壌消毒	土壌消毒機	10a	2,500		タイト	ヘーベラー	10a	4,500	
大豆刈取り	コンバイン	10a	10,500	穀物運搬別	運搬	フロントローダー/トラック	10a	2,500	
大豆刈取り		10a	8,500	同一箇所1ha以上					
大豆脱穀		10a	7,500						

協議事項に係る参考資料

協定項目 第41-2号

大野郡5町2村合併協議会

【地方公社】

地方公共団体の事務の一部である用地の先行取得、土地造成、住宅建設・分譲、観光開発、有料道路の建設管理等の事業を代行して実施させるために設立された地方公共団体の外郭団体。多くの場合、地方公共団体から出資、補助金、債務保証等の財政的援助を受け、人的にも役員等の派遣を受けている。

地方公社の定まった提議はなく、「第三セクター」「外郭団体」等の表現も、同じような意味で使われることが少なくない。なお、総務省の「地方公社に関する調査」では、その調査対象とする地方公社を「公社、協会、基金、株式会社等その名称のいかんにかかわらず、民法及び商法等に基づく法人であって、「一つの地方公共団体が25%以上出資している法人並びに特別法に基づく土地開発公社、地方住宅公社及び地方道路公社」としている。

地方公社を設立する理由としては、開発事業を実施するために必要な資金の調達にあたり、民間資金の調達を図る。民間企業経営のノウハウを活用し、民間企業と同じ財務会計処理に基づき、効率的・能率的な経営を確保する。地方公共団体の内部管理事務や施設管理等の民間委託を推進するため、その受け皿を整備する。などがあげられる。

このような目的に照らして、その機能を的確に果たしている地方公社が多いが、一方で次のような問題点を指摘されることもある。地方公社は、法律的には地方公共団体とは別個の法人（財団法人、社団法人、株式会社等）であり、その業務についての行政的責任の所在が不明確である。地方公社に対する民主的コントロールのための仕組みが充分整備されておらず、住民や議会の意向を無視して事業が進められるおそれがある。地方公社の職員には関係地方公共団体からの出向者が多いが、その業務によっては、地方公共団体の職員を出向させる場合の法的扱いに問題が生じる場合がある。必ずしも優れた経営感覚を備えた人材が地方公社の役職員になっているとはいえない場合も少なくない。

多様化する行政目的を達成するうえで、地方公社のもつ戦略的な意義はますます大きくなっているが、その病理に対する適切な対応も重要であり、地方公共団体のしっかりしたかわり合いを確保しつつ、経営基盤の強化と最大限効率的な経営を図ることが求められる。

【財団法人】

一定の目的のもとに拠出され、結合された財産の集まりで、公益を目的として管理運営される団体。

財団法人には社員は存在せず、基本財産の運用益をもって、設立者が定めた行為により運営される。

財団を運営するために創られる法人。現行法では、公益を目的とする公益法人のみが認められている。

【社団法人】

一定の目的のみに結合した人の集合体であり、団体として組織、意志等を持ち、社員は別個の社会的存在として団体の名において行動する団体。

社団法人には社員が存在し、その会費をもって総会の決定に基づき運営される。

法律上の権利・義務の主体として認められた社団。民法の適用を受ける公益法人、商法の適用を受ける公益法人、商法の適用を受ける営利社団法人、特別法によって法人となる中間法人がある。

【有限会社】

商行為その他の営利行為を目的として設立される社団法人。有限会社法（1938年制定）に基づく。社員がその出資額を限度とする有限責任を負うにとどまる点で、株式会社に類似する物的会社であるが、設立・組織は簡素化され、中小企業の経営に適する。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第41-2号

大野郡5町2村合併協議会

農林業公社等の取扱い提案趣旨

大野郡5町2村に設立されている農業公社等については、法人の種類や運営形態は異なるものの、公益を目的とするものであり、利益を優先できない性格のなかで運営が行われています。

設置の目的については、地域の農業振興を図り、農地の荒廃を防ぐことなど主体的な点での差はありませんが、農作業の受託が大きなウエイトを占めている公社と道の駅等の販売施設も含めた管理運営をしている公社とで差があります。

新市においても農林業は大野郡5町2村の基幹産業として、位置づけられることは変わりません。したがって、農林業を支えていく上で公社の果たす役割は大変重要なものがあり、廃止することは考えられません。

しかし、現在のままの管理運営形態（受託の範囲等）では、新市全域をカバーすることが困難であり、合併後早急に組織の再編を行い、新市の農林業を支える農業公社として設立することが必要です。

さらに運営方法や経営改善等についても今後の重要な課題であり、現在公社が保有している機械等の耐用年数等から考えても組織の再編を早急に行わなければ、農林業の活性化や振興が図られないものと考えます。

また、生産から販売・流通の一貫性を考えた管理運営形態についても考慮しながら、生産基盤の整備、生産組織の確立等を拡大推進し、新市の公社として独立採算を前提とした運営を目指すことも重要です。

<西高地域合併協議会（抜粋）>

第三セクターについては、新市に引き継ぐものとする。

香々地町農業公社については、新市の農業公社として存続するものとする。

<宇佐・両院合併協議会（抜粋）>

第三セクターについては、現行の通り新市に引き継ぐものとする。

農業公社は、現行の通り新市に引き継ぐものとする。

<阿蘇中部合併協議会（抜粋）>

第三セクターについては現行の通りとし、合併後統合について検討する。

<郡上郡合併協議会（抜粋）>

7町村及び各町村が出資している第三セクターの取扱いについては、各町村において第三セクターと協議調整し、合併までに定めるものとする。

<塩沢町・・・合併協議会（抜粋）>

第三セクターについては、出資金は新市に引き継ぎ、管理・運営については現行の通りとする。

<唐津・東松浦合併協議会（抜粋）>

第三セクター又は財団が業務委託している施設の管理運営については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において次の検討を行う。

- ・引き続き経営状況の定期的な点検評価を行う。
- ・必要に応じた経営改善や統合、事業の一部譲渡等効率的、安定的な経営改善について検討する。
- ・第三セクター又は財団による事業の可否についても検討する。

<東宇和・三瓶町合併協議会（抜粋）>

現在の第三セクターについては、合併時に調整し、新市に引き継ぐ。第三セクターの出資については、出資金は新市に引き継ぐ。

<ひたちなか市（抜粋）>

第三セクターについては、出資金は新市に引き継ぐ。

<江田島市（抜粋）>

有限会社 及び 株式会社については、出資金について新市に引き継ぐ。

<庄原市・・・合併協議会（抜粋）>

1市5町が出資する公社・第三セクターについては、その出資及び出捐金について、全て新市に引き継ぐ。

商工観光事業の取扱い(その 2)について

商工観光事業の取扱い(その 2)について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

商工観光事業の取扱い(その 2)について

- 1 観光関係施設については、新市に引き継ぐ。ただし、管理運営方法については、合併までに調整する。
- 2 道の駅・里の駅（公設）については、情報発信や交流拠点施設として重要な施設であるため、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、管理運営については、新市において調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第42-2号

担当部会【産業部会】

大 項 目	42. 商工観光事業の取扱い	中 項 目	1. 観光関係施設の取扱い
協議の結果			

小 項 目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調整の具体的内容
	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町	
1 観光関係施設	<ul style="list-style-type: none"> ・内山公園周辺施設 コミュニティ広場 屋外ステージ 民芸館 ふるさと館 休息茶屋 長者の里 公衆便所 駐車場 ・大辻公園 管理棟 ステージ 公衆便所 駐車場 ・菅尾石仏 公衆便所 ステージ ・白山溪谷 河川公園公衆便所 ほげ岩公衆便所 	<ul style="list-style-type: none"> ・井崎河川公園キャンプ場 ・ログハウス 7棟 ・ツリーハウス10棟 ・御嶽山キャンプ場 ・ログハウス 7棟 ・御嶽山管理センター ・和室 4 ・洋室 1 ・展望浴場 ・ふれあいルーム ・研修室 ・会議室 ・轟橋 ・出合橋 	<ul style="list-style-type: none"> ・祖母山九合目山小屋 ・俚楽の郷伝承体験館 ・祖母山麓青少年旅行村 (運営を緒方町観光振興公社に委託) ・九折越山小屋 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛の園生 朝倉文夫記念公園 ・用作公園 ・神角寺キャンプ場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと体験村 宿泊施設 ・えぼし岳 観光施設 ・沈墮の滝 観光施設 ・田中地区多目的施設 トイレ(バス停留所) ・師田原ダム 観光施設 農業用集水施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・白鹿山 ・千歳村ふるさと資料館 ・千歳村幸寿美術館 ・千歳村農村公園 ・千歳村総合運動公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・リバーパーク犬飼 (施設概要) わんぱく広場 コンビネーション遊具 ログハウス サッカー場 テニスコート バットゴルフ場 ・三ノ岳なかよしパーク コンビネーション遊具 ローラーすべり台 管理研修センター バンガロー 	<p>観光関係施設については、新市に引き継ぐ。</p> <p>ただし、管理運営方法については合併までに調整する。</p> <p>道の駅については、情報発信や交流拠点施設として重要な施設であるため、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>ただし、管理運営については、新市において調整する。</p> <p style="text-align: center;">産業専門部会案 平成16年3月27日</p> <p>観光関係施設については、新市に引き継ぐ。</p> <p>ただし、管理運営方法については合併までに調整する。</p> <p>道の駅・里の駅(公設)については、情報発信や交流拠点施設として重要な施設であるため、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>ただし、管理運営については、新市において調整する。</p> <p style="text-align: center;">幹事会案 平成16年4月1日</p>
2 道の駅・里の駅	<ul style="list-style-type: none"> 道の駅関連施設 (平成16年10月オープン予定) (第三セクター予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅 テナント方式 (周辺施設の共益費は町村負担) ・里の駅 	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅 ・里の駅 	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅 テナント方式 (周辺施設の共益費は町村負担) ・里の駅 	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅 (17年3月オープン予定) (全面委託、独立採算方式) ・里の駅 	<ul style="list-style-type: none"> ・里の駅 	<ul style="list-style-type: none"> ・里の駅 	

協議事項に係る参考資料

協定項目 第42-2号

大野郡5町2村の観光関係施設設置状況

大野郡5町2村合併協議会

【三重町観光関係施設の状況】

施設等の名称	設置(建設)年月日	管理運営方法(直営・委託の別)		現在の課題及び今後の課題等	備考
		直営の場合年間予算額(千円)	委託の場合年間予算額(千円)		
・内山公園周辺施設 コミュニティー 屋外ステージ 民芸館 ふるさと館 休息茶屋 長者の里 公衆便所 駐車場	平成3年4月1日		360 (トイレ管理)	特になし	三重町観光協会が管理運営
・大辻公園 管理棟 ステージ 公衆便所 駐車場	平成12年4月1日		30 (トイレ管理)	特になし	三重町観光協会が管理運営
・菅尾石仏 公衆便所 ステージ	不明 平成14年9月5日		40 (トイレ管理)	特になし	三重町観光協会が管理運営
・白山溪谷 河川公園公衆便所 ほげ岩公衆便所	平成4年8月5日 昭和61年4月1日		30 40	特になし	三重町観光協会が管理運営
三重町道の駅	平成16年10月 オープン予定			運営形態について(第3セクター)	

協議事項に係る参考資料

協定項目 第42-2号

大野郡5町2村の観光関係施設設置状況

大野郡5町2村合併協議会

【清川村観光関係施設の状況】

施設等の名称	設置(建設)年月日	管理運営方法(直営・委託の別)		現在の課題及び今後の課題等	備考
		直営の場合年間予算額(千円)	委託の場合年間予算額(千円)		
道の駅きよかわ	H13.4.1		4000	物産館のほか、共同店舗が7店舗ある。 管理は、物産館に委託している。	
井崎河川公園キャンプ場	平成2年3月から随時	1,900		入り込み客の増加を図っていくこと。	ログハウス 7棟 ツリーハウス 10棟
観光案内所	平成14年4月		観光協会へ委託 (100千円)	委託料については、村より補助金なし。ただし、緊急地域雇用創出資金(県補助100%)あり。 平成16年度で上記事業が終了するので、平成17年度より運営費が不足する。	
御嶽山管理センター		2,600		御嶽山管理センター、キャンプ場については、利用者の増を図る。	洋室 1室 和室 4室 ふれあいルーム・研修室 キャンプ場・展望浴場 ログハウス 7棟

協議事項に係る参考資料

協定項目 第42-2号

大野郡5町2村の観光関係施設設置状況

大野郡5町2村合併協議会

【緒方町観光関係施設の状況】

施設等の名称	設置(建設)年月日	管理運営方法(直営・委託の別)		現在の課題及び今後の課題等	備考
		直営の場合年間予算額(千円)	委託の場合年間予算額(千円)		
道の駅関係 滝の館 花水車 愛菜果 サイクリングターミナル 第1トイレ 第2トイレ コットン水車	平成10年4月1日 昭和61年10月1日 平成15年3月19日 平成10年4月 平成10年4月 昭和61年10月1日 昭和61年10月		10,000	運営を緒方町観光振興公社に委託しているが、公社は法人化出来ていない。軽微な補修や内部の改装など、金額にもよるが公社で行ってきているものがある。 今のところ発生していないが、大規模な修繕等が必要になったときどのようにするか対策が必要。 利益分は、一般会計に寄付というかたちで受け入れている。	
俣楽の郷関係 伝承館 体験館	平成11年4月 平成11年4月			運営は緒方町観光振興公社 伝承館の修理が発生、経費は総務課管財係で手当 利益の出る施設ではない	
祖母山麓尾平青少年旅行村 祖母山九合目山小屋	平成7年2月21日 平成9年5月3日			運営は緒方町観光振興公社 改築前に比較して教育キャンプの利用が少ない。 年間でほとんど利用のない期間がある。特に冬季。 年中無休の体制で現在運営している。	
滝見の吊り橋	平成4年5月			運営費は必要ないが、定期的なメンテナンスが必要。架設後10年以上経過している。 現在までの管理は総務課管財係。	
緒方町身体障害者ふれあいの館	平成3年4月			旧道の駅「ふれあいの館」現在は身体障害者の授産施設として、へるとハウスとして社会福祉協議会に運営委託。	
緒方町荒平の池キャンプ場	昭和57年7月			当初管理人を1人おいて4月1日から11月30日で開設していたが、現在は管理棟のみ随時の利用受け入れをしている。 現在の管理は総務課管財係。	
傾山登山口駐車場・トイレ 滞迫峡駐車場・トイレ かわせみ公園駐車場・トイレ 辻河原農林公園キャンプ場・駐車場・トイレ 宮迫石仏駐車場・トイレ			46 137 137 90 40	地区のグループや個人に清掃等の管理委託。担当課は総務課管財係。 (電気料は別途)	

協議事項に係る参考資料

協定項目 第42-2号

大野郡5町2村の観光関係施設設置状況

大野郡5町2村合併協議会

【朝地町観光関係施設の状況】

施設等の名称	設置(建設)年月日	管理運営方法(直営・委託の別)		現在の課題及び今後の課題等	備考
		直営の場合年間予算額(千円)	委託の場合年間予算額(千円)		
道の駅あさじ	平成11年4月		0 (1470) (浄化槽清掃のみ町支出)	現在、管理運営については「有限会社 あさじまち地域振興公社」に委託し、順調に推移している。施設の修繕や浄化槽の維持管理経費については町にて支出を行っているが、今後施設の維持管理経費や管理責任区分等の明確化が必要となる。	
愛の園生 朝倉文夫記念公園	平成3年3月	31,930		愛の園生朝倉文夫記念公園は、朝地町のまちづくりのシンボル施設として、芸術・文化活動の拠点施設として平成3年3月に設置。現在、入園者数の増を図るとともに維持管理費等の節減に努力しているところである。今後も、芸術・文化の情報発信基地として、朝倉文夫記念館の充実と文化ホールの計画的な運営を行い、入園者の増を図っていくことが必要である。	
用作公園	昭和30年1月		2,176 (清掃・イベント・浄化槽清掃)	用作公園では、年間約6万人の観光客が訪れている。アクセス道路の整備や園内の整備については、随時行ってきているが、十分な整備ができておらず、特に今後は離合所等の設置など道路整備が課題となる。	
里の駅やすらぎ交差点	平成15年6月		0 (270) (浄化槽清掃のみ町支出)	管理運営については、地元協議会でっており、順調に推移している。今後は地元協議会との連携をとり、施設の活用した運営の強化を図ることが課題である。	
神角寺キャンプ場	昭和62年4月		140 (清掃・管理賃金・借上げ料)	キャンプ場が出来て16年余りになり、施設の老朽化やオートキャンプ場の普及等で、キャンプ客が期間中で30名ほどの状況である。今後はキャンプ場の施設の見直しが必要である。	

協議事項に係る参考資料

協定項目 第42-2号

大野郡5町2村の観光関係施設設置状況

大野郡5町2村合併協議会

【大野町観光関係施設の状況】

施設等の名称	設置(建設)年月日	管理運営方法(直営・委託の別)		現在の課題及び今後の課題等	備考
		直営の場合年間予算額(千円)	委託の場合年間予算額(千円)		
ふるさと体験村	昭和62年4月	管理委託料 管理人・浄化槽 需用費 592 330		等施設では河川プールを有しており、集中豪雨などで河川が増水したときに、土砂がプール内に堆積する。除去費用が不定期に発生するため、先の費用に含んでいない。	
えぼし岳公園		整備委託料 草刈り くみ取り料 450 15			
沈墮の滝公園		整備委託料 209 浄化槽管理 69			
田中地区多目的施設 (バス停留所)	平成14年4月1日	使用料 下水 需用費 24 20			
師田原ダム公園	平成6年度水辺環境 事業により整備	整備委託料 草刈 1,636 管理委託料 浄化槽 232 需用費 電気代 360			
大野町地域産物加工販売施設	平成17年3月オープン予 定		全面的に委託 (独立採算性)		

協議事項に係る参考資料

協定項目 第42-2号

大野郡5町2村の観光関係施設設置状況

大野郡5町2村合併協議会

【千歳村観光関係施設の状況】

施設等の名称	設置(建設)年月日	管理運営方法(直営・委託の別)		現在の課題及び今後の課題等	備考
		直営の場合年間予算額(千円)	委託の場合年間予算額(千円)		
千歳村農村公園	平成7年3月30日	535		清掃・草刈り等を地元老人クラブに240千円で委託しているが、値上げの要求がある。	
白鹿山公衆トイレ	昭和61年3月25日	436		鹿道原にボーリングをポンプを据え水を送っている。	
大迫大日如来像トイレ	昭和59年3月25日	33		汲み取り式・清掃は大迫区で対応	
千歳村地域特産物直売所	平成5年7月25日		委託先 JAぶんご大野 委託金 なし	激化する産地間競争の中、JA主体の体制から生産者主体へとシフトしてゆき、千歳村の特色を生かしていく。 生産者の生産・販売意識を高めるため、出荷協議会・部会等の再編を行う。	

【犬飼町観光関係施設の状況】

施設等の名称	設置(建設)年月日	管理運営方法(直営・委託の別)		現在の課題及び今後の課題等	備考
		直営の場合年間予算額(千円)	委託の場合年間予算額(千円)		
三ノ岳なかよしパーク	平成4年4月12日	3,700		現在観光施設として位置づけている施設であるが、収入は270千円しかなく、極めて採算のバランスが悪い。今後は、ある程度採算にとらわれない教育施設等への転換が望ましいと考える。	
リバーパーク犬飼	平成9年3月30日	16,500		年間収入は約12,000千円あり、大規模な改修等を行わなければ採算のバランスはまずまずである。来園者から入場料を徴収していないので、今後の修繕、現状以上の施設整備を行って行くにはこの点を検討し、財源確保に努めていく必要がある。来園者は年間6~7万人程度。	

協議事項に係る参考資料

協定項目 第42-2号

大野郡5町2村合併協議会

< 観光関係施設に関する提案趣旨 >

観光関係施設については、各町村とも大小様々な施設を設置し管理運営を行っている。

大きく分けると「特産品等販売関連施設（道の駅等）」、「レジャー関連施設（キャンプ場等）」、「その他の施設（駐車場・トイレ等）」に分けられます。これらの施設に関しては、市町村が建設し管理運営を行っているものと、管理運営を委託しているものがあります。

施設そのものについては、財産として新市に引き継ぐこととなりますが、管理運営方法については町村の状況が様々であるため調整する必要があります。そこで、現在の各町村にある観光関係施設について個々に問題点や今後の課題などについて協議した結果、合併までに類似の施設の管理運営について出来るだけ調整を行うが、先に述べたように管理運営形態が様々な形で行われているので、調整出来なかったものについては現状のまま新市に引き継ぎ、新市において調整を行う。

道の駅については、現在3町で建設運営されており、16年10月には三重町で、17年3月には大野町でオープンする予定となっております。道の駅は、情報発信及び交流の拠点として重要な施設であり、新市においても情報発信等を積極的に推進していく必要があります。また、各道の駅とも特産品や地域と密接に関係しており、独自の事業を行い交流人口の増加に努めていることなどから、画一的な統合は困難であると考えます。

さらに、関連施設のネットワーク化や観光地のルート化を行い周遊コースの設定などを行うことが重要であると考えます。このことについては、新市の観光振興計画や新市建設計画の中に反映させ、入り込み客や通過客の利便性の確保及びリピーターの増加につながる施策を最重要課題として取り組む必要があります。

< 先進地事例 >

< 宇佐・両院合併協議会（抜粋） >

観光施設の管理運営については、現行の通りとする。
観光施設の使用料及び減免の取扱いについては、現行の通りとする。

< 西高合併協議会（抜粋） >

公有観光施設については、現行どおり新市に引き継ぐ。

< 南阿蘇合併協議会（抜粋） >

公営観光関連施設等及び観光関連施設等については、現行どおり新村に引き継ぎ、管理運営については、新村で調整する。

< 愛媛県かみうけな合併協議会（抜粋） >

観光関係施設については、第3セクターも含み当分の間現行どおり委託による維持管理を行うこととし、必要に応じて随時調整する。

勤労者・消費者事業の取扱いについて

勤労者・消費者事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年4月8日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

勤労者・消費者事業の取扱いについて

- 1 勤労者関係事業及び消費者事業については、新市に引き継ぐ。
- 2 シルバー人材センターについては、新市においても引き続き支援する。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

協議事項に係る参考資料

協定項目 第43号

大野郡5町2村合併協議会

三重町消費生活モニター制度設置規則

(目的)

第1条 町の消費者行政施策及び消費者生活の実態に関する消費者の意見、要望等を聴取し、これらを積極的に行政面に反映させると共に消費行政の一層の推進を図るため三重町消費生活モニター(以下「生活モニター」という。)制度を実施する。

(業務)

第2条 生活モニターは、目的を達成するため次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 消費生活の安定、向上に関する意見、要望等を行う。
- (2) 消費生活に関するアンケート調査に応ずること。
- (3) 研修会に出席すること。
- (4) その他消費者行政推進に必要と認められること。

(定数)

第3条 生活モニターの定数は、10名以内とする。

(委嘱)

第4条 生活モニターは、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 町内に居住し、消費生活に関する理解と識見を有する者で年齢20歳以上の者。
- (2) 国又は地方公共団体の一般職の公務員に該当しない者。

(任期)

第5条 生活モニターの委嘱期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、期間中の委嘱によるモニターの期間は、残存期間とする。

(報酬)

第6条 生活モニターには、定額の報酬を支給するほか研修会等に要した費用は弁償する。

(庶務)

第7条 生活モニターに関する事務は、三重町役場企画振興課で行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか町長が必要な事項は、別に定める。

三重町のみ設置されており、商店における各種商品表示のチェックや地域における消費生活相談を随時行い、消費生活に関する各種情報の普及活動を地域での集会や会合等で行っている。また、年に1回大型店舗において、商品の品質や表示、配置等について現地調査を行っている。(県のくらしのアドバイザーと兼務)

くらしのアドバイザー豊肥地域連絡協議会(県の制度)

大野郡及び竹田市・直入郡の県委託アドバイザーで構成された連絡協議会であり、活動内容としては、消費者被害の未然防止啓発のワッペン等を作成配布したり、各アドバイザーが把握した速報情報等を市町村を通じて配布したり、消費生活地域講座等を開催することを目的としている。運営経費は主に県補助金及び市町村負担金で賄われている。

(社) 豊肥地区シルバー人材センター 概要

加入市町村 大野郡8カ町村及び竹田市の9市町村

補助金負担金の概要

(単位:円)

事業費別内訳	市町村負担金	国庫補助金	合計
一般運営費	15,000,000	15,000,000	30,000,000
安全適正終業推進費	200,000	200,000	400,000
就業開拓創出費	500,000	500,000	1,000,000
介護サービス促進事業費	1,000,000	1,000,000	2,000,000
計	16,700,000	16,700,000	33,400,000

会員の状況

市町村別会員数

区分	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	竹田市	野津町	計
男性	80	24	51	35	36	27	28	93	88	462
女性	59	14	26	29	20	23	15	42	36	264
計	139	38	77	64	56	50	43	135	124	726

年齢別会員数

区分	60歳未満	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上	計
男性	11	62	169	147	62	11	462
女性	10	60	112	60	21	1	264
計	21	122	281	207	83	12	726

希望職群別構成

区分	専門技術	事務管理	折衝外交	技能	軽作業	施設管理	家事援助サービス	計
就労希望	17	8	1	128	551	5	16	726

入会動機別会員数

区分	社会的	健康的	経済的	その他	計
男性	113	242	38	69	462
女性	62	154	19	29	264
計	175	396	57	98	726

平均年齢

会員の平均年齢		
男性	女性	全体
69.4歳	67.6歳	68.7歳

建設事業の取扱い(その 2)について

建設事業の取扱い(その 2)について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

建設事業の取扱い(その 2)について

- 1 町村営住宅の取扱いについて
 - (1) 公営住宅について
家賃算定方法、敷金、駐車料金、共益費等は現行のとおり新市に移行し、新市において調整する。
入居者資格、選考方法、住宅管理人、家賃・敷金の減免・徴収猶予等は、合併時に三重町の例により統一する。
 - (2) 特定公共賃貸住宅について
家賃、敷金、駐車料金、共益費等は現行のとおり新市に移行し、新市において調整する。
入居資格については、合併時に統一する。ただし、朝地町の入居基準は、現行のとおりとし、新市で調整する。
入居者の選考、住宅管理人等は合併時に統一する。
 - (3) 町村営一般住宅について
町村営一般住宅は、現行のとおり新市に移行する。
- 2 道路事業の取扱いについて
 - (1) 町村道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新たな市道の認定基準については、新市において統一する。
 - (2) 町村道の維持管理については、合併までに統一する。
 - (3) 道路補助制度については、合併時に廃止する。
 - (4) 道路占用料については、新市において調整する。
- 3 河川事業の取扱いについて
 - (1) 河川補助制度については、合併時に廃止する。
 - (2) 河川占用料等については、新市において調整する。
- 4 建設一般補助金等の取扱いについて
 - (1) 宅地防災工事補助金は、合併時に廃止する。
 - (2) 水道料金徴収委員補助金は、合併時に廃止する。
 - (3) 分担金については、継続事業を除き、合併時に統一し、徴収する。ただし、道路関係については、合併時に廃止する。
- 5 土地開発公社の取扱いについて
 - (1) 土地開発公社については、新市においても存続させるものとする。ただし、詳細については、三重町、大野町の公社理事会の協議結果を尊重し、合併までに調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 44 - 2 号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	44.建設事業の取扱い	中項目	2.町村営住宅の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
1. 公営住宅								<p><幹事会・建設専門部会案> (1)公営住宅について ・家賃算定方法、敷金、駐車料金、共益費等は現行のとおり新市に移行し、新市において調整する。 ・入居者資格、選考方法、住宅管理人、家賃・敷金の減免・徴収猶予等は、合併時に三重町の例により統一する</p>
団地数	51	7	17	8	7	2	3	
棟数	254	56	37	25	38	14	34	
戸数	903	374	78	87	74	39	159	
・家賃算定方法	公営住宅法第16条及び公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額	公営住宅法第16条及び公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額	公営住宅法第16条及び公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額	公営住宅法第16条及び公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額	公営住宅法第16条及び公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額	公営住宅法第16条及び公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額	公営住宅法第16条及び公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額	
・利便性係数	・東営N、市原身障 1.0 ・向田 0.9117 ・重政、下赤嶺、市原朝日ヶ丘 0.9 ・菅尾 0.7882	・六種 0.85 ・砂田、駅前A、柳井田B1～C3 0.93 ・柳井田D、E 0.95 ・柳井田F～I、駅前下 1 ・黒峰 0.87	・下自在 0.7994 ・馬場(柏木) 0.8257 ・越生(柏木) 0.75 ・越生(駒方) 0.73 ・松山 0.8057 ・平原 0.71 ・桑原 0.8294 ・駅前 0.9438	・温見 0.795 ・大恩寺、駅前 0.855 ・近地第1～3 0.905 ・妙見第1 0.930	・城、大迫、大久保 0.9 ・川北第一 0.8665 ・中原 0.7 ・川北第二 0.8404 ・もみじヶ丘 0.9865	・新殿 0.75～0.83 ・壺丁田 1	・下野 0.81 ・久原 0.82 ・上津尾 0.83	
・敷金	入居時家賃の3ヶ月分に相当する額	入居時家賃の3ヶ月分に相当する額	入居時家賃の3ヶ月分に相当する額	入居時家賃の3ヶ月分に相当する額	入居時家賃の3ヶ月分に相当する額	入居時家賃の3ヶ月分に相当する額	入居時家賃の3ヶ月分に相当する額	
・駐車料金	・東営N 1区画 2,000円	なし	なし	なし	・もみじヶ丘、川北第一 1区画 1,000円	なし	なし	
・共益費	・向田(浄化槽) 月 2,090円 ・市原身障(浄化槽) 年 18,300円	・柳井田F～I、駅前下(浄化槽) 月 3,000円	なし	・妙見第1(浄化槽) 月 5,000円	なし	・壺丁田(浄化槽) 月 3,000円	なし	
・入居資格	1. 現に同居し、又は同居しようとする親族があること 2. 公営住宅法等で定められた収入基準に該当すること 3. 現に住宅に困窮している者 4. 都道府県民税又は市町村民税を滞納していないこと	1. 現に同居し、又は同居しようとする親族があること 2. 公営住宅法等で定められた収入基準に該当すること 3. 現に住宅に困窮している者	1. 現に同居し、又は同居しようとする親族があること 2. 公営住宅法等で定められた収入基準に該当すること 3. 現に住宅に困窮している者 4. 県民税及び町民税を滞納していないこと	1. 現に同居し、又は同居しようとする親族があること 2. 公営住宅法等で定められた収入基準に該当すること 3. 現に住宅に困窮している者 4. 県民税及び市町村民税を滞納していないこと	1. 現に同居し、又は同居しようとする親族があること 2. 公営住宅法等で定められた収入基準に該当すること 3. 現に住宅に困窮している者 4. 県民税及び市町村民税を滞納していないこと	1. 現に同居し、又は同居しようとする親族があること 2. 公営住宅法等で定められた収入基準に該当すること 3. 現に住宅に困窮している者 4. 都道府県民税又は市町村民税を滞納していないこと	1. 現に同居し、又は同居しようとする親族があること 2. 公営住宅法等で定められた収入基準に該当すること 3. 現に住宅に困窮している者	
・入居者の選考	入居者の決定は、住宅に困窮する度合いの高い者から入居を決定。住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定。	(抽選及び選考) 申込み多数の場合は、抽選で抽出し、住宅困窮度合いの高い者から入居を決定(選考) 住宅に困窮する度合いの高い者から入居を決定。住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定。	入居者の決定は、住宅に困窮する度合いの高い者から入居を決定。住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定。	入居者の決定は、住宅に困窮する度合いの高い者から入居を決定。住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定。	入居者の決定は、住宅に困窮する度合いの高い者から入居を決定。住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定。	入居者の決定は、住宅に困窮する度合いの高い者から入居を決定。住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定。	入居者の決定は、住宅に困窮する度合いの高い者から入居を決定。住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定。	
・住宅監理員	住宅・共同施設管理事務職員の内から任命	なし	住宅・共同施設管理事務職員の内から任命	住宅・共同施設管理事務職員の内から任命	住宅・共同施設管理事務職員の内から任命	住宅・共同施設管理事務職員の内から任命	住宅・共同施設管理事務職員の内から任命	
・住宅管理人	監理員の補助 修繕箇所の報告、入居者との連絡事務 管理人総数： 7 報酬総額： 160,000円	修繕箇所の報告、入居者との連絡事務 管理人総数： なし 報酬総額： なし	監理員の補助 修繕箇所の報告、入居者との連絡事務 管理人総数： なし 報酬総額： なし	監理員の補助 修繕箇所の報告、入居者との連絡事務 管理人総数： 5 報酬総額： なし	なし	監理員の補助 修繕箇所の報告、入居者との連絡事務 管理人総数： なし 報酬総額： なし	監理員の補助 修繕箇所の報告、入居者との連絡事務 管理人総数： なし 報酬総額： なし	

大野郡 5 町 2 村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 44 - 2 号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	44. 建設事業の取扱い	中項目	2. 町村営住宅の取扱い
協議の結果			

小項目	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
2. 特定公共賃貸住宅								<p>< 幹事会・建設専門部会案 > (2) 特定公共賃貸住宅について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃、敷金、駐車料金、共益費等は現行のとおり新市に移行し、新市において調整する。 ・入居資格については、合併時に統一する。ただし、朝地町の入居基準は、現行のとおりとし、新市で調整する。 ・入居者の選考、住宅管理人等は合併時に統一する
団地数	11	4	2	2	2	なし	なし	
棟数	45	11	6	18	9			
戸数	66	11	6	27	16			
・家賃	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する省令第20条第1項及び第2項に規定する算出方法により算出した額の範囲内において、近傍同種の賃貸住宅の家賃との均衡を失わないよう規則で定める ・東宮特定公共賃貸住宅 50,000円	近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡を失わないよう村長が定める ・柳井田特H 40,000円 ・柳井田特I 43,000円 ・駅前下特、牧口特 50,000円	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第13条第1項及び施行規則第20条の規定する算出方法により算出した額の範囲内において町長が定める ・百合丘団地 45,000円 ・そよかぜ田園 未定	近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡を失わないよう町長が定める ・妙見第2団地 40,000円 ・石田団地 42,000円	近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡を失わないよう町長が定める ・樋掛団地（H6建設） 43,000円 ・樋掛団地（H7建設） 44,000円 ・川北団地 40,000円			
・敷金	3ヶ月分以内の家賃に相当する金額	3ヶ月分以内の家賃に相当する金額	3ヶ月分以内の家賃に相当する金額	3ヶ月分以内の家賃に相当する金額	3ヶ月分以内の家賃に相当する金額			
・駐車料金	1区画月額 2,000円	なし	なし	なし	川北団地 1区画月額 1,000円			
・共益費	なし	(浄化槽)月 3,000円	なし	(浄化槽)月 5,000円	なし			
・入居資格	1, 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。 2, 規則で定める基準の所得がある者であること。 3, 自ら居住するため住宅を必要としていること。 4, 県民税又は市町村民税を滞納していないこと 所得基準 200,000円～601,000円	1, 規則で定める所得がある者であって自ら住居を必要とするものうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの 2, 特別な事情がある場合において、入居させることが適当であると村長が認めたもの 3, 単身用住宅で規則で定める所得がある者 所得基準 200,000円～601,000円	1, 規則で定める所得がある者であって自ら住居を必要とするものうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの 2, 特別な事情がある場合において、入居させることが適当であると町長が認めたもの 3, 単身用住宅で規則で定める所得がある者 所得基準 法律施行規則第26条第1号、第3号又は第4号に規定する基準	1, 規則で定める所得がある者であって自ら住居を必要とするものうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの 2, 特別な事情がある場合において、入居させることが適当であると町長が認めたもの 3, 単身用住宅で規則で定める所得がある者 4, 県民税又は市町村民税を滞納していないこと 入居基準 上記1においては、原則として40歳未満の夫婦であること 所得基準 法律施行規則第26条第1号、第3号又は第4号に規定する基準	1, 規則で定める所得がある者であって自ら住居を必要とするものうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの 2, 特別な事情がある場合において、入居させることが適当であると町長が認めたもの 3, 単身用住宅で規則で定める所得がある者 所得基準 法律施行規則第26条第1号、第3号又は第4号に規定する基準			
・入居者の選考	公開抽せんにより入居者を選定する	抽選その他公正な方法により選定する	抽選その他公正な方法により選定する	入居者選考委員会の意見をきいて選定する 選定をし難い者については、公開抽選で選定する	抽選その他公正な方法により選定する			
・住宅管理人	なし	なし	なし	修繕箇所の報告、入居者との連絡事務 管理人総数： 2 報酬総額： なし	なし			

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 44 - 2 号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	44.建設事業の取扱い	中項目	2.町村営住宅の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
3.町村営一般住宅	なし	なし	まちづくり促進住宅	なし	なし	なし	なし	<p><幹事会・建設専門部会案> (3)町村営一般住宅について ・町村営一般住宅は、現行のとおり新市に移行する</p>
団地数			1					
棟数			1					
戸数			12					
・家賃算定方法、家賃			特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第20条第1項の規定を準用して算出した額の範囲内において、賃貸住宅相互の均衡を考慮して町長が定める ・フォレストおがた 39,000円					
・敷金			3ヶ月分の家賃に相当する額					
・駐車料金			駐車場使用料 1,000円					
・共益費			共益費 2,000円					
・入居資格			1, 公営住宅法に定める収入基準を超える収入があり、かつ、独立の生計を営み、家賃及び敷金を支払うことができる者 2, 現に住宅に困窮していることが明らかな者					
・入居者の選考			公開抽選により行う					

協議事項に係る参考資料

協定項目 第44-2号

大野郡5町2村合併協議会

町村別町村営住宅一覧表

町村名	団地名	種別	建設年度	構造	棟数	戸数	利便性係数	家賃(円)		備考		
								下限値	上限値			
三重町	重政	公営	S37	簡平	1	5	0.9	2,800	9,400	現在建替中 (平成16年度終了予定)		
			S38	簡平	1	5		3,000	8,700			
	下赤嶺		S42	簡平	1	5	0.9	3,700	9,300			
			東営	H9	中耐四	1	22	1.0	20,400		74,600	
	H11			中耐四	20,900				74,100			
	H13			中耐四	1				24		23,400	71,100
	朝日ヶ丘	公営	H15	中耐三	1	12	1.0	28,800	75,400			
			H15	中耐三				6	50,000			
	菅尾		S47	簡平	2	10	0.9	6,600	13,700	平成16年度より建替予定		
				簡二	1	6		10,300	12,800			
			S48	簡平	2	10		6,200	12,400			
				簡二	4	20		6,800	13,900			
		簡二		1	6	9,800		13,400				
		S49	簡二	2	12	10,500		13,700				
			簡平	2	10	6,700		16,800				
			簡二	1	6	10,500		15,400				
		市原	公営	S50	簡平	1		5	0.9		7,400	24,100
					簡二	4		24			11,200	21,900
	S51			簡二	4	24	12,000	24,600				
	S52			簡平	2	10	8,900	26,400				
				簡二	2	12	13,100	27,500				
	S53			簡二	4	24	13,300	29,700				
	菅尾		公営	S59	簡平	1	2	1.0	16,900	25,800		
				S54	簡二	2	12	0.7882	13,500	30,200		
					簡二	2	12		12,600	29,200		
				S55	簡二	1	6		14,100	33,600		
	簡二	1	6		13,300	33,200						
	向田	公営	S56	簡二	2	12	0.9117	15,600	36,900			
			S57	簡二	1	6		16,900	39,100			
			S58	簡二	1	6		17,100	42,200			
S59			簡二	1	6	17,400		42,900				
S60			中耐三	1	12	16,000		41,000				
S62			簡二	2	10	18,100		43,300				
S63			中耐三	1	12	16,700		40,400				
H2			耐二	1	6	17,000		51,200				
三重町計					56	380						

用語の説明

- | | |
|---|--|
| <p>公営：公営住宅法に基づき設置された町村営住宅</p> <p>特公：特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき設置された町村営住宅</p> <p>一般：町村単独で設置した町村営住宅</p> <p>家賃：政令月収に対応する家賃の上限・下限</p> | <p>木平：木造平屋</p> <p>木二：木造二階</p> <p>簡平：簡易耐火平屋</p> <p>簡二：簡易耐火二階</p> <p>中耐：中層耐火</p> <p>中耐三：中層耐火三階</p> <p>中耐四：中層耐火四階</p> |
|---|--|

町村名	団地名	種別	建設年度	構造	棟数	戸数	利便性係数	家賃(円)		備考	
								下限値	上限値		
緒方町	下自在(長迫)	公営	S35	簡平	1	5	0.7994	2,100	8,300	旧県営	
			S38	木平	1	2		2,600	7,000		
			馬場(柏木)	木平	4	4		2,600	7,200		
				S43	簡平	1		4	0.8257	3,600	7,900
	越生(柏木)			木平	3	3	0.75	3,300	7,100		
	越生(駒方)		簡平	2	4	0.73	3,200	7,800			
	松山		S47	簡平	1	5	0.8057	5,700	17,000		
			S50	簡平	1	6		7,000	21,200		
			S50	簡平	1	6		6,700	19,400		
			S52	簡二	1	1		11,700	31,000		
				簡二	4	4		13,400	35,300		
			S53	簡二	1	3		11,900	27,900		
	平原		S53	簡二	1	2	0.8057	13,600	31,700		
				簡平	1	2		9,200	33,600		
			S55	簡二	2	10		0.71	11,900	37,200	
			S57	簡二	2	9		12,300	37,900		
	桑原		S60	簡二	2	5	0.8294	15,100	45,500		
	駅前		H3	中耐三	1	12	0.9438	18,700	47,600		
	百合丘		特公	H6	木平	4	4	0.9438	45,000		
	そよかぜ田園			H15	木平	2	2	-	未定		16年4月管理開始
フォレストおがた	一般	H9	中耐三	1	12	0.9438	42,000		駐車場1,000円・共益費2,000円		
緒方町計					32	105					

町村名	団地名	種別	建設年度	構造	棟数	戸数	利便性係数	家賃(円)		備考	
								下限値	上限値		
犬飼町	下野	公営	S39	簡平	1	4	0.8100	3,300	8,300		
				簡平	4	16		2,800	7,200		
	久原		S41	簡平	1	5	0.8200	3,200	7,000		
			S43	簡平	3	12		3,600	7,400		
			S44	簡平	2	8		0.8200	4,400	8,500	
				簡平	3	12			3,800	6,800	
			S45	簡平	2	8		4,700	9,000		
			S46	簡平	2	8		4,900	9,200		
			S47	簡平	2	6		0.8200	5,600	9,700	
				簡平	1	4			4,600	8,000	
	上津尾		公営	S48	簡二	1	6	0.8300	9,500	15,100	
				S48	簡二	2	12		8,600	13,900	
				S49	簡二	1	6		0.8300	10,500	15,500
					簡二	2	12			9,900	15,100
				S51	簡二	1	6		11,900	23,900	
				S52	簡二	1	6		0.8300	11,300	23,300
					簡二	1	6			13,800	28,800
				S53	簡二	1	4		12,100	25,600	
	S54		簡二	1	6	14,000	30,000				
	S54		簡二	1	6	14,200	30,400				
犬飼町計					34	159					

協議事項に係る参考資料

協定項目 第44-2号

大野郡5町2村合併協議会

町村別町村営住宅一覧表

町村名	団地名	種別	建設年度	構造	棟数	戸数	利便性係数	家賃(円)		備考
								下限値	上限値	
朝地町	温見	公営	S34	木平	4	4	0.795	1,900	4,600	
	大恩寺			木平	2	2	0.855	2,100	4,200	
				木平	1	1		2,600	6,900	
	駅前		S35	木平	5	8	0.855	2,800	7,800	
				木平	5	8		2,200	6,300	
	近地第1		S41	簡平	2	10	0.905	4,400	10,900	
				簡平	2	5		3,700	9,200	
	近地第2		S42	簡平	2	10	0.905	3,900	9,200	
				簡平	2	7		3,900	9,500	
	近地第3		S44	簡二	1	7	0.905	8,500	10,800	
				木平	4	4		0.93	25,500	76,000
	妙見第1		H4	木平	4	4	0.93		25,900	85,300
				木平	8	8				
	妙見第2		H9	特公	木平	5	5	-	40,000	
木平		5			5	-	40,000			
木平		7			7	-	40,000			
木平		7			7	-	40,000			
石田	H14	特公	木二	1	10	-	42,000			
朝地町計					56	101				

町村名	団地名	種別	建設年度	構造	棟数	戸数	利便性係数	家賃(円)		備考
								下限値	上限値	
大野町	城	公営	S33	木平	10	10	0.9000	2,300	3,800	平成15年度に建替事業 (非現地)実施、平成16年 度中に完成予定。その後 用途廃止
				木平	5	5		1,800	3,100	
	大迫		S33	木平	10	10	0.9000	2,300	3,800	
				木平	5	5		1,800	3,100	
	大久保		S34	木平	10	10	0.9000	2,500	4,200	
				簡平	1	5		2,300	3,800	
	川北第一		S50	簡平	1	5	0.8665	7,100	11,800	
				簡二	1	5		11,800	19,600	
				簡二	3	10		12,000	19,900	
	中原		S55	簡二	1	5	0.8404	14,400	23,800	
				簡二	1	5		14,800	24,500	
	川北第二		S57	簡二	1	5	0.8404	15,000	24,900	
				耐二	1	12		17,700	29,400	
	もみじヶ丘		H12	耐二	1	12	0.9865	17,700	29,400	
樋掛	H6	特公	木平	3	3	-	43,000			
			木平	5	5	-	44,000			
			耐二	1	8	-	40,000			
川北	H8	耐二	1	8	-	40,000				
大野町計					59	108				

町村名	団地名	種別	建設年度	構造	棟数	戸数	利便性係数	家賃(円)		備考
								下限値	上限値	
千歳村	新殿住宅	公営	S47	簡平	2	10	0.75	4,000	14,800	
			S48	簡平	2	1	0.83	5,800	17,100	
						8	0.75	4,800	15,400	
	杏丁田住宅		H4	木平	5	10	1	21,600	62,800	共益費3,000円
			H5	木平	5	10	1	22,100	64,100	共益費3,000円
千歳村計					14	39				

町村名	団地名	種別	建設年度	構造	棟数	戸数	利便性係数	家賃(円)		備考	
								下限値	上限値		
清川村	六種	公営	S27	木平	1	1	0.85	800	800		
	砂田下		S42	木平	10	10	0.93	4,200	8,000		
	駅前A		S53	簡二	1	7	0.93	16,100	19,600		
	柳井田B1		S55	簡二	1	5	0.93	15,700	15,700		
	柳井田B2		S55	簡二	1	5	0.93	15,700	19,000		
	柳井田B3		S57	簡二	1	5	0.93	16,600	20,200		
	柳井田C1		S58	簡二	1	5	0.93	16,900	20,500		
	黒峰		S60	木平	3	6	0.87	12,700	37,000		
	柳井田C2		S61	簡二	1	5	0.93	17,700	29,300		
	柳井田C3		S63	簡二	1	4	0.93	18,200	52,800		
	柳井田D		S63	木平	1	2	0.95	15,000	24,900		
	柳井田E		H3	木平	3	6	0.95	16,800	49,000		
	柳井田F		H5	木平	4	4	1	20,200	33,400		
	柳井田G		H5	木平	2	2	1	21,200	21,200		
	柳井田H		H7	木平	3	3	1	24,100	40,000		
	柳井田特H		特公	H7	木平	3	3	-	40,000		
	柳井田I		公営	H8	木平	3	3	1	24,600	29,900	
	柳井田特I		特公	H8	木平	1	1	-	43,000		
	駅前下		公営	H11	木平	5	5	1	12,500	20,000	
	駅前下特		特公	H11	木二	1	1	-	50,000		
駅前下特	H12	木二		2	2	-	50,000				
牧口特	H13	木二		3	3	-	50,000				
牧口特	H14	木二		1	1	-	50,000				
清川村計					53	89					

協議事項に係る参考資料

協定項目 第44-2号

大野郡5町2村合併協議会

町村別町村営住宅家賃滞納額一覧表

平成16年3月31日現在

住宅種別	項目	町村別滞納額 (円)						計	
		三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村		犬飼町
公営住宅	現年度滞納額 (H15年度)	5,460,515	0	500,100	332,400	716,930	203,100	401,300	7,614,345
	過年度滞納額	1,595,680	0	660,700	0	170,270	786,310	431,000	3,643,960
	合計 (滞納額合計)	7,056,195	0	1,160,800	332,400	887,200	989,410	832,300	11,258,305
特定公共賃貸住宅	現年度滞納額 (H15年度)		0	0	82,000	0			82,000
	過年度滞納額		0	0	0	0			0
	合計 (滞納額合計)		0	0	82,000	0			82,000
町村営一般住宅	現年度滞納額 (H15年度)			0					0
	過年度滞納額			0					0
	合計 (滞納額合計)			0					0
合計	現年度滞納額 (H15年度)	5,460,515	0	500,100	414,400	716,930	203,100	401,300	7,696,345
	過年度滞納額	1,595,680	0	660,700	0	170,270	786,310	431,000	3,643,960
	合計 (滞納額合計)	7,056,195	0	1,160,800	414,400	887,200	989,410	832,300	11,340,305

町村別住宅棟数	56	53	32	56	59	14	34	304
町村別住宅戸数	380	89	105	101	108	39	159	981

三重町の特定公共賃貸住宅は、平成15年度建設の為、滞納額はありません。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第44-2号

大野郡5町2村合併協議会

町村営住宅(公営住宅法による住宅)

【根拠法令】

< 公営住宅法 >

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地方公共団体 市町村及び都道府県をいう。
- 二 公営住宅 地方公共団体が、建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、この法律の規定による国の補助に係るものをいう。

(公営住宅の供給)

第三条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。

(管理義務)

第十五条 事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。

(家賃の決定)

第十六条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十四条の規定による請求を行つたにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。
- 3 第一項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、国土交通省令で定める。
- 4 事業主体は、第一項の規定にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。
- 5 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。

(敷金)

第十八条 事業主体は、公営住宅の入居者から三月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

- 2 事業主体は、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、敷金を減免することができる。
- 3 事業主体は、第一項の規定により徴収した敷金の運用に係る利益金がある場合においては、当該利益金を共同施設の整備に要する費用に充てる等公営住宅の入居者の共同の利便のために使用するよう努めなければならない。

【家賃の種類】

公営住宅の家賃は、入居者の収入及び入居期間に応じて3種類のものがある。

- 1、収入超過者以外の入居者(本来入居者)に課される家賃
- 2、収入超過者に課される家賃
- 3、高額所得者に課される家賃

上記1～3の家賃は、各々の家賃算定の考え方が異なっており、根拠となる条項及び算式は別個のものとなっている。

【家賃の算定方法】

< 公営住宅法施行令 >

(家賃の算定方法)

第二条 公営住宅法(以下「法」という。)第十六条第一項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額(当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額)とする。

- 一 公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定する標準地の同法第六条の規定による公示価格その他の土地の価格を勘案して〇・七以上一・六以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの
- 二 当該公営住宅の床面積の合計(共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。)を七十平方メートルで除した数値
- 三 公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて一以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該公営住宅に係るもの
- 四 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して〇・七以上一以下で定める数値

2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める額とする。

入居者の家賃は、公営住宅法第16条第1項及び施行令第2条の規定により決定される。

1、本来入居者の家賃の算定方法

算式 本来入居者の家賃 = 家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数

公営住宅法上、近傍同種の住宅の家賃が家賃の上限となっていることから、この方法により算定された額が、近傍同種の住宅の家賃を上回る場合は、近傍同種の住宅の家賃が当該公営住宅の家賃となる。

家賃算定基礎額 入居者の収入に応じて設定される、いわゆる応能部分であり、国民の所得水準に応じて、毎年度見直される。

平成16年2月1日現在

政令月収		家賃算定基礎額
下限値	上限値	
0	123,000	37,100
123,001	153,000	45,000
153,001	178,000	53,200
178,001	200,000	61,400
200,001	238,000	70,900
238,001	268,000	81,400
268,001	322,000	94,100
322,001		107,700

月収 = (前年収入額 - 控除額) ÷ 1.2

市町村立地係数 市町村の立地条件の偏差を表すもので、国土交通大臣が各市町村の地価の状況を勘案して、0.7～1.6までの範囲内で市町村毎に定める。大野郡内はすべて0.7で同じ。

規模係数 当該公営住宅の床面積を70㎡で除した数値であり、公営住宅の規模に応じて増減する。

経過年数係数 民間賃貸住宅の家賃の変動等を勘案して、下式で算出される。

・一般住宅(既成市街地等以外の市町村)

木造以外 経過年数係数 = 1 - 0.0114 × 経過年数

木造 経過年数係数 = 1 - 0.0177 × 経過年数

利便性係数 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備等を勘案して、0.7～1.0の範囲内で設定する。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第44-2号

大野郡5町2村合併協議会

町村営住宅(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅)

【根拠法令】

< 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 >

(目的)

第一条 この法律は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(建設に要する費用の補助を受けた特定優良賃貸住宅の家賃)

第十三条 認定事業者は、前条第一項の規定による補助に係る特定優良賃貸住宅の認定管理期間(認定計画に定められた管理の期間をいう。以下同じ。)における家賃について、当該特定優良賃貸住宅の建設に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他必要な費用を参酌して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

2 前項の特定優良賃貸住宅の建設に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があった場合として国土交通省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定優良賃貸住宅の建設に通常要すると認められる費用とする。

(地方公共団体による賃貸住宅の建設)

第十八条 地方公共団体は、その区域内において特定優良賃貸住宅その他の第三条第四号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅が不足している場合においては、その建設に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が、第三条の基準に準じて国土交通省令で定める基準に従い賃貸住宅の建設及び管理を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。

3 国は、地方公共団体が、前項の国土交通省令で定める基準に従い建設及び管理をされる賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため当該賃貸住宅の家賃を減額する場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その減額に要する費用の一部を補助することができる。

< 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 >

(家賃)

第二十条 法第十三条第一項の国土交通省令で定める額は、一月につき、次に掲げる額を合計した額とする。

一 特定優良賃貸住宅の建設に要した費用(当該費用のうち、地方公共団体の補助に係る部分を除く。)を期間三十五年、利率年九パーセントで毎月元利均等に償却するものとして算出した額

二 特定優良賃貸住宅の建設に要した費用(昇降機設置工事費、暖房設備設置工事費、冷房設備設置工事費、給湯設備設置工事費、浴槽及びふろがまの設置工事費並びに特殊基礎工事費を除く。)に千分の一・四を乗じて得た額

三 特定優良賃貸住宅について、昇降機、暖房設備、冷房設備、給湯設備又は浴槽及びふろがまを設置した場合においては、当該設備の工事費に、次に掲げる工事費の区分に応じ、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た額(イから八に掲げる工事費にあつては、当該額に当該設備の保守に要する費用の月割額を加えた額)

イ 昇降機設置工事費 千分の一・五

ロ 暖房設備設置工事費 千分の一・五

ハ 冷房設備設置工事費 千分の一・五

ニ 給湯設備設置工事費 千分の十五・四

ホ 浴槽及びふろがまの設置工事費 千分の十・八

四 特定優良賃貸住宅の災害による損害を補てんするための損害保険又は損害保険に代わるべき火災共済に要する費用の月割額

五 特定優良賃貸住宅の建設のため通常必要な土地又は借地権を取得する場合に通常必要と認められる価額に千二百分の五を乗じて得た額(当該特定優良賃貸住宅について、地代を必要とする場合においては、当該額に、当該地代の月割額と借地契約に係る土地の価額に千二百分の六を乗じて得た額のいずれか低い額を加えた額)

六 特定優良賃貸住宅又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額の月割額

七 前各号の規定により算出した額の合計額に百分の二を乗じて得た額

2 認定事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の建設及び管理をする特定優良賃貸住宅で、かつ、同時期に入居者の募集を行うものについて、住宅相互間における家賃の均衡を図るため必要があると認める場合においては、各戸の床面積、位置及び形状による利便の度合いを勘案して定める調整額を同項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を家賃の額とすることができる。ただし、この場合において、家賃の額の合計額は、同項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。

3 認定事業者は、特定優良賃貸住宅の維持及び管理を行うため必要があると認める場合においては、当該特定優良賃貸住宅に係る推定再建築費(昇降機設置工事、暖房設備設置工事、冷房設備設置工事、給湯設備設置工事、浴槽及びふろがまの設置工事並びに特殊基礎工事に係る推定再建築費に相当する額を除く。)に千分の一・四を乗じて得た額を第一項第二号に掲げる額とし、昇降機設置工事、暖房設備設置工事、冷房設備設置工事、給湯設備設置工事又は浴槽及びふろがまの設置工事に係る推定再建築費に相当する額に、当該推定再建築費に相当する額の区分に応じ、それぞれ第一項第三号イからホまでに掲げる率を乗じて得た額(昇降機設置工事、暖房設備設置工事及び冷房設備設置工事に係る推定再建築費に相当する額にあつては、当該乗じて得た額に当該設備の保守に要する費用の月割額を加えた額)を同号に掲げる額とすることができる。

【先進事例】

北蒲原郡南部郷合併協議会(平成16年4月1日合併予定)

延滞金・敷金の徴収

延滞金については、地方税の延滞金徴収に準ずることとする。また、敷金については徴収しないこととする。

養父郡合併協議会(平成16年4月1日合併予定)

1, 町営住宅については、現行のまま新市へ引き継ぐ。

家賃については、新市において条例で決定する。

2, 町営住宅の管理における、入居者の選定方法については、八鹿町、大屋町及び閑宮町の例による。

3, 町営住宅駐車場料金については、現行のまま新市へ引き継ぐ。

佐伯市・南海部郡5町3村合併協議会(平成17年3月3日合併予定)

・公営住宅

入居資格は現行どおりとする。

敷金は現行どおりとする。

家賃の減免基準は佐伯市の例による。

家賃の徴収猶予基準、敷金の減免基準及び徴収猶予基準は現行どおりとする。

入居者選考委員会は新市においても設置する。

住宅住替制度は現行どおりとする。

米水津村の村民住宅は現行どおりとする。

・特定公共賃貸住宅

入居資格は現行どおりとする。

家賃及び敷金の減免の規定は新市においても規定を設ける。

富士河口湖町(平成15年11月15日合併)

1. 公営住宅については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

南アルプス市(平成15年4月1日合併)

現状のまま新市に引き継ぎ、「負担の公平性」の基本理念に基づき、必要に応じて調整する。

合併市町村に対する財政措置

合併を機に行われる新しいまちづくり、合併関係市町村間の公共料金格差調整、公債費負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等についての需要的確に対応するために特別交付税による包括的財政措置が講じられる。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 44 - 2 号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	44.建設事業の取扱い	中項目	3.道路事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容	
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町		
1.町村道								<p><幹事会・建設専門部会案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町村道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新たな市道の認定基準については、新市において統一する。 ・町村道の維持管理については、合併までに統一する ・道路補助制度については、合併時に廃止する ・道路占用料については、新市において、調整する 	
1級町村道									
路線数	79	17	6	14	14	7	10		11
総延長(m)	167,377.4	35,593.0	11,278.0	37,212.0	28,713.8	27,105.7	15,821.0		11,653.9
2級町村道									
路線数	109	26	9	18	15	13	14		14
総延長(m)	213,636.1	51,132.0	10,392.5	52,665.5	16,569.5	38,968.6	16,971.0		26,937.0
その他町村道									
路線数	1,409	428	131	243	164	231	81		131
総延長(m)	952,064.4	267,941.5	81,363.2	173,763.8	111,976.3	177,558.1	47,069.0		92,392.5
合計									
路線数	1,597	471	146	275	193	251	105	156	
総延長(m)	1,333,077.9	354,666.5	103,033.7	263,641.3	157,259.6	243,632.4	79,861.0	130,983.4	
橋梁									
箇所数	535	151	35	138	39	83	35	54	
トンネル									
箇所数	24	4	2	8	8	1	0	1	
2.町村道認定基準 ・認定要件	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県・町道と、国・県町道とを連絡する道路 ・国・県・町道と、住家とを連絡する路線 ・国・県・町道と、交通流通施設とを連絡する路線 ・国・県・町道と、公益施設とを連絡する路線 ・国・県・町道と、生産施設とを連絡する路線 ・国・県・町道と、観光施設とを連絡する路線 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線の両端が公道に接続している路線 ・路線の一端が公道に接続し、他端が近い将来公道に接続することが確実な路線 ・公道と公共施設を結ぶ路線 ・路線の一端が公道に接続し、他端に回転広場が設置され交通支障がないと認められる路線 ・村道と他町村道とを連絡する路線 ・村長が特に必要と認める路線 	<ul style="list-style-type: none"> ・県町道に接続している路線 ・町内の集落と集落を連絡する路線 ・公共施設を結ぶ路線 ・地域開発及び災害防止等のため必要と認める路線 ・町長が特に必要と認める路線 	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・起・終点のどちらかが、既存の町道・国道又は県道に接続していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線の両端が公道に接続している路線 ・路線の一端が公道に接続し、他端が近い将来公道に接続することが確実な路線 ・公道と公共施設を結ぶ路線 ・路線の一端が公道に接続し、他端に回転広場が設置され交通支障がないと認められる路線 ・国道又は県道の路線変更及び廃止に伴い、その区間で村道として在置する必要がある道路 ・村長が特に必要と認める路線 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線の両端が公道に接続している路線 ・路線の一端が公道に接続し、他端が近い将来公道に接続することが確実な路線 ・公道と公共施設を結ぶ路線 ・路線の一端が公道に接続し、他端に回転広場が設置され交通支障がないと認められる路線 ・国道又は県道の路線変更及び廃止に伴い移管を受けた道路、及び道路管理者以外の者が新設、改良した道路でその用地を道路管理者が引き継ぎを受けた道路 ・町道と他町村道とを連絡する路線 ・町長が特に必要と認める路線 		

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 44 - 2 号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	44.建設事業の取扱い	中項目	3.道路事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
・認定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員4.0m以上 ・最小曲線半径15.0m以上 ・緩和区間20.0m以上 ・視距離20.0m以上 ・最急縦断勾配12.0%以下 ・道路面は車両の通行に支障のなきよう整備する ・道路排水を必要とする部分は0.3m以上の排水路の設置を行い、完全整備をすること ・幅員5m未満の道路は300m以内に離合所を設置する ・袋路状道路は車両の回転場を設置する 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路延長は300m以上とする ・道路幅員は4m以上であること ・道路排水を必要とする路線は完全整備をすること ・道路曲線はR = 10m以上 ・道路用地は所有権移転が速やかにできること ・道路敷地内に不法占用物等が一切ないこと ・幅員5m未満の道路は300m以内に離合所を設置する ・袋路状道路は車両の回転場を設置する 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の幅員は、側溝部分を含め4m以上とする ・道路用地は所有権移転が速やかにできること ・道路法により区域の決定及び供用の開始ができること ・道路法及び道路構造令に適合すること ・袋路状道路は車両の回転場を設置する ・道路敷地内に不法占用物等が一切ないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の幅員は、側溝部分を含めないで3.5m以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・延長500m以上、幅員3m以上を有し、交通頻繁なるものは町主要道路とすることができる。 ・延長500m以内であっても特に重要と認める路線についても認定する ・主要道路としての資格は町議会の議決を経て町長が認定したもの ・現状では修繕・改修等の必要がないこと ・道路用地は所有権移転が速やかにできること 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の幅員は4m以上とする ・路面排水施設があり、公共排水施設に流下されること ・道路が極端に屈折していないこと ・道路用地は所有権移転が速やかにできること ・道路敷地内に不法占用物等がなく、交通上支障がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路延長は300m以上、車道幅員（路側含む）は4m以上とする ・最急縦断勾配は14%以下又は最小視距離は20m以上とする ・路面排水施設があり、公共排水施設に流下されること ・路面が舗装されていること ・道路が極端に屈折していないこと ・道路用地は所有権移転が速やかにできること ・道路敷地内に不法占用物等が一切ないこと 	
3.町村道の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理補修人夫賃 124,000円 ・原材料支給 1,000,000円 ・草刈り委託料 2,000,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈り人夫賃 518,000円 ・草刈り委託料 240,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金 町内一斉美化デー補助金 360,000円 ・草刈り委託料 3,000,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路維持人夫賃 300,000円 ・道路愛護作業戸数割 650,000円 ・道路愛護作業延長割 800,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・町道補修嘱託員報酬 3,645,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金 道路愛護デー地区補助金 800,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈り委託料 3,000,000円 	
4.道路補助制度			<ul style="list-style-type: none"> ・町道については、予算の範囲内で原材料支給を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・町道については、予算の範囲内で原材料支給を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・大野町主要道路費補助規則 改修及び災害復旧について補助金を支給 補助額は町道の種類及び工事の難易、資材等により決定する ・大野町主要道路舗装事業推進規則 主要道路（町道）の舗装について、事業に必要な原材料を支給する 			

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第44-2号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	44.建設事業の取扱い	中項目	3.道路事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
5.道路占用			あり					
・占用規則	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり
・占用料	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
法第32条第1項第1号に掲げる工作物			単位	金額(円)				
第1種電柱				770				
第2種電柱				1,200				
第3種電柱				1,600				
第1種電話柱			1本につき1年	690				
第2種電話柱				1,100				
第3種電話柱				1,500				
その他の柱類				53				
共架電線その他上空に設ける線類				7				
地下電線その他地下に設ける線類			長さ1メートルにつき1年	4				
路上に設ける変圧器			1個につき1年	520				
地下に設ける変圧器			占用面積1平方メートルにつき1年	360				
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1個につき1年	1,100				
郵便差出箱				450				
広告塔			表示面積1平方メートルにつき1年	1,100				
その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1年	1,100				
法第32条第1項第2号に掲げる物件				36				
外径が0.1メートル未満のもの				53				
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	71				
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				140				
外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの				360				
外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの				710				
外径が1メートル以上のもの				1,100				
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				Aに0.003を乗じて得た				
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た				
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た				
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートルにつき1年 (Aは近傍類似の土地の時価を表す)	710				
	上空に設ける通路			360				
	地下に設ける通路			1,100				
	その他のもの			11				
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	110				
	その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1月	110				
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1年	850				
	標識		1本につき1年	11				
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	110				
		その他のもの	1本につき1月	11				
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	110				
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,100				
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	540				
		その他のもの		110				
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	110				
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				110				

協議事項に係る参考資料

協定項目 第44-2号

大野郡5町2村合併協議会

町村別町村道一覧表

平成14年度末現在(平成15年3月31日現在)

町村名	種別	路線数	総延長 m	重用延長 m	未供用 延長 m	実延長 m	実延長の内訳													
							規格改良・未改良別内訳					路面別内訳				橋梁		トンネル		歩道設置 延長 m
							規格改良 延長 m	うち車巾 5.5m以上 m	改良率 %	未改良 延長 m	うち交通 不能延長 m	高級舗装 済延長 m	高級 舗装率 %	簡易舗装 を含む舗 装済延長 m	舗装率 %	箇所数	延長 m	箇所数	延長 m	
三重町	1級	17	35,593.00	138.00	0.00	35,455.00	28,853.90	11,794.00	81.38	6,601.10	186.00	9,916.00	27.97	33,881.30	95.56	13	181.90	0	0.00	4,825.40
	2級	26	51,132.00	141.00	0.00	50,991.00	22,249.30	8,084.20	43.63	28,741.70	23.40	5,393.00	10.58	50,728.70	99.49	31	394.50	1	188.00	4,178.60
	その他	428	267,941.50	881.10	0.00	267,060.40	85,808.00	8,765.60	32.13	181,252.40	1,301.80	0.00	0.00	235,438.10	88.16	107	1,456.60	3	221.40	2,458.60
	計	471	354,666.50	1,160.10	0.00	353,506.40	136,911.20	28,643.80	38.73	216,595.20	1,511.20	15,309.00	4.33	320,048.10	90.54	151	2,033.00	4	409.40	11,462.60
清川村	1級	6	11,278.00	0.00	0.00	11,278.00	11,099.70	2,768.00	98.42	0.00	0.00	0.00	0.00	11,099.70	98.42	3	178.30	0	0.00	2,159.00
	2級	9	10,392.50	0.00	0.00	10,392.50	10,310.50	1,660.50	99.21	0.00	0.00	1,047.00	10.07	10,310.50	99.21	3	39.50	1	42.50	1,021.00
	その他	131	81,363.20	0.00	0.00	81,363.20	54,869.70	7,750.80	67.44	26,083.10	0.00	0.00	0.00	76,180.90	93.63	29	356.40	1	54.00	0.00
	計	146	103,033.70	0.00	0.00	103,033.70	76,279.90	12,179.30	74.03	26,083.10	0.00	1,047.00	1.02	97,591.10	94.72	35	574.20	2	96.50	3,180.00
緒方町	1級	14	37,212.00	14.30	0.00	37,197.70	23,449.40	8,569.00	63.04	13,748.30	1,335.70	0.00	0.00	36,555.80	98.27	20	437.50	4	241.10	1,130.00
	2級	18	52,665.50	73.50	2,978.80	49,613.20	23,268.00	13,740.00	46.90	26,345.20	7,134.50	0.00	0.00	46,318.10	93.36	28	605.20	1	26.10	3,644.20
	その他	243	173,763.80	1,662.00	0.00	172,101.80	33,522.30	7,863.00	19.48	138,579.50	59,548.90	0.00	0.00	127,731.30	74.22	90	898.70	3	270.50	108.70
	計	275	263,641.30	1,749.80	2,978.80	258,912.70	80,239.70	30,172.00	30.99	178,673.00	68,019.10	0.00	0.00	210,605.20	81.34	138	1,941.40	8	537.70	4,882.90
朝地町	1級	14	28,713.80	0.00	0.00	28,259.60	19,475.20	3,952.50	68.92	8,784.40	0.00	2,342.70	8.29	25,898.70	91.65	7	79.20	4	375.00	0.00
	2級	15	16,569.50	0.00	0.00	16,492.90	1,510.90	745.50	9.16	14,982.00	249.70	520.20	3.15	15,966.70	96.81	3	76.60	0	0.00	0.00
	その他	164	111,976.30	0.00	0.00	111,471.00	36,671.30	9,566.30	32.90	74,799.70	4,930.80	4,556.00	4.09	96,114.20	86.22	29	361.30	4	144.00	0.00
	計	193	157,259.60	0.00	0.00	156,223.50	57,657.40	14,264.30	36.91	98,566.10	5,180.50	7,418.90	4.75	137,979.60	88.32	39	517.10	8	519.00	0.00
大野町	1級	7	27,105.70	528.80	0.00	26,576.90	21,906.70	5,023.10	82.43	4,670.20	0.00	0.00	0.00	25,991.40	97.80	12	142.00	1	16.40	0.00
	2級	13	38,968.60	10.50	0.00	38,958.10	33,966.80	3,916.30	87.19	4,991.30	0.00	0.00	0.00	38,377.40	98.51	10	117.20	0	0.00	0.00
	その他	231	177,558.10	3,487.60	0.00	174,070.50	99,112.70	18,462.60	56.94	74,957.80	879.70	0.00	0.00	165,680.50	95.18	61	646.40	0	0.00	1,883.30
	計	251	243,632.40	4,026.90	0.00	239,605.50	154,986.20	27,402.00	64.68	84,619.30	879.70	0.00	0.00	230,049.30	96.01	83	905.60	1	16.40	1,883.30
千歳村	1級	10	15,821.00	0.00	0.00	15,623.00	10,346.00	5,425.00	66.22	5,277.00	0.00	4,121.00	26.38	11,700.00	74.89	6	198.30	0	0.00	522.00
	2級	14	16,971.00	17.00	0.00	16,876.00	7,243.00	1,372.00	42.92	9,633.00	0.00	908.00	5.38	16,059.00	95.16	6	95.10	0	0.00	0.00
	その他	81	47,069.00	55.00	0.00	46,863.00	15,188.00	7,097.00	32.41	31,675.00	321.00	6,309.00	13.46	38,792.00	82.78	23	206.00	0	0.00	0.00
	計	105	79,861.00	72.00	0.00	79,362.00	32,777.00	13,894.00	41.30	46,585.00	321.00	11,338.00	14.29	66,551.00	83.86	35	499.40	0	0.00	522.00
犬飼町	1級	11	11,653.90	0.00	0.00	11,653.90	5,994.40	2,383.70	51.44	5,659.50	0.00	0.00	0.00	11,653.90	100.00	5	175.20	0	0.00	137.60
	2級	14	26,937.00	13.40	1,559.90	25,363.70	14,135.70	4,435.60	55.73	11,228.00	0.00	0.00	0.00	24,921.50	98.26	11	278.40	1	53.00	176.60
	その他	131	92,392.50	1,794.70	75.00	93,392.80	29,129.80	9,675.20	31.19	64,263.00	8,528.20	12.60	0.01	62,957.10	67.41	38	655.80	0	0.00	0.00
	計	156	130,983.40	1,808.10	1,634.90	130,410.40	49,259.90	16,494.50	37.77	81,150.50	8,528.20	12.60	0.01	99,532.50	76.32	54	1,109.40	1	53.00	314.20
計	1級	79	167,377.40	681.10	0.00	166,044.10	121,125.30	39,915.30	72.95	44,740.50	1,521.70	16,379.70	9.86	156,780.80	94.42	66	1,392.40	9	632.50	8,774.00
	2級	109	213,636.10	255.40	4,538.70	208,687.40	112,684.20	33,954.10	54.00	95,921.20	7,407.60	7,868.20	3.77	202,681.90	97.12	92	1,606.50	4	309.60	9,020.40
	その他	1,409	952,064.40	7,880.40	75.00	946,322.70	354,301.80	69,180.50	37.44	591,610.50	75,510.40	10,877.60	1.15	802,894.10	84.84	377	4,581.20	11	689.90	4,450.60
	計	1,597	1,333,077.90	8,816.90	4,613.70	1,321,054.20	588,111.30	143,049.90	44.52	732,272.20	84,439.70	35,125.50	2.66	1,162,356.80	87.99	535	7,580.10	24	1,632.00	22,245.00

改良・未改良・改良率等については、各町村で計上する基準が違います。

高級舗装とは、アスファルト系高級のことで、アスファルト舗装要綱(日本道路協会発行)に基づくものをいう。また、簡易舗装は簡易舗装要綱に基づくものをいう。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第44-2号

大野郡5町2村合併協議会

【根拠法令】

< 道路法 >

(この法律の目的)

第一条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

(道路の種類)

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 高速自動車国道
- 二 一般国道
- 三 都道府県道
- 四 市町村道

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第八条 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。
- 4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。
- 5 前項の承諾があつた場合においては、地方自治法第二百四十四条の三第一項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

(市町村道の管理)

第十六条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

- 2 第八条第三項の規定により市町村長が当該市町村の区域をこえて市町村道の路線を認定した場合においては、その道路の管理は、当該路線を認定した市町村長の統轄する市町村が行う。但し、当該路線が他の市町村の市町村道の路線と重複する場合においては、その重複する部分の道路の管理の方法については、関係市町村長がそれぞれ議会の議決を経て協議しなければならない。
- 3 第七条第五項及び第六項の規定は、前項但書の規定による協議が成立しない場合について準用する。この場合において、これらの規定中「関係都道府県知事」とあるのは「関係市町村長」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項中「当該都道府県の議会」とあるのは「当該市町村の議会」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第七条第五項及び第六項の規定により都道府県知事が裁定をした場合においては、第二項但書の規定の適用については、関係市町村長の協議が成立したものとみなす。
- 5 第二項但書の規定による関係市町村長の協議が成立した場合（前項の規定により関係市町村長の協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、関係市町村長は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 - 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
 - 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
 - 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
- 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
 - 二 道路の占用の期間
 - 三 道路の占用の場所
 - 四 工作物、物件又は施設の構造
 - 五 工事実施の方法
 - 六 工事の時期
 - 七 道路の復旧方法

3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

(占用料の徴収)

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和三十二年法律第九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(道路の占用に関する工事の費用)

第六十二条 道路の占用に関する工事に要する費用は、第五十九条の規定の適用がある場合を除き、道路の占用につき道路管理者の許可を受けた者が負担しなければならない。第三十八条第一項の規定により道路管理者が自ら道路の占用に関する工事を行う場合も、同様とする。

(負担金等の強制徴収)

第七十三条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金又は料金（以下これらを「負担金等」という。）を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、道路管理者は、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。ただし、手数料の額は督促状の送付に要する費用を勘案して定め、延滞金は年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 手数料及び延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5 負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わない場合においては、時効に因り消滅する。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第44-2号

大野郡5町2村合併協議会

< 道路法施行令 >
第十九条の二関係

備考
所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。

イ) 甲地
都の特別区の存する区域並びに札幌市、仙台市、千葉市、船橋市、川崎市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市及び鹿児島市の区域をいう。

ロ) 乙地
市の区域で甲地以外のものをいう。

ハ) 丙地
町及び村の区域をいう。

占 用 物 件		単 位	占 用 料				
			所 在 地				
			甲 地	乙 地	丙 地		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	2,200	1,000	770		
	第2種電柱		3,400	1,600	1,200		
	第3種電柱		4,700	2,200	1,600		
	第1種電話柱		2,000	930	690		
	第2種電話柱		3,200	1,500	1,100		
	第3種電話柱		4,500	2,100	1,500		
	その他の柱類		150	72	53		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	20	10	7		
	地下電線その他地下に設ける線類		10	5	4		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,500	700	520		
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	480	360		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,100	1,400	1,100		
	郵便差出箱		1,300	600	450		
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	26,000	4,400	1,100	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,100	1,400	1,100			
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	100	48	36		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150	72	53		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		200	95	71		
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		410	190	140		
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		1,000	480	360		
	外径が1メートル以上のもの		2,000	950	710		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	3,100	1,400	1,100		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額				
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額				
		階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額				
	上空に設ける通路		17,000	2,900	710		
地下に設ける通路		8,700	1,500	360			
その他のもの		3,100	1,400	1,100			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	260	44	11		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	2,600	440	110		
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	2,600	440	110	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	26,000	4,400	1,100	
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	標識	1本につき1年	2,500	1,100	850	
		旗ざお	1本につき1日	260	44	11	
		その他のもの	1本につき1月	2,600	440	110	
		幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	260	44	11
			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	2,600	440	110
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	26,000	4,400	1,100		
	その他のもの		13,000	2,200	540		
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	2,600	440	110		
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			310	140	110		
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額		
		階数が3のもの	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額		
		階数が4以上のもの	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額		
令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額		
		階数が3のもの	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額		
		階数が4以上のもの	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.018を乗じて得た額				

協議事項に係る参考資料

協定項目 第 44 - 2 号

大野郡5町2村合併協議会

大野郡周辺市、道路占用料一覧表

占 用 物 件		単 位	占 用 料 (円)				
			大分市	佐伯市	臼杵市	竹田市	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000	1,000	1,000	1,000	
	第2種電柱		1,600	1,600	1,600	1,600	
	第3種電柱		2,100	2,100	2,100	2,100	
	第1種電話柱		910	910	910	910	
	第2種電話柱		1,500	1,500	1,500	1,500	
	第3種電話柱		2,000	2,000	2,000	2,000	
	その他の柱類		70	70	70	70	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	9	9	9	9
	地下電線その他地下に設ける線類			5	5	5	5
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	690	690	690	690
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	470	470	470	470
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,400	1,400	1,400	1,400
	郵便差出箱			590	590	590	590
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	3,900	2,800	3,900	1,500
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,400	1,400	1,400		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	47	47	47	47	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		70	70	70	70	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		93	93	93	93	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190	190	190	190	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		470	470	470	470	
	外径が1メートル以上のもの		930	930	930	930	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,400	1,400	1,400	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.003を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		2,600	1,800	2,600	1,000	
	地下に設ける通路		1,300	900	1,300	500	
その他のもの		1,400	1,400	1,400	1,400		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	39	28	39	15	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	390	280	390	150	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	390	280	390	150
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,900	2,800	3,900	1,500
	標識	1本につき1年	1,100	1,100	1,100	1,100	
		旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	39	28	39
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	その他のもの	1本につき1月	390	280	390	150
		祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	39	28	39	15
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	390	280	390	150
		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,900	2,800	3,900
	その他のもの			1,900	1,400	1,900	750
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	390	280	390	150
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			140	140	140	140	
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	
		階数が3のもの	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	
		階数が4以上のもの	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	
令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	
		階数が3のもの	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	
		階数が4以上のもの	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	
その他本表により難い占用			上に準じてその都度市長が定める				

- 備考 (1) 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置するものが設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- (2) 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- (3) 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- (4) 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- (5) Aとは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第44-2号

大野郡5町2村合併協議会

【先進事例】

安芸高田市（平成16年3月1日合併、広島県）

建設関係事業の取扱いについては、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市においても引き続き実施する。

- (1) 町道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新たな認定基準については、新市において統一する。
- (2) 町道維持管理事業については、当面現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
- (3) 駐車場及び駐輪場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 農林土木関係単独事業については、新市において調整する。
- (6) 農道及び林道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 公共土木関係事業及び農林土木関係事業の受益者分担金については、新市において調整する。
- (8) 土地改良区については、現行のとおり新市に引き継ぎ、各町単位での統合に向けて調整する。

壱岐市（平成16年3月1日合併、長崎県）

- (1) 建設関係施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
ただし、町道路線区分については、新市において調整する。
- (2) 河川等土地占用料、産出物採取料については、合併前に調整し合併時から適用する。
- (3) 郷ノ浦港、印通寺港、芦辺港の各ターミナルビル等の使用料については、合併後に調整する。

周南市（平成15年4月21日合併、山口県）

市町道等の管理等について

市道、認定外道路、生活道路の3区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。

市町道認定基準について

2市の認定基準を基本に、新たに制度等を創設する。ただし、合併前の市町において、既に市町道に認定されている道路については市道とする。

認定外道路指定基準について

徳山市の例により調整する。

生活道路等について

徳山市の例により調整する。ただし、鹿野町の生活道路整備事業に関する内規による取扱いは、当分の間現行どおりとする。

東かがわ市（平成15年4月1日合併、香川県）

- (1) 建設工事入札参加基準については、合併時に次のとおり統一する。
(次表は省略)
- (2) 町道は、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
- (3) 建設関係単独事業（道路整備事業補助、建設事業分担金、急傾斜地崩壊防止対策事業分担金）については、合併時に廃止し、新市において検討する。
- (4) 道路占用料については、大内町の例により調整する。
- (5) 道路舗装等復旧負担金については、大内町の例により調整する。
- (6) 施設使用料及び占用料については、現行のとおりとし、随時調整する。

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会（平成16年4月1日合併予定、京都府）

- (1) 道路占用料
道路法施行令別表「乙地」に定める額に統一する。
- (2) 道路除雪
除雪体制については、業者委託を基本とし、現行の除雪路線を減少させることなく、均衡上必要がある場合は追加することも検討し、整備する。
- (3) 新規道路の認定基準
道路幅員が4m以上のものを基本として、新市において新たな基準を制定する。
- (4) 町道の継承
合併時における町道については、すべて新市に継承し、市道とする。
- (5) 受益者分担金
道路工事に伴う受益者分担金
全ての市道の施設・改良工事を対象とし、事業費の10%を徴収する。ただし、国府補助事業及び交付税措置のある起債事業は対象外とする。
排水路工事及び河川工事に伴う受益者分担金
合併時において廃止する。

竜王町・敷島町・双葉町合併協議会（平成16年9月1日合併予定、山梨県）

- (1) 公園については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 町道については、現行のまま新市に引き継ぎ、継続事業については、引き続き実施する。
- (3) 道路認定基準については、新市において作成する。
- (4) 開発指導要綱については、新市において作成する。
- (5) 法定外公共物関係の事務については、合併時に統一を図る。
- (6) 敷島町の地籍調査事業は、引き続き実施する。
- (7) 竜王駅周辺整備事業については、引き続き実施する。

北蒲原郡南部郷合併協議会（平成16年4月1日合併予定、新潟県）

- (1) 町村道に関する事
町村道の認定基準安田町の制度をもとにし、新たな制度を定める。
- (2) 道路除雪に関する事
町村道の除雪新市において、除雪計画を定め実施する。
排雪費の助成制度水原町の制度をもとにし、新たな制度を定める。
消雪パイプの設置基準水原町の制度をもとにし、新たな制度を定める。
消雪施設整備費の分担金徴収制度安田町の制度は、合併時に廃止する。
克雪条例安田町の例による。
- (3) 私道に関する事
私道整備費の助成制度水原町の制度をもとにし、新たな制度を定める。
- (4) 道路側溝に関する事
道路側溝の清掃当面水原町の制度によることとし、公共下水道事業の進捗により、制度の見直しを検討する。
- (5) 住宅資金の貸付及び利子補給に関する事
持家住宅建設資金の貸付制度京ヶ瀬村の制度は、合併時に廃止する。ただし、合併時に貸付されているものについては、現行の制度を適用する。
災害復興住宅資金貸付の利子補給制度笹神村の制度は、償還が終了するまで継続する。
- (6) 法定外公共物に関する事
法定外公共物管理条例合併前までに安田町、水原町、笹神村で条例制定を予定していることから、4町村で差異が生じないよう事前に調整する。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 44 - 2 号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	44.建設事業の取扱い	中項目	4.河川事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
1.河川管理規定	準用河川管理規則		河川管理規則 普通河川取締条例	普通河川取締条例	普通河川取締条例	準用河川管理規則	準用河川管理規則	<p><幹事会・建設専門部会案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川補助制度については、合併時に廃止する ・河川占用料等については、新市において調整する
2.河川補助制度					・大野町準用河川改修事業費補助 準用河川の改修及び災害復旧事業について補助する 1 事業箇所当限度額 河川改修 100万円 災害復旧 30万円 事業費の2分の1以内			

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第44-2号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	44.建設事業の取扱い	中項目	4.河川事業の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況						調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	
3.河川占用(準用河川)							
・占用料			単位	金額(円)			
樋、管、埋架設物			1年1メートル	90			
宅地、家屋、建物(露天、納涼地、小屋掛を含む)				100			
通路及び通路橋				50			
堤防、水路、暗きょ(排水路、水源施設等の工作物を含む)				110			
物置(農、商、工業用、一般用その他普通用を含む)				100			
物揚場			1年1平方メートル	70			
養魚場				70			
耕作(田、畑、試作の区分なし)				10			
物干場				70			
牧場				8			
・採取料			単位	金額(円)			
砂利				164			
切込砂利				135			
砂				125			
土砂				115			
土			1立方メートル	115			
泥土				78			
粘土				140			
れき				91			
栗石(経8センチメートル以上20センチメートル未満)				164			
玉石(経20センチメートル以上35センチメートル未満)				53			
転石	経35センチメートル以上60センチメートル未満		1個	66			
	経60センチメートル以上90センチメートル未満			78			
	経90センチメートル以上			126			
かや(1束は長さ1メートル、周り1メートルとする)			1束	37			
ささ、立木、埋れ木類(竹木は時価により評価する)				48			
芝			1平方メートル	66			

協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第44-2号

大野郡5町2村合併協議会

【根拠法令】

< 河川法 >

（流水の占用の許可）

第二十三条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（土地の占用の許可）

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（土石等の採取の許可）

第二十五条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

（流水占用料等の徴収等）

第三十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第二十三条から第二十五条までの許可を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。

2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。

3 流水占用料等は、当該都道府県の収入とする。

4 国土交通大臣又は指定都市の長は、第二十三条から第二十五条までの許可をしたときは、速やかに、当該許可に係る事項を当該許可に係る河川の存する都道府県を統括する都道府県知事に通知しなければならない。当該許可について第七十五条の規定による処分をしたときも、同様とする。

（強制徴収）

第七十四条 この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等（以下これらを「負担金等」という。）をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者（当該負担金等が、国の収入となる場合にあつては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県を統括する都道府県知事とする。以下この条において同じ。）は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

2 河川管理者は、前項の規定により督促をする場合においては、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3 河川管理者は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金等及び第五項の規定による延滞金を納付しない場合においては、当該負担金等が国の収入となる場合にあつては国税の、都道府県の収入となる場合にあつては地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 河川管理者は、第一項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

（この法律の規定を準用する河川）

第百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したものの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

< 河川法施行令 >

（河川の産出物）

第十五条 法第二十五条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者が指定するものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（流水占用料等の額の基準等）

第十八条 法第三十二条第一項の流水占用料等の額の基準は、次のとおりとする。

一 流水若しくは土地の占用又は土石等の採取（以下「流水の占用等」という。）の目的及び態様に応じて公正妥当なものであること。

二 流水の占用等に係る公益的な事業の適正かつ合理的な運営に支障を及ぼすものでないこと。

三 発電のための流水占用料等にあつては、河川の管理に要する費用、当該流水の占用等が河川の管理に及ぼす影響、河川の使用の態様等を勘案して国土交通大臣が定める額の範囲内であること。

2 法第三十二条第一項の流水占用料等の徴収に関しては、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 流水の占用等を行うことができる期間が、当該流水の占用等に係る法第二十三条から第二十五条までの許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収すること。

二 法第二十三条から第二十五条までの許可について、許可を受けた者の申請に基づき、又は法第七十五条第二項の規定による処分により、流水の占用等を行うことができる期間その他流水占用料等の額の算出の基礎となつた事項に変更があつたときは、その額を変更するものとし、既に納めた流水占用料等の額が当該変更後の額をこえるときは、そのこえる額の流水占用料等は返還すること。

三 二以上の都道府県の区域にわたつて行なわれる水利使用については、当該都道府県を統轄する都道府県知事があらかじめ協議して、それぞれその徴収すべき流水占用料等の額を定めること。

（準用河川の指定等）

第五十五条 市町村長は、法第百条第一項の規定により河川を指定しようとする場合において、当該河川が他の市町村との境界に係るものであるときは、当該他の市町村長に協議しなければならない。

2 市町村長は、法第百条第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

3 準用河川の指定の変更又は廃止の手続は、前二項の規定による指定の手続に準じて行われなければならない。

4 準用河川について、一級河川又は二級河川の指定があつたときは、当該準用河川についての法第百条第一項の指定は、その効力を失う。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第 44 - 2 号

大野郡5町2村合併協議会

大野郡周辺市、河川占用料

大分市

種 類	単 位	占用料(年額、円)		摘 要
		1級地	2級地	
電柱	1本	890	890	
電話柱	1本	330	330	電柱を除く。
鉄塔	1本	1,130	1,130	
建築物	1平方メートル	1,410	410	用途を問わず、屋根及び柱を有するもの
通路及び通路橋	1平方メートル	1,130	260	幅2メートル未満のものを除く。
物置場	1平方メートル	260	120	屋根のないもの
作業場	1平方メートル	70	40	屋根のないもの
広告板	1板	2,830	1,410	板面2平方メートル未満のもの
	1板	5,670	2,830	板面2平方メートル以上のもの
広告塔	1基	22,730	11,360	最大径1.5メートル未満であって高さ5メートル未満のもの
	1基	42,220	22,730	最大径1.5メートル以上又は高さ5メートル以上のもの

備 考 1級地 市街化区域
2級地 市街化調整区域

佐伯市

種 別	単 位	占用料金(円)	摘 要
電柱(支線及び支柱を含む。)	年1本	870	
鉄塔	"	1,000	
家屋建築物	年1㎡	200	用途は問わず柱建屋根葺のもの
通路及通路橋	"	100	幅2m未満のものを除く。
物置場	"	100	溝、堤防敷等野積のもの
作業場	"	30	屋根なきもの
広告板	年1枚	500	板面2㎡未満のもの
"	"	1,000	板面2㎡以上のもの
広告塔	年1基	1,500	最大径0.6m未満又は高さ5m未満のもの
"	"	4,000	最大径1.5m未満又は高さ5m未満のもの
"	"	7,500	最大径1.5m以上又は高さ5m以上のもの

備 考

- 1 公共団体若しくは部落が直営施行をする場合に使用するものは無料とする。
- 2 工事施行区域内の上下流各300メートル以内で採取するときは当該工事の設計数量の範囲について無料とする。

臼杵市

種 別	単 位	占用料(円)	備 考
電柱及び同支柱	1本につき1年	710	
電話柱	1本につき1年	260	共架柱を除く。
		180	共架柱に限る。
鉄柱及び鉄塔	1本につき1年	300	
家屋等建築物	1平方メートルにつき1年	100	
通路及び通路橋	1平方メートルにつき1年	10	幅2メートル未満のものを除く。
物置場	1平方メートルにつき1年	100	
作業場	1平方メートルにつき1年	100	屋根のないもの
広告板	1枚につき1年	100	表示面積2平方メートル未満のもの
	1枚につき1月	20	表示面積2平方メートル以上のもの
広告塔	1基につき1年	1,000	最大径1.5メートル未満又は高さ5メートル未満のもの
	1基につき1月	100	最大径1.5メートル以上又は高さ5メートル以上のもの
その他のもの	1平方メートルにつき1月	100	

竹田市

種 別	単 位	料金(年額、円)	摘 要
電柱	本	600	コンクリート柱を含む
電話柱	本	260	共架柱を除く
電柱支線支柱	本	600	
鉄塔	本	600	
家屋建築物	1平方メートル	200	用途は問わず柱建屋根
通路及び通路橋	1平方メートル	200	幅2米未満のものを除く
物置場	1平方メートル	200	溝堤防敷等に野積のもの
作業場	1平方メートル	60	屋根なきもの
広告板	1平方メートル	800	
広告塔	1基	3,600	
その他	1平方メートル	60	

協議事項に係る参考資料

協定項目 第 44 - 2 号

大野郡5町2村合併協議会

大野郡周辺市、河川採取料

大分市

種類	単位	金額(円)	摘要
砂	1立方メートル	95	
砂利	1立方メートル	150	
れき	1立方メートル	75	
栗石	1立方メートル	165	
軽石	1個	20	径20センチメートル以上60センチメートル未満
	1個	55	径60センチメートル以上90センチメートル未満
	1個	60	径90センチメートル以上
かや	1束	20	1束は、長さ1メートルであって周囲1メートルのものとする。
笹・柴類	1束	35	1束は、長さ1メートルであって周囲1メートルのものとし、樹木及び竹は時価により評価する。

臼杵市

種類	単位	金額(円)	摘要
砂利	1立方メートルにつき	55	
切込砂利		35	
砂		35	
土砂		35	
土		35	
泥土		20	
粘土		65	
礫		30	
栗石		60	
玉石		1個につき	10
転石	10		

佐伯市

種別	単位	金額(円)	摘要
砂利	1m3につき	55	
切込砂利		35	
砂		35	
土砂		35	
土		35	
泥土		20	
粘土		65	
つぶて		30	
栗石		60	
玉石		1個につき	10
転石	10		径35センチ以上60センチ未満
	20		径60センチ以上90センチ未満
	25		径90センチ以上
萱雑草類	束	10	1束は長さ1m周り1mとする。
笹柴類		15	樹木竹は時価により評価する。
芝	1㎡につき	25	

竹田市

種別	単位	金額(円)	摘要	
砂利	1立方メートル	55		
切込・砂利		35		
砂		35		
土		35		
泥土		20		
粘土		65		
礫		30		
栗石		60		
玉石・転石		1箇	20	

備考

- 公共団体若しくは部落が直営施行をする場合に使用するものは無料とする。
- 工事施行区域内の上下流各300メートル以内で採取するときは当該工事の設計数量の範囲について無料とする。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第 44 - 2 号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	44.建設事業の取扱い	中項目	5.建設一般補助金等の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
1.宅地防災工事補助金	自然災害危険予想地域の解消のため、借入資金に対し利子補給金として補助する	なし	なし	なし	なし	なし	なし	<p><幹事会・建設専門部会案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地防災工事補助金は、合併時に廃止する ・水道料金徴収委員補助金は、合併時に廃止する ・分担金については、継続事業を除き、合併時に統一し、徴収する。ただし、道路関係については、合併時に廃止する。
・補助対象	災害危険予想地域として指定を受けた箇所、又は災害を受けた箇所の防災工事							
・対象資金	住宅金融公庫資金（住宅改良資金）							
・補助対象額	償還金利子の合計額の25%以内、最高限度額30万円							
2.水道料金徴収委員補助金	なし	なし	なし	なし	なし	・水道料金徴収委員補助金 予算総額 65,000円	なし	
3.分担金等徴収								
・道路関係	なし	なし	なし	なし	なし	・千歳村村道新設改良工事並びに分担金徴収規則 アスファルト舗装 工事費の15% 舗装用生コン 現物支給	なし	
・県営急傾斜地崩壊対策事業	町負担金額の100分の10	補助金残額の10分の1	分担金徴収なし	分担金徴収なし	分担金徴収なし	事業費総額の100分の1	町負担金額の100分の10	
・町村営急傾斜地崩壊対策事業	補助対象事業費の100分の10	事業実施なし	事業実施なし	事業費総額の100分の10	事業に要する経費の総額から県補助・町負担分を控除した残額	事業費総額の100分の10	事業費総額の100分の10	
・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	事業費総額の100分の5	事業実施なし	事業実施なし	事業費総額の100分の5	事業費総額の100分の5	事業実施なし	事業費総額の100分の5	

社会福祉協議会の取扱い(その 2)について

社会福祉協議会の取扱い(その 2)について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 8 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

社会福祉協議会の取扱い(その 2)について

- 1 社会福祉協議会の運営に係る補助金については、社会福祉法にいう地域福祉の担い手としての役割を踏まえ、新市においても継続する。ただし、補助の内容、補助額等については合併までに調整する。
- 2 現在委託している事業については、現行のサービス水準が低下しないように合併までに調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第49-2号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	49. 社会福祉協議会の取扱いについて	中項目	1. 社会福祉協議会の取扱いについて
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
1. 町村補助 (平成14年度実績)								【専門部会・幹事会案】 社会福祉協議会の運営に係る補助金については、社会福祉法にいう地域福祉の担い手としての役割を踏まえ、新市においても継続する。ただし、補助の内容、補助額等については合併までに調整する。 現在委託している事業については、現行のサービス水準が低下しないように合併までに調整する。
(1) 補助金								
合計	10,136,000 円	10,892,000 円	10,384,405 円	11,737,110 円	9,626,000 円	12,269,377 円	11,483,279 円	
人件費・運営費	9,596,000 円	10,594,000 円	10,000,000 円	11,737,110 円	9,626,000 円	12,251,737 円	11,483,279 円	
企画広報費	円	150,000 円	円	円	円	円	円	
歳末補助 (平成16年度廃止)	500,000 円	円	円	円	円	円	円	
行人路補助	40,000 円	円	円	円	円	円	円	
ヘルパー養成研修	円	148,000 円 (平成15年度廃止)	円	円	円	円	円	
精神障害者ヘルプ	円	円	384,405 円	円	円	17,640 円	円	
2. 町村委託事業 (平成14年度実績)								
(1) 委託料								
合計	3,241,000 円	32,296,100 円	14,947,540 円	45,112,130 円	6,952,995 円	15,678,700 円	83,733,983 円	
高齢者福祉事業	2,735,000 円	25,689,100 円	11,112,240 円	35,097,570 円	6,793,995 円	14,710,630 円	31,778,081 円	
家族介護教室	円	39,000 円	84,000 円	312,000 円	円	円	円	
いきいきサロン	円	円	825,000 円	円	円	円	円	
家族介護者交流会	500,000 円	円	484,000 円	円	円	円	円	
生きがい活動通所支援	1,235,000 円	4,791,500 円	6,056,100 円	17,232,000 円	6,317,070 円	2,832,000 円	5,336,361 円	
外出支援サービス	円	円	81,900 円	2,200,000 円	27,000 円	円	1,732,000 円	
高齢者生活福祉センター	円	7,554,000 円	円	8,000,000 円	円	5,393,000 円	10,210,747 円	
配食サービス事業	円	1,467,000 円	3,519,275 円	1,400,000 円	316,800 円	528,300 円	円	
軽度生活援助事業	円	円	61,965 円	720,000 円	66,240 円	円	円	
生活管理員派遣事業	円	399,600 円	円	円	66,885 円	71,910 円	円	
介護支援センター	円	11,438,000 円	円	4,533,570 円	円	5,885,420 円	円	
地域ふれあいウィークサービス	円	円	円	円	円	円	6,678,361 円	
ふれあい家事援助サービス	円	円	円	円	円	円	314,026 円	
在宅介護支援センター派遣事業	円	円	円	円	円	円	7,476,586 円	
老人軽作業所管理運営委託金	円	円	円	円	円	円	30,000 円	
コミュニティセンター管理委託料	円	円	円	700,000 円	円	円	円	
老人憩いの家管理委託料 (平成15年度廃止)	1,000,000 円	円	円	円	円	円	円	
児童福祉事業	200,000 円	0 円	0 円	7,600,000 円	0 円	0 円	0 円	
児童館事業	円	円	円	7,500,000 円	円	円	円	
一日お父さん行事	200,000 円	円	円	100,000 円 (平成15年度廃止)	円	円	円	
介護保険事業	0 円	6,440,000 円	726,000 円	1,131,000 円	20,000 円	698,000 円	50,429,310 円	
通所介護サービス	円	6,000,000 円	円	円	円	円	26,714,383 円	
訪問入浴介護	円	円	円	円	円	円	4,855,386 円	
訪問介護サービス	円	円	円	円	円	円	14,072,089 円	
ケアプランセンター職員費負担金	円	円	円	円	円	円	3,938,452 円	
訪問調査委託料	円	円	円	円	円	円	円	
要介護認定訪問調査事業	円	440,000 円	710,000 円	973,000 円	円	590,000 円	849,000 円	
住宅改修事務手数料	円	円	16,000 円	158,000 円	20,000 円	108,000 円	円	
その他の福祉事業	306,000 円	167,000 円	126,000 円	139,000 円	139,000 円	139,000 円	140,000 円	
心配ごと相談事業	306,000 円	167,000 円	126,000 円	139,000 円	139,000 円	139,000 円	140,000 円	
障害者福祉事業	0 円	0 円	2,502,300 円	1,144,560 円	0 円	131,070 円	1,386,592 円	
身障訪問入浴	円	円	円	円	円	円	932,152 円	
身障ヘルプ	円	円	602,140 円	1,125,450 円	円	131,070 円	454,440 円	
知的ヘルプ	円	円	807,550 円	19,110 円	円	円	円	
難病ヘルプ	円	円	92,610 円	円	円	円	円	
小規模通所授産調査事業	円	円	1,000,000 円	円	円	円	円	
国民健康保険事業	0 円	0 円	481,000 円	0 円	0 円	0 円	0 円	
ネットワーク活動	円	円	481,000 円	円	円	円	円	

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第49-2号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	49.社会福祉協議会の取扱いについて	中項目	1.社会福祉協議会の取扱いについて
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
(2)施設等の運営管理委託	<ul style="list-style-type: none"> 三重町老人憩の家 三重町本城2060 (高齢者福祉事業の取扱い) (注 平成14年度まで委託) 	<ul style="list-style-type: none"> 清川村在宅介護支援センター 清川村砂田1844 (高齢者福祉事業の取扱い) 清川村高齢者生活福祉センター 清川村砂田1844 (高齢者福祉事業の取扱い) 	<ul style="list-style-type: none"> 緒方町デイサービスセンター悠々 緒方町上冬原 (高齢者福祉事業の取扱い) デイサービスセンターやまびこ 緒方町馬背畑 (高齢者福祉事業の取扱い) グループホームふれんど 緒方町馬背畑 (高齢者福祉事業の取扱い) 緒方町老人憩の家 直入町長湯 (高齢者福祉事業の取扱い) 小規模作業所へるとハウス 緒方町原尻 (障害者福祉事業の取扱い) (注 平成15年度より社協が事業主体) 	<ul style="list-style-type: none"> 朝地町在宅介護支援センター 朝地町朝地906-7 (高齢者福祉事業の取扱い) 朝地町憩いの村 朝地町朝地906-7 (高齢者福祉事業の取扱い) 朝地町コミュニティセンター 朝地町朝地906-7 (高齢者福祉事業の取扱い) 朝地町総合福祉センター 朝地町坪泉557-1 (児童福祉、高齢者福祉事業の取扱い) 	<ul style="list-style-type: none"> 大野町老人福祉センター 大野町田中700-2 (高齢者福祉事業の取扱い) 	<ul style="list-style-type: none"> 千歳村在宅介護支援センター 千歳村新殿314-1 (高齢者福祉事業の取扱い) 千歳村高齢者生活福祉センター 千歳村新殿314-1 (高齢者福祉事業の取扱い) 	<ul style="list-style-type: none"> デイサービスセンターあけぼの荘 犬飼町田原1513-1 (高齢者福祉事業の取扱い) 生活支援ハウスふれあい荘 犬飼町田原1513-1 (高齢者福祉事業の取扱い) 犬飼町ふれあいセンター 犬飼町下津尾3883-1 (高齢者福祉事業の取扱い) 	

協議事項に係る参考資料

協定項目第49-2号

大野郡5町2村合併協議会

職員体制

(平成16年1月31日現在)

項 目	三 重 町	清 川 村	緒 方 町	朝 地 町	大 野 町	千 歳 村	犬 飼 町
(1) 事務局							
事務局長	1名 (正規)	1名 (出向)	1名 (業務援助)	1名 (業務援助)	1名(平成16年度より) (業務援助)	1名 (嘱託)	1名 (嘱託)
総務部門	1名 (嘱託)	2名 (臨時)	1名 (正規)	2名 (正規)	2名 (正規1・嘱託1)	2名 (正規1・臨時1)	1名 (正規)
地域在宅福祉部門	2名 (嘱託1・臨時1)	1名 (正規)	2名 (正規1・臨時1)	1名 (正規)	1名 (正規)	1名 (正規)	1名 (正規)
介護保険外 通所介護部門					5名 (正規1・非常勤4)		3名 (正規1・臨時2)
(2) 介護保険事業							
通所介護事業部門		7名 (正規)	16名 (正規5・臨時11)	19名 (正規8・臨時4・非常勤7)		12名 (正規5・臨時6・非常勤1)	10名 (正規4・臨時1・非常勤5)
訪問介護事業部門		12名 (正規1・臨時5・非常勤6)	9名 (臨時)	5名 (正規3・臨時1・非常勤1)	6名 (正規3・非常勤3)	6名 (正規2・非常勤4)	10名 (正規2・臨時1・非常勤7)
訪問入浴介護部門		3名 (臨時)	5名 (臨時3・非常勤2)	2名 (非常勤)			3名 (正規1・非常勤2)
移動支援部門			1名 (臨時)				
居宅介護部門		2名 (嘱託1・臨時1)	2名 (正規)	1名 (正規)		2名 (正規1・嘱託1)	2名 (正規)
痴呆対応型共同生活介護部門			5名 (正規2・臨時2・非常勤1)				
(3) 委託事業							
在宅介護支援センター部門		2名 (正規)		2名 (業務援助1・正規1)		1名 (正規)	1名 (正規)
児童館事業部門				2名 (正規)			
高齢者生活福祉センター部門		3名 (正規1・臨時2)		2名 (臨時1・非常勤1)		3名 (正規1・嘱託2)	3名 (正規1・非常勤2)
(4) 補助事業							
小規模作業所部門			2名 (正規)				
職 員 計	4名	33名	44名	37名	15名	28名	35名

協議事項に係る参考資料

大野郡5町2村合併協議会

先進事例

上天草市（平成16年3月31日合併）

- 1 社会福祉協議会については、4町の社会福祉協議会の事情を尊重しながら合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 事業委託、事業補助については、社会福祉協議会の事業内容等の事情を尊重しながら調整に努める。

八代地域市町村合併協議会（平成17年1月16日合併予定）

- 1 社会福祉協議会の取り扱いについては、それぞれの事情を尊重しながら統合に向けて調整に努める。
社会福祉協議会に対する補助については、新市においても引き続き補助を行うが、補助の内容、補助額などについては合併までに調整する。
社会福祉協議会に委託する事業については、新市においても引き続き事業を委託するが、委託する事業の内容、委託料などについては、合併までに調整する。
社会福祉協議会に管理運営を委託する施設については、合併までに調整する。

五名地域1市8町合併協議会（平成17年1月17日合併予定）

- 1 社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努める。
また、新市は少子高齢社会に向け、誰もが安心して生活できるよう、地域福祉の担い手である社会福祉協議会と協力し、社会福祉の増進に努める。

広島県高田郡六町合併協議会（平成16年3月1日合併）

- 1 社会福祉協議会の統合については、各社会福祉協議会の事情を尊重しながら、合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 社会福祉協議会に対する助成については、社会福祉協議会において調整する統合時の各事業の目的や効果を基に、新市移行までの間に調整を図る。
- 3 社会福祉協議会への委託事業については、新市全域に同等な福祉サービスを提供するうえで、地域の実情から社会福祉協議会が最適である場合については、社会福祉協議会に委託する。

あさぎり町（平成15年4月1日合併）

- 1 社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努める。また、新町は社会福祉協議会と協力し、高齢化社会に向けて、住民が安心して生活できるよう福祉の充実に努める。
社会福祉協議会は、現況（施設、組織、身分など）のまま新町の社会福祉協議会に引継ぐものとする。
新町の社会福祉協議会の役員の構成は、必要最小限度とし、旧町村のバランスを考慮して組織する。
各社会福祉協議会で行っている施設の管理受託事業等については、新町の社会福祉協議会に引継ぐものとする。
新町の社会福祉協議会は、「事業型」に改善し独立採算に近くなるように努め、健全な財政運営を図る。

根拠法令

社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第252条の20に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第1号各号に掲げる実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員とすることができる。ただし、役員の総数の5分の1を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。